

1-2 整備の方向性

ゾーン別の特性より立案した整備の方針をもとに、整備の方向性を設定することとし、表Ⅱ-1-5に、施設整備の方向性について示す。

■ 表Ⅱ-1-5に関する事項

- 整備の方向性がほぼ同一となる隣接する地区海岸については統合して、一定範囲の連続性をもった整備の方向性を示す。(統合した範囲を「エリア」と呼ぶ)
- 整備の方向性は、統合した地区海岸（エリア）の現状の防護水準、環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等にも配慮して、防護面、環境面、利用面別に方向性を示している。
- 「海岸保全の方向性」に基づき、統合した地区海岸（エリア）毎に、防護面、環境面、利用面における整備の方向性のうち特に配慮する事項について着色して示す。
- 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示す。
- 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。
- 環境面、利用面における整備の方向性の記述がない海岸については、現状においてそれぞれの要素が少ない海岸であるが、必要に応じて生態系や景観への配慮等を検討する。

注1) 海岸の番号を図Ⅰ-1-2に示している。

表Ⅱ-1-4 広島沿岸域における整備の方向性（全域の共通施策）

防護面	環境面	利用面
● 侵食に強い海岸の整備 ・土砂収支の広域的連携の推進 ● 総合的な防災体制の整備 ・施設の運用・維持管理の高度化 ・地域と協力した防災体制の整備 ・地域住民の防災意識の向上	● 生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系に配慮した施設整備 ● 海岸環境の保全活動の推進 ・環境情報の共有化 ・海岸ごみ対策の充実 ・海岸及び周辺施策との連携 ● 環境教育の推進 ・環境教育の場としての活用	● 利用しやすい海岸の整備 ・ユニバーサルデザインの視点に立った施設整備 ● 海岸利用の増進 ・海岸利用の積極的な情報提供の推進 ・海岸及び周辺施策との連携 ● 海岸利用のルールづくり ・利用者のマナー向上に向けた取組の推進 ・放置艇対策における関係機関との調整

表Ⅱ-1-5(1) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
1	大竹港海岸（小島） 大竹港海岸（三菱） 大竹港海岸（新町） 大竹港海岸（小方） 玖波漁港海岸（玖波）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセス ¹⁹⁾ の確保 （水際線までのアクセス確保など） （新町、小方、玖波） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 （水引き部の遊歩道化など） （新町、小方、玖波）
2	阿多田漁港海岸（阿多田）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 （海水浴利用など） ・健康に役立つ海岸の創造 （水引き部の遊歩道化など）
3	大竹海岸（阿多田）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （阿多田島長浦自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 （水引き部の遊歩道化など）
4	大竹海岸（玖波） 大野海岸（鳴川） 大野海岸（宮浜）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 （海水浴利用、マリンスポーツ利用など） ・健康に役立つ海岸の創造 （水引き部の遊歩道化など）
5	丸石漁港海岸（丸石） 大野海岸（丸石） 塩屋漁港海岸（塩屋） 大野海岸（小田島） 梅原漁港海岸（梅原） 大野海岸（大国蛸ヶ崎）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 （潮干狩り利用など） ・健康に役立つ海岸の創造 （水引き部の遊歩道化など）
6	上ノ浜漁港海岸（上ノ浜） 大野海岸（上ノ浜） 大野海岸（早時） 大野海岸（深江） 大野海岸（赤崎） 大野海岸（鼓ヶ浜） 厳島港海岸（赤崎） 大野海岸（柿ノ浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （干潟など） （上ノ浜漁港海岸-上ノ浜、大野海岸-上ノ浜、早時、深江、大野海岸-赤崎、鼓ヶ浜、柿ノ浦） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 （水引き部を遊歩道化など）
7	廿日市海岸（阿品）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 （海水浴利用、マリンスポーツ利用など） ・健康に役立つ海岸の創造 （水引き部の遊歩道化など）
8	地御前漁港海岸（地御前） 廿日市海岸（扇新開）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上 （扇新開）	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 （水引き部の遊歩道化など） ・歴史・文化資源と調和した施設整備 （管絃祭など）
9	厳島港海岸（網ノ浦） 厳島港海岸（有ノ浦） 厳島港海岸（長浜） 厳島港海岸（杉ノ浦） 厳島港海岸（包ヶ浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （干潟・砂浜など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （世界文化遺産区域や自然公園特別保護地区としての調和、優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 （海水浴利用など） ・健康に役立つ海岸の創造 （水引き部の遊歩道化など） ・歴史・文化資源と調和した施設整備 （管絃祭・神能・玉取祭・鎮火祭など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 （水中花火大会など）

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

※ 番号の付いた語句の説明は、巻末用語集参照

表Ⅱ-1-5(2) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
10	広島港海岸(嘉永)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上(嘉永、廿日市南、住吉桜尾)	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など) ●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(廿日市ポートパークなど)
	広島港海岸(廿日市南)			
	広島港海岸(住吉桜尾)			
11	広島港海岸(美濃里)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上(美濃里)	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など) ●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造(水叩き部の遊歩道化など)
	五日市漁港海岸(五日市)			
12	広島港海岸(五日市)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	—	—
13		●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(みずどりの浜公園など)
14	草津漁港海岸(草津)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)	—
15	広島港海岸(南観音)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(観音マリーナ、マリーナホップなど)
16		●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	—
17	広島港海岸(江波)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●海岸利用の増進 ・歴史・文化資源と調和した施設整備(江波の漕ぎ伝馬、管絃祭など) ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(海神宮など)
18	広島港海岸(吉島)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(ポートパーク広島など)
19	広島港海岸(出島)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	—
20		●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(港湾緑地、フェリー乗場など)
21	広島港海岸(元宇品)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造(水叩き部の遊歩道化など)
22		●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(砂浜など)	—
23		●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(ホテル、マリーナなど)
24	広島港海岸(宇品)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	—	●海岸利用の増進 ・歴史・文化資源と調和した施設整備(広島みなと祭など)
25	広島港海岸(宇品)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策(宇品)	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	—
	広島港海岸(丹那)			

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(3) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
26	広島港海岸（向洋） 広島港海岸（船越） 広島港海岸（矢野）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上（船越、矢野）	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（海田町海浜公園など）
27	広島港海岸（坂）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（平成7年海浜公園など）
28		●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（小学校の体験学習など）
29		●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など）
30	坂海岸（小屋浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水引き部の遊歩道化など）
31	広島港海岸（金輪島） 広島港海岸（似島西） 広島港海岸（二階） 広島港海岸（深浦） 広島港海岸（似島東）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（砂浜など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水引き部の遊歩道化など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（荒神社、似島臨海公園など）
32	江田島海岸（江田島秋月） 小用港海岸（秋月）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など）
33	小用港海岸（小用）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟・砂浜など）	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用、潮干狩り利用など）
34	小用港海岸（切串）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	—
35	江田島海岸（切串・幸浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟・砂浜など）	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用、潮干狩り利用など）
36	大須港海岸（大須）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備	—	—
37	江田島海岸（マゴ石・長浜）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟・砂浜など）	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用、潮干狩り利用など）
38	江田島海岸（江田島津久茂宮之原） 津久茂港海岸（津久茂） 江田島海岸（津久茂） 世上漁港海岸（宮ノ原） 江田島海岸（江田島矢の浦） 鷺部矢ノ浦港海岸（鷺部矢ノ浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など）
39	江田島海岸（内海） 内海港海岸（飛渡瀬） 江田島海岸（江田島能美中町）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟・砂浜など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用、潮干狩り利用など）
40	中田港海岸（中町）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など）
41	中田港海岸（高田） 江田島海岸（江田島能美遠崎）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	—
42	沖美海岸（三吉） 三高港海岸（小島） 三高港海岸（中ノ浜） 三高港海岸（高祖） 沖美海岸（高祖）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	—	—
43	美能漁港海岸（美能）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など）

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(4) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
44	沖美海岸(組) 鹿田港海岸(鹿田) 沖美海岸(入鹿)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(砂浜など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(海水浴利用など)
45	畑漁港海岸(是長) 畑漁港海岸(畑)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など)
46	沖美海岸(是長) 沖美海岸(大屋) 江田島海岸(江田島沖美岡大王)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(砂浜など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(マリンスポーツ利用など)
47	沖美海岸(大黒)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(砂浜など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(マリンスポーツ利用など)
48	鹿川港海岸(大矢) 鹿川港海岸(文久) 鹿川港海岸(鎌木) 鹿川港海岸(大柿) 深江漁港海岸(深江) 大柿海岸(深江)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など)
49	大柿海岸(沖野島)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(干潟・砂浜など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(海水浴利用、マリンスポーツ利用など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(マリントーク瀬戸内、沖野島マリーナなど)
50	大柿海岸(西部) 大柿海岸(南部)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(大柿長浜自然海浜保全地区などの天然の海岸線) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(海水浴利用など)
51	大柿海岸(東部) 江田島海岸(江田島大柿大君)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	—
52	大柿港海岸(大君) 柿浦漁港海岸(柿浦)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など)
53	呉海岸(天応)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(呉ポートピアパークなど)
54	大屋漁港海岸(大屋)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	—
55	呉海岸(吉浦狩留賀)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(藻場など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(海水浴利用など)
56	呉港海岸(吉浦) 呉港海岸(川原石) 呉港海岸(宝町) 呉港海岸(警固屋)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(呉みなと祭りなど)
57	呉海岸(警固屋)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(砂浜など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(海水浴利用など)

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(5) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
58	呉港海岸（阿賀（大入））	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟・砂浜など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用、マリンスポーツ利用など） ・歴史・文化資源と調和した施設整備（管絃祭など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（阿賀マリノボリスなど）
	呉港海岸（阿賀（阿賀マリノ））			
	呉港海岸（阿賀（延崎））			
	呉港海岸（広）			
	呉港海岸（長浜）			
59	呉港海岸（小坪）			
	呉港海岸（小坪）			
59	呉海岸（仁方）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など）	—
	呉港海岸（仁方）			
60	情島漁港海岸（情島）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場など）	—
61	音戸漁港海岸（鰯浜）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（清盛塚などの歴史・文化資源との調和、優れた眺望の確保など）	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備（清盛祭りなど）
	音戸海岸（音戸）			
	音戸漁港海岸（坪井）			
	音戸海岸（渡子）			
	田原漁港海岸（田原）			
	音戸海岸（早瀬）			
62	釣士田港海岸（早瀬）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟・砂浜など）	—
	釣士田港海岸（藤ノ脇）			
	釣士田港海岸（釣士田）			
	釣士田港海岸（東宇和木）			
	釣士田港海岸（西宇和木）			
	釣士田港海岸（光ヶ瀬）			
63	釣士田港海岸（鳴滝）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟・砂浜など）	—
	釣士田港海岸（重極）			
	釣士田港海岸（重生）			
	釣士田港海岸（重生）			
	釣士田港海岸（重生）			
	釣士田港海岸（重生）			
63	波多見港海岸（波多見）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（大浦崎自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用、マリンスポーツ利用など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（大浦崎公園、音戸フェスティバルなど）
	波多見港海岸（波多見）			
64	音戸海岸（波多見）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（大浦崎自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（大浦崎公園、音戸フェスティバルなど）
	奥の内港海岸（奥の内）			
65	長谷漁港海岸（長谷）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟・砂浜など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	—
66	倉橋海岸（寒那）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	—
	倉橋海岸（脇田）			
	袋の内港海岸（袋の内）			
67	倉橋海岸（本倉井）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（須之浦自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など）
	倉橋漁港海岸（大向）			
	倉橋漁港海岸（西平土）			
	倉橋漁港海岸（須川）			
67	倉橋漁港海岸（瀬郷）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（須之浦自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など）
	倉橋漁港海岸（瀬郷）			

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(6) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
68	倉橋漁港海岸（本浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（長門島松原などの歴史・文化資源との調和、優れた眺望の確保など）	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーション増進のための施設整備（海水浴利用、マリンスポーツ利用など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（桂浜神社、トライアスロン大会など）
69	倉橋漁港海岸（石持） 倉橋漁港海岸（尾立） 倉橋漁港海岸（室尾） 倉橋漁港海岸（海越） 倉橋漁港海岸（鹿老渡北） 倉橋漁港海岸（鹿老渡南） 倉橋漁港海岸（矢尻） 倉橋漁港海岸（瀬戸） 倉橋漁港海岸（家之元） 倉橋漁港海岸（祖之元） 倉橋漁港海岸（宮ノ口）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	—
70	倉橋海岸（鹿島） 倉橋海岸（唐船）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟・砂浜など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	—
71	大迫港海岸（大迫）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	—
72	倉橋海岸（大迫） 倉橋海岸（亀ヶ首）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟・砂浜など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	—
73	下蒲刈海岸（下蒲刈） 吉悪港海岸（吉悪）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全（魚付保安林など） ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・砂浜など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	—
74	蒲刈港海岸（見戸代（港）） 蒲刈港海岸（丸谷） 蒲刈港海岸（三之瀬）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全（マゼンタササギの生息地など） ・干潟・砂浜の維持・回復（天神鼻緑地環境保全地域などの天然の海岸線、藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（蘭島閣美術館などの歴史・文化資源との調和、優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（植栽、遊歩道の設置など） ・歴史・文化資源と調和した施設整備（欄伝馬など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（蘭島閣美術館など）
75	下蒲刈海岸（小地藏） 大地蔵漁港海岸（大地蔵）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（植栽、遊歩道の設置など） ・歴史・文化資源と調和した施設整備（欄伝馬など）
76	蒲刈港海岸（向（南）） 蒲刈港海岸（向（北）） 蒲刈港海岸（田戸） 蒲刈港海岸（宮盛） 蒲刈港海岸（大浦（港）） 蒲刈港海岸（大浦（農））	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（日高庄緑地環境保全地域などの天然の海岸線、藻場など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備（欄伝馬など）

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(7) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
77	川尻港海岸（岩戸）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（潮干狩り利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（遊歩道の設置など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（親水公園など）
	川尻港海岸（沖田）			
	川尻港海岸（森）			
	川尻港海岸（久俊）			
	川尻海岸（大才）			
78	小用港海岸（小用）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全（ハシシヨマ科の生息地など） ・干潟・砂浜の維持・回復（中小島・七浦自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（稚児明神などの歴史・文化資源との調和、優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（グリーンピアせとうちなど）
	安浦海岸（日の浦）			
	安登海岸（久多田）			
	安浦海岸（小島）			
	安浦漁港海岸（日の浦）			
79	安浦漁港海岸（水尻）			
	安浦漁港海岸（実成）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場など）	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備（柏島神社大祭など）
80	安浦漁港海岸（三津口）			
	蒲刈海岸（長瀬黒壳）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全（斎島周辺鳥獣保護区特別保護地区など） ・干潟・砂浜の維持・回復（宍が浜自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用、潮干狩り利用、マシボート利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（植栽など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（天体観測館、県民の浜と星まつり、スイムランin蒲刈大会など）
	蒲刈海岸（大浦）			
	原漁港海岸（原）			
81	豊浜海岸（豊島）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全（斎島周辺鳥獣保護区特別保護地区など） ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・砂浜など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	—
	豊島漁港海岸（代間）			
82	豊島漁港海岸（山崎）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全（斎島周辺鳥獣保護区特別保護地区など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（植栽、遊歩道の設置など）
	豊島漁港海岸（内浦）			
83	豊島漁港海岸（立花）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全（アビ渡来群遊海面、斎島周辺鳥獣保護区特別保護地区、魚付保安林など） ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（植栽、遊歩道の設置など）
	豊島漁港海岸（大浜）			
84	豊島漁港海岸（松山）			
85	豊島漁港海岸（尾久比）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全（アビ渡来群遊海面、斎島周辺鳥獣保護区特別保護地区、魚付保安林など） ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・砂浜など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	—
	豊島漁港海岸（斎）			
	豊浜海岸（斎）			
85	三角海岸（西浜）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・砂浜など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	—
	御手洗港海岸（三角）			
85	豊海岸（三角浦）			

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうちに配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(8) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
86	御手洗港海岸（普登） 御手洗港海岸（久比） 御手洗港海岸（小柳）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	—
87	御手洗港海岸（野坂）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 （海水浴利用など）
88	御手洗港海岸（平羅） 御手洗港海岸（大島） 御手洗港海岸（小島）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	—
89	御手洗港海岸（内浜）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	—
90	御手洗港海岸（北堀） 御手洗港海岸（南堀） 御手洗港海岸（蛭子）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・未整備区間における施設整備	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （豊町御手洗伝統的建造物群保存地区 などの歴史・文化資源との調和、 優れた眺望の確保など）	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 （豊町御手洗伝統的建造物群保存地区、 セタ納涼祭（花火大会）など）
91	豊海岸（宇留明） 豊海岸（豊町） 豊島漁港海岸（沖友）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場・砂浜など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	—
92	安芸津海岸（大芝） 大芝南漁港海岸（大芝南） 大芝北漁港海岸（大芝北）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （自然公園特別地域、優れた眺望の確保 など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など）
93	小松原海岸（小松原） 大芝北漁港海岸（小松原）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （砂浜など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 （海水浴利用など）
94	安芸津海岸（風早） 安芸津港海岸（風早） 安芸津港海岸（雲下） 安芸津港海岸（木谷）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場・干潟など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 （潮干狩り利用など） ・健康に役立つ海岸の創造 （水引き部の遊歩道化など） ・歴史・文化資源と調和した施設整備 （住吉祭など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 （安芸津フェスティバルなど）
95	安芸津海岸（木谷（河）） 安芸津海岸（木谷（農））	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （砂浜など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 （海水浴利用など）
96	竹原海岸（小泊） 竹原海岸（曾井） 竹原港海岸（沖辺） 吉名漁港海岸（吉名） 竹原港海岸（築地） 竹原海岸（築地）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 （カブトガニ、ハゼシヨマ科、スナガニの生息地 など） ・干潟・砂浜の維持・回復 （干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （自然公園特別地域など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・体験学習・学習活動等への活用 ・健康に役立つ海岸の創造 （水引き部の遊歩道化など）

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(9) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
97	竹原港海岸（明神）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟・砂浜など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（自然公園特別地域など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用、マリブ・ワーク利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
	竹原港海岸（昴場）			
	竹原港海岸（高崎）			
98	竹原港海岸（福田）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（長浜自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藁場など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（忠海八幡神社社叢などの歴史・文化資源との調和）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用、マリブ・ワーク利用など）
	長浜漁港海岸（長浜）			
	竹原海岸（長浜）			
	忠海港海岸（忠海）			
99	竹原海岸（大久野島）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（砂浜など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（自然公園特別地域など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（休暇村大久野島など）
100	東野海岸（外表）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	—	—
101	木江港海岸（岩白）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など） ・歴史・文化資源と調和した施設整備（十七夜祭（櫓伝馬）など）
	木江港海岸（大楯）			
	木江港海岸（木江）			
	木江港海岸（野賀）			
102	沖浦海岸（野賀）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
103	沖浦漁港海岸（沖浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など） ・歴史・文化資源と調和した施設整備（蛸子祭など）
104	大崎海岸（来島）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（砂浜など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	—
105	大崎海岸（大串）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 ・地震時の液状化対策 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（大串自然海浜保全地区などの天然の海岸線、砂浜など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（大串キャンプ場、大崎サマーフェスティバルなど）
	大崎海岸（外浜）			
106	大崎海岸（七々見）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（砂浜など）	—
	大崎海岸（七々見東）			

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(10) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
107	大西港海岸（城ヶ浜） 大西港海岸（瀬井） 大西港海岸（長松）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟・砂浜など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用、潮干狩り利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（親水公園など）
108	大西港海岸（長江谷） 大西港海岸（大西） 大西港海岸（刀崎） 大西港海岸（黒崎） 大西港海岸（塔之越） 大西港海岸（原下） 大西港海岸（東原下）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・砂浜など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
109	大西港海岸（長島東） 大西港海岸（長島浜） 大西港海岸（飛渡） 大西港海岸（王五） 大崎海岸（長島北）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・砂浜など）	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（魚釣り公園“マリンパークおおさき”など）
110	東野海岸（脇の浦） 東野海岸（大田） 鯉崎港海岸（太田） 鯉崎港海岸（矢弓）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
111	鯉崎港海岸（白水） 鯉崎港海岸（盛谷） 鯉崎港海岸（大琴）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など） ・歴史・文化資源と調和した施設整備（住吉権伝馬など）
112	鯉崎港海岸（鯉崎）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
113	鯉崎港海岸（馬取） 鯉崎港海岸（貝香） 鯉崎港海岸（福浦） 鯉崎港海岸（生野） 鯉崎港海岸（船島） 鯉崎港海岸（佐組島）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（砂浜など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（自然公園特別地域など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（自然休養村、かんねキャンプ場など）
114	三原海岸（久津） 三原海岸（大荷）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	—
115	能地漁港海岸（能地）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全（ナガノオの生息地など） ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	—

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(11) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
116	三原海岸（須波） 須波港海岸（須波） 須波漁港海岸（須波）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保、植栽による海岸線の緑化など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
117	尾道糸崎港海岸（貝野） 尾道糸崎港海岸（円一） 尾道糸崎港海岸（三原）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
118	尾道糸崎港海岸（福地） 吉和漁港海岸（吉和）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	—
119	尾道糸崎港海岸（尾道）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（尾道水道周辺の歴史・文化資源との調和、優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など） ・歴史・文化資源と調和した施設整備（住吉祭り、ベッチャー祭りなど） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（千光寺、住吉花火祭り、みなと祭りなど）
120	尾道糸崎港海岸（山波）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟など）	—
121	尾道糸崎港海岸（向島北）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（尾道水道周辺の歴史・文化資源との調和、優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など） ・歴史・文化資源と調和した施設整備（住吉祭り、ベッチャー祭りなど） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（住吉花火祭り、みなと祭りなど）
122	尾道糸崎港海岸（向東）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など）	—
123	尾道糸崎港海岸（高西）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟など）	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
124	尾道糸崎港海岸（機織） 尾道糸崎港海岸（松永） 尾道糸崎港海岸（柳津）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上（機織）	—	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
125	尾道糸崎港海岸（金江藤江）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
126	尾道糸崎港海岸（浦崎） 串浜漁港海岸（串浜）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など）	—
127	尾道海岸（ほうまあ） 尾道海岸（高松） 尾道海岸（浦崎高松） 尾道海岸（浦崎満越） 海老漁港海岸（海老） 尾道海岸（浦崎新田） 尾道海岸（浦崎）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など）

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(12) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
128	尾道海岸（吉ノ浜）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (百島自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	—
	泊漁港海岸（吉ノ浜）			
	泊漁港海岸（泊）			
	尾道海岸（泊）			
	尾道海岸（水の浜）			
129	尾道海岸（海老呑）			
	福田港海岸（波戸）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)
	福田港海岸（福田）			
130	向島海岸（加島北）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域など)	—
	向島海岸（加島南）			
131	向東海岸（古江浜）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (干汐自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	—
	向東海岸（小水）			
	大町漁港海岸（大町）			
	尾道海岸（大町）			
	尾道海岸（大町）			
132	向島海岸（稲積）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (干汐自然海浜保全地区などの天然の海岸線、立花緑地環境保全地域などの天然の海岸線、藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域、優れた眺望の確保など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など) ・健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など)
	干汐漁港海岸（稲積）			
	干汐漁港海岸（干汐）			
	向島海岸（立花）			
	立花漁港海岸（立花）			
133	向島海岸（向島）			
	尾道糸崎港海岸（向島西）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など)	—
	尾道糸崎港海岸（岩子）			
134	尾道糸崎港海岸（船越）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域、優れた眺望の確保など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など)
	向島海岸（池ノ浦）			
	向島海岸（団子石）			
	向島海岸（浜ノ浦）			
	向島海岸（浜ノ浦）			
135	因島海岸（深浦大浜）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 (大浜崎鳥獣保護区特別保護地区など) ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域、植栽による海岸線の緑化など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など) ・健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (因島アメニティー公園、大浜崎キャンプ場など)
	因島海岸（深浦）			
	因島海岸（三池）			
	因島海岸（相川）			
	因島海岸（相川）			
136	中浜港海岸（大浜）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (梶ノ鼻自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など)
	中浜港海岸（中庄）			
	中浜港海岸（外浦）			
	鏡浦漁港海岸（鏡浦）			
	棕浦港海岸（棕浦）			
137	土生港海岸（三庄）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域、優れた眺望の確保など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (折古の浜キャンプ場など)
	土生港海岸（小用）			
138	重井港海岸（細島）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など)	—
	因島海岸（細島西）			
	因島海岸（細島東）			
	因島海岸（細島東）			

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(13) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
139	土生港海岸（土生）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 （水引き部の遊歩道化など）
	因島海岸（竹長）			
	因島海岸（重井）			
	西浦漁港海岸（西浦）			
140	重井港海岸（西浜）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 （水引き部の遊歩道化など）
	重井港海岸（伊浜西）			
	重井港海岸（馬神・宮沖）			
	重井港海岸（伊浜東）			
141	瀬戸田港海岸（中野）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 （水引き部の遊歩道化など）
	瀬戸田海岸（名荷）			
	瀬戸田海岸（西浦坂田）			
	因島海岸（田風）			
142	生口港海岸（原）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保、植栽による海岸線の緑化など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など）
	生口港海岸（波止岡）			
143	生口港海岸（御寺）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・体験学習・学習活動等への活用 ・健康に役立つ海岸の創造 （水引き部の遊歩道化など）
	生口港海岸（宮原）			
	生口港海岸（泊）			
	生口港海岸（田高根）			
144	瀬戸田海岸（垂水早瀬）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （耕三寺などの歴史・文化資源との調和 優れた眺望の確保、植栽による海岸線の緑化など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 （海水浴利用、マリンスポーツ利用など） ・健康に役立つ海岸の創造 （水引き部の遊歩道化など） ・歴史・文化資源と調和した施設整備 （灯籠流しなど） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 （耕三寺、平山郁夫美術館など）
	瀬戸田港海岸（垂水）			
	瀬戸田港海岸（福田）			
145	瀬戸田港海岸（高根）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （高根島自然海岸保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	—
	瀬戸田海岸（高根）			
146	佐木港海岸（須ノ上）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （柄鎌瀬戸、佐木大野浦自然海岸保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 （海水浴利用など） ・健康に役立つ海岸の創造 （水引き部の遊歩道化など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 （トリアスロン大会など）
	鷺浦海岸（黒浜）			
	瀬戸田港海岸（向田）			
	鷺浦海岸（長岩）			
	鷺浦海岸（夷焼布袋岩）			
	佐木港海岸（須波）			
147	佐木港海岸（大野浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場など）	—
	佐木港海岸（小佐木（港））			
	佐木港海岸（小佐木（農））			
	小佐木海岸（北浦）			
148	福山港海岸（野の浜）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上 （野の浜）	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など） ●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	—
	福山港海岸（沖浦）			

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(14) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
149	福山港海岸（手城）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（福山芸術文化ホール、福山ばら祭りなど）
150	福山港海岸（一文字）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（ポートパーク福山、福山芸術文化ホール、福山ばら祭りなど）
151	福山漁港海岸（水呑） 福山港海岸（田尻） 福山漁港海岸（田尻）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全（ハゼシオ科、スガミの生息地など） ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（竹ヶ端運動公園、ファミリーパークキャンプ場、田尻民族資料館など）
152	福山港海岸（みゆき） 福山港海岸（江の浦） 平漁港海岸（平） 福山海岸（室浜）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全（スガミの生息地など） ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（瀬の浦周辺の歴史・文化資源などとの調和）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など） ・歴史・文化資源と調和した施設整備（雁木、常夜燈など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（瀬の浦弁天島花火大会など）
153	走漁港海岸（唐船） 福山海岸（本浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全（魚付保安林など） ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など）
154	走漁港海岸（浦友） 走漁港海岸（本浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全（魚付保安林など） ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	—
155	阿伏見港海岸（能登原） 千年港海岸（桜） 千年港海岸（岩船） 千年港海岸（草深） 千年港海岸（敷名） 千年港海岸（常石）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（阿伏見観音などの歴史・文化資源との調和）	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（阿伏見観音、盤台寺、ハーブガーデンなど）
156	内海海岸（馬場崎） 箱崎漁港海岸（箱崎） 箱崎漁港海岸（小用地）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（箱崎自然海浜保全地区などの天然の海岸線、干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（憩いの森、定置網観光など）
157	内海海岸（大畑）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など）	—
158	横田漁港海岸（南） 横田漁港海岸（家廻） 横田漁港海岸（入双） 内海海岸（小坊志）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全（魚付保安林など） ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など）	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（王城・切石公園、横島底引網観光など）

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(15) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
159	内海海岸（グイビ） 内海海岸（横山） 内海海岸（横島）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全（魚付保安林など） ・干潟・砂浜の維持・回復（グイビ・横山自然海岸保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（陸けい砂州の保全など）	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（王城・切石公園など）
160	内海海岸（新道） 横田港海岸（横島） 横田港海岸（町） 横田港海岸（大浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全（魚付保安林など） ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟・砂浜など）	—
161	箱崎漁港海岸（釜屋） 箱崎漁港海岸（内浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	—
162	箱崎漁港海岸（寺山） 箱崎漁港海岸（阿伏兎）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（箱崎マリーナなど）

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

2. 施設整備に関する基本的な事項の詳細

整備対象海岸毎に、整備する施設の種類、規模、受益地域、整備の方向性等を整理した「施設の整備内容」を表Ⅱ-2-1、整備計画図を図Ⅱ-2-1に示す。

施設整備の内容については、次のように設定している。

《施設整備の内容》

項目	決定方法
① 整備対象地区海岸	要海岸保全区域内の海岸で、海岸保全施設が未整備または機能不足（③で設定した堤防高が現状で確保されていない）であるため、越波の被害が依然として発生していたり、老朽化が進行している箇所がある地区海岸を選定。
② 整備延長	①の地区海岸のうち、海岸保全施設が未整備・機能不足、あるいは老朽化が進行しており、改良の必要性がある箇所の延長。
③ 代表堤防高	防護水準として設定した潮位に、防護水準として設定した波浪を用いて算定した必要高と余裕高を加えて設定した高さ。
④ 施設の種類	⑥の整備の方向性（特に1））を満足するために適切な施設の種類を選定。
⑤ 受益地域	本計画の対象となる海岸保全施設が整備されない場合に、浸水や侵食の想定される地域を設定。 ※ 詳細については、整備計画図（図Ⅱ-2-1）参照。
⑥ 整備の方向性 （環境面・利用面）	1) 整備対象地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して、特に配慮する事項を整理。（表Ⅱ-2-1に示す整備の方向性のうち下線を引いた事項） 2) 隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項についても整理。（表Ⅱ-2-1に示す整備の方向性のうち下線を引いていない事項）

注1) 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

注2) 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力等の条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

注3) 表Ⅱ-1-3の所管において「水国局」とあるのは「水管理・国土保全局」の略である。

《整備計画図の見方》

凡例	凡例の説明
既設の海岸保全施設の存する区域	黄色線  - 既設の海岸保全施設のある区域を示す。 - 民間護岸や道路護岸等、海岸の所管ではない施設については示していない。 - 民間護岸や道路護岸等、海岸の所管ではない施設で、将来的に海岸の所管として管理している施設についても示していない。(あくまでも、現在の海岸保全施設を図示)
海岸保全施設の新設または改良に関する工事を施工しようとする区域	赤色線  現在の海岸保全施設の改良  新設または海岸保全施設に取り込んでの改良 - 海岸保全施設の新設または改良に関する工事を施工しようとする区域を示す。 - 赤色線の背後に黄色線(既設の海岸保全施設の存する区域)のある区域は、現在の海岸保全施設の改良を示す。 - 赤色線のみ区域は、海岸保全施設の新設または、既設の道路護岸等を将来的に海岸保全施設として取り込んで改良している区域を示す。(黄色線のみ区域は、現在、必要天端高が確保されており、海岸保全施設の新設または改良が不要な区域を示す。)
受益地域(想定浸水、想定侵食区域)	水色ハッチ  海岸保全施設によって浸水、侵食から守られている地域  新設または海岸保全施設に取り込んでの改良 - 基本的に、適切な防護水準が確保された海岸保全施設によって浸水、侵食から防護される地域で、黄色線・赤色線の背後にある。 - 黄色線・赤色線のない区域で受益地域が示されているところは、次のような場合である。 - 海岸保全施設と隣接するその他の施設により一連で防護されている地域。 - 民間護岸や道路護岸等、現在海岸の所管ではない施設を将来的に海岸保全施設として取り入れ、管理する計画のある区域で、現在必要天端高が確保されている区域の受益地域。

表Ⅱ-2-1 (1) 施設整備の内容(宮島・大竹ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置				施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域	区域	規模				地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
					延長	代表堤防高						
					(m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)					
大竹港海岸（小島）	港湾局	1	1	大竹市東栄	1,683	4.7	6.7	胸壁、護岸	大竹市東栄	住宅地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
大竹港海岸（三差）	港湾局	2	1	大竹市御幸町	1,850	4.7	6.7	胸壁、護岸	大竹市御幸町	住宅地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
			2		485	4.7	6.7	胸壁、護岸				
大竹港海岸（新町）	港湾局	3	1	大竹市御幸町	140	4.2	6.2	護岸	大竹市御幸町	住宅地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
玖波漁港海岸（玖波）	水産庁	5	1	大竹市玖波	165	4.1	6.1	護岸	大竹市玖波	住宅地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2		638	4.1	6.1	胸壁、護岸				
阿多田漁港海岸（阿多田）	水産庁	6	1	大竹市阿多田島	70	5.5	7.5	護岸、潜堤、突堤、養浜	大竹市阿多田島	住宅地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造
大竹海岸（阿多田）	農振局	7	1	大竹市阿多田島	150	6.1	8.1	堤防、消波工	大竹市阿多田島	その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2		140	6.1	8.1	堤防、消波工				
			3		90	5.5	7.5	堤防、消波工				
			4		200	5.5	7.5	堤防、消波工				
			5		100	5.5	7.5	堤防、消波工				
大竹海岸（玖波）	水国局	8	1	大竹市玖波	320	5.9	7.9	護岸、潜堤、突堤、養浜	大竹市玖波	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造
大野海岸（鳴川）	水国局	9	1	廿日市市下灘	900	6.0	8.0	護岸、潜堤、突堤、養浜	廿日市市下灘	住宅地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造
大野海岸（宮浜）	水国局	10	1	廿日市市下灘	1,570	5.6	7.6	護岸、潜堤、突堤、養浜	廿日市市下灘	住宅地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造
丸石漁港海岸（丸石）	水産庁	11	1	廿日市市丸石2丁目	652	5.2	7.2	胸壁、護岸	廿日市市丸石	住宅地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造
大野海岸（丸石）	水国局	12	1	廿日市市丸石2丁目	618	5.4	7.4	護岸	廿日市市丸石	住宅地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造
塩屋漁港海岸（塩屋）	水産庁	13	1	廿日市市林が原1丁目	1,865	5.4	7.4	護岸	廿日市市林が原	住宅地、商業地、工業地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造
大野海岸（小田島）	水国局	14	1	廿日市市梅原2丁目	908	4.4	6.4	護岸	廿日市市梅原	住宅地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (2) 施設整備の内容(宮島・大竹ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模 代表堤防高			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						(T.P.m)	(C.D.L.m)					
梅原漁港海岸（梅原）	水産庁	15	1	廿日市市梅原2丁目	380	4.5	6.5	胸壁、護岸	廿日市市梅原	住宅地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造
大野海岸（大国ヶ崎）	水国局	16	1	廿日市市大野2丁目	2,879	5.0	6.4	護岸	廿日市市大野	住宅地、工業地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造
				廿日市市大野下の浜				護岸、胸壁				
								護岸				
上ノ浜漁港海岸（上ノ浜）	水産庁	17	1	廿日市市上ノ浜2丁目	308	4.0	6.0	護岸	廿日市市上ノ浜	住宅地、工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2		293	5.0	7.0	護岸				
大野海岸（上ノ浜）	水国局	18	1	廿日市市上ノ浜2丁目	43	4.3	6.3	護岸	廿日市市上ノ浜	住宅地、工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2		73	4.3	6.3	護岸				
大野海岸（早時）	水国局	20	1	廿日市市物見東1丁目	486	5.0	7.0	護岸	廿日市市前空	住宅地、商業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	廿日市市前空5丁目	691	5.0	7.0	護岸				
			3	廿日市市宮島口西1丁目	545	5.0	7.0	護岸				
			4	廿日市市宮島口西1丁目	140	5.0	7.0	護岸				
大野海岸（深江）	水国局	21	1	廿日市市宮島口西1丁目	219	5.0	7.0	護岸	廿日市市宮島口西	住宅地、商業地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2		644	5.0	7.0	護岸	廿日市市大野町宮島口	住宅地、商業地、その他		
大野海岸（赤崎）	水国局	22	1	廿日市市宮島口1丁目	389	5.0	7.0	護岸	廿日市市宮島口	住宅地、商業地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
大野海岸（柿ノ浦）	水国局	23	1	廿日市市宮島口1丁目	700	5.0	7.0	護岸	廿日市市宮島口	住宅地、商業地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
廿日市海岸（阿品）	水国局	24	1	廿日市市阿品3丁目	133	5.2	7.2	護岸	廿日市市阿品	住宅地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	廿日市市阿品3丁目	134	5.2	7.2	護岸				
			3	廿日市市阿品1丁目	635	5.2	7.2	護岸				
			4	廿日市市阿品	1,559	5.2	7.2	護岸				
			5	廿日市市地御前5丁目	545	5.2	7.2	護岸				
地御前漁港海岸（地御前）	水産庁	25	1	廿日市市地御前5丁目	2,005	5.5	7.5	護岸	廿日市市地御前	住宅地、商業地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
廿日市海岸（扇新聞）	水国局	26	1	廿日市市地御前1丁目～串戸1丁目	320	5.1	7.1	護岸	廿日市市地御前～串戸	住宅地、商業地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
			2	串戸1丁目	100	5.1	7.1	護岸	廿日市市地御前～串戸	住宅地、商業地、その他		
厳島港海岸（網ノ浦）	港湾局	27	1	廿日市市宮島町網之浦	200	4.3	6.3	護岸	廿日市市宮島町網の浦	商業地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	廿日市市宮島町網之浦	161	4.3	6.3	護岸				
			3	廿日市市宮島町西大西町	340	4.3	6.3	護岸				

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (3) 施設整備の内容(宮島・大竹ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性		
		海岸	区域	区域	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
					延長 (m)	代表堤防高 (T. P. m) (C. D. L. m)						
厳島港海岸（有ノ浦）	港湾局	28	1	廿日市市宮島町北大西町	158	3.5	5.5	護岸	廿日市市宮島町北大西町	住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	廿日市市宮島町北大西町～胡町	1,126	3.5	5.5	護岸	廿日市市宮島町北大西町～胡町	住宅地, その他		
厳島港海岸（長浜）	港湾局	29	1	廿日市市宮島町胡町	395	3.5	5.5	護岸	廿日市市宮島町胡町	住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
厳島港海岸（杉ノ浦）	港湾局	30	1	廿日市市宮島町緑町	871	4.7	6.7	護岸	廿日市市宮島町緑町～杉の浦	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
				廿日市市宮島町杉の浦				護岸, 離岸堤, 養浜				
大野海岸（鼓ヶ浜）	水国局	32	1	廿日市市宮島口1丁目	20	5.0	7.0	護岸	廿日市市宮島口	住宅地, 商業地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
厳島港海岸（赤崎）	港湾局	33	1	廿日市市宮島口1丁目	318	5.0	7.0	護岸	廿日市市宮島口	住宅地, 商業地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (4) 施設整備の内容（広島ゾーン）

地区海岸名	所管	番号		配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性		
		海岸	区域	区域	延長	規模		地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
					(m)	代表堤防高 (T. P. m) (C. D. L. m)						
広島港海岸(嘉永)	港湾局	1	1	廿日市市串戸	220	5.4	7.2	堤防	廿日市市串戸	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然量観や海岸量観の保全・創造 ●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	廿日市市串戸1丁目	340	4.4	6.2	護岸				
			3	廿日市市下平良	250	5.7	7.5	護岸				
広島港海岸(廿日市南)	港湾局	2	1	廿日市市木材港南	1,049	5.7	7.5	護岸	廿日市市平良～住吉	商業地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然量観や海岸量観の保全・創造 ●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2		350	6.1	7.9	護岸				
			3		790	4.8	6.6	胸壁				
					7基	—	—	陸閉				
					200	4.5	6.3	胸壁				
			5		1,030	5.2	7.0	護岸				
			6	廿日市市下平良, 住吉	725	4.4	6.2	護岸				
			7	廿日市市木材港北	1,310	5.6	7.4	護岸				
			8		355	5.6	7.4	護岸				
			9		245	5.7	7.5	護岸				
			10	広島市佐伯区五日市港	110	4.7	6.5	胸壁				
			11		190	4.5	6.3	胸壁				
			12		350	5.2	7.0	護岸				
			13	廿日市市木材港北	455	4.3	6.1	胸壁				
			14		660	4.4	6.2	護岸				
15	廿日市市木材港北, 住吉	68	4.4		6.2	胸壁						
広島港海岸(住吉桜尾)	港湾局	3	1	廿日市市桜尾	260	4.5	6.2	堤防	廿日市市桜尾	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然量観や海岸量観の保全・創造 ●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
草津漁港海岸(草津)	水産庁	7	1	広島市西区商工センター	35	5.7	7.5	護岸	広島市西区	住宅地, 商業地, 工業地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然量観や海岸量観の保全・創造 ●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2		155	5.6	7.4	護岸				
			3		60	5.6	7.4	護岸				
広島港海岸(南観音)	港湾局	8	1	広島市西区観音新町	800	4.9	6.7	胸壁	広島市西区観音新町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然量観や海岸量観の保全・創造 ●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2		350	4.6	6.4	護岸				

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (5) 施設整備の内容 (広島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性		
		海岸	区域	区域	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
					延長 (m)	代表堤防高 (T. P. m) (C. D. L. m)						
広島港海岸 (江波)	港湾局	9	1	広島市中区江波柴町, 江波南	58	4.6	6.5	護岸	広島市中区舟入南～江波東	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●海岸利用の増進 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	広島市中区江波沖町	390	4.6	6.5	護岸				
			3	広島市中区江波沖町	366	4.6	6.5	護岸				
			4	広島市中区江波沖町	260	4.7	6.6	護岸				
			5	広島市中区江波沖町	328	4.7	6.6	護岸				
			6	広島市中区江波沖町	690	5.3	7.2	護岸				
			7	広島市中区江波沖町	1,890	6.1	8.0	護岸				
			8	広島市中区江波南	730	5.1	7.0	護岸				
			9	広島市中区江波東	88	4.7	6.5	堤防				
			10	広島市中区江波東	76	4.7	6.5	堤防				
			11	広島市西区江波本町, 江波東, 江波南	58	4.6	6.5	護岸				
広島港海岸 (吉島)	港湾局	10	1	広島市中区南吉島 2 丁目	200	5.1	6.9	護岸	広島市中区吉島西～南千田町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	広島市中区南吉島 1 丁目	90	5.2	7.0	護岸				
			3	広島市中区南吉島 1 丁目	300	5.2	7.0	護岸				
			4	広島市中区吉島新町, 吉島東	70	4.7	6.5	護岸				
			5	広島市中区吉島東	420	4.7	6.5	護岸				
広島港海岸 (出島)	港湾局	11	1	広島市南区出島	1,325	5.4	7.2	護岸	広島市南区字品西～字品海岸	商業地, 工業地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2		755	4.7	6.5	護岸				
			3		345	4.7	6.5	堤防				
			4		広島市南区字品海岸	295	4.4	6.2				
広島港海岸 (元字品)	港湾局	12	1	広島市南区元字品	180	4.7	6.5	護岸	広島市南区元字品	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2		620	5.4	7.2	人工海浜				
			3		80	5.4	7.2	護岸				
			4		740	4.9	6.7	護岸				
			5		440	4.6	6.4	護岸				
			6		270	4.6	6.4	護岸				
			7		65	4.6	6.4	堤防				
広島港海岸 (丹那)	港湾局	14	1	広島市南区丹那町	490	4.7	6.5	護岸	広島市南区丹那町～仁保沖町	住宅地, 商業地, 工業地	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2		455	4.7	6.5	堤防				
			3	広島市南区仁保沖町	2,280	4.8	6.6	護岸				
			4		410	4.8	6.6	護岸				
広島港海岸 (向洋)	港湾局	15	1	広島市南区向洋沖町 広島市南区月見町	2,550	4.8	6.6	護岸	広島市南区向洋沖町～月見町	工業地	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
広島港海岸 (船越)	港湾局	16	1	広島市安芸区船越南	845	4.8	6.6	護岸 堤防 胸壁	広島市安芸区船越南	住宅地, 商業地, 工業地	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
広島港海岸 (矢野)	港湾局	17	1	広島市安芸区矢野西 広島市安芸区矢野新町 広島市安芸区矢野新町, 安芸郡坂町北新地 安芸郡坂町北新地	5,515	4.8	6.6	護岸 護岸, 堤防 堤防 護岸 護岸 胸壁 陸間 護岸	安芸郡海田町明神町～安芸郡坂町北新地	住宅地, 商業地, 工業地	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
広島港海岸 (坂)	港湾局	18	1 2 3 4 5 6	安芸郡坂町平成ヶ浜 安芸郡坂町鯛尾 安芸郡坂町横浜西 安芸郡坂町植田 安芸郡坂町水尻	715 900 1,020 230 980 280	4.8 4.8 5.0 5.3 5.1 5.2	6.6 6.6 6.8 7.1 6.9 7.0	堤防 護岸 護岸 護岸 護岸 護岸	安芸郡坂町平成ヶ浜～安芸郡坂町水尻	住宅地, 商業地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 ●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況을考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (6) 施設整備の内容（広島ゾーン）

地区海岸名	所管	番号		配置				施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域	区域	規模				地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
					延長	代表堤防高						
					(m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)					
坂海岸（小屋浦）	水国局	19	1	安芸郡坂町亀石	887	6.5	8.4	護岸	安芸郡坂町	住宅地, 商業地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	安芸郡坂町亀石, 小屋浦	1,660	6.5	8.4	護岸	安芸郡坂町	住宅地, 商業地, 工業地		
広島港海岸（金輪島）	港湾局	20	1	広島市南区宇品町	250	5.2	7.0	人工海浜	広島市南区宇品町金輪島	住宅地, 商業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2		480	4.8	6.6	護岸				
			3		305	4.7	6.5	護岸				
			4		90	4.7	6.5	胸壁				
広島海岸（二階）	水国局	22	1	広島市南区似島町	300	6.5	7.9	護岸	広島市南区似島町	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
広島海岸（深浦）	水国局	23	1	広島市南区似島町	450	6.3	7.6	護岸	広島市南区似島町	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
広島港海岸（似島東）	港湾局	24	1	広島市南区似島町	170	4.8	6.6	堤防	広島市南区似島町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2		416	4.8	6.5	堤防				

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (7) 施設整備の内容 (江田島・能美島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性		
		海岸	区域	区域	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
					延長	代表堤防高						
					(m)	(T. P. m)						(C. D. L. m)
江田島海岸（江田島秋月）	水国局	1	1	江田島市江田島町秋月4丁目	705	4.7	6.6	護岸, 胸壁	江田島市江田島町秋月	住宅地, 工業地, 農用地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2		88	5.0	6.9					
			3	江田島市江田島町秋月3丁目	865	4.7	6.6	護岸				
小用港海岸（秋月）	港湾局	2	1	江田島市江田島町秋月1丁目	896	4.2	6.1	護岸	江田島市江田島町秋月	住宅地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
小用港海岸（小用）	港湾局	3	1	江田島市江田島町小用1丁目	803	3.9	5.8	護岸	江田島市江田島町小用	住宅地, 農用地, 森林	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
			2	江田島市江田島町小用3丁目	571	3.9	5.8	護岸, 胸壁	江田島市江田島町小用	住宅地, 農用地, 森林		
			3	江田島市江田島町小用3丁目	1,052	3.9	5.8	護岸, 胸壁	江田島市江田島町小用	住宅地, 農用地, 森林		
小用港海岸（切串）	港湾局	4	1	江田島市江田島町切串1丁目、切串3丁目	2,082	4.0	5.9	胸壁	江田島市江田島町切串	住宅地, 商業地, 農用地	—	—
江田島海岸（切串・幸浦）	農振局	5	1	江田島市江田島町切串4丁目～江田島市江田島町幸ノ浦2丁目	2,455	3.9	5.8	護岸	江田島市江田島町切串 江田島市江田島町幸ノ浦	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
大須港海岸（大須）	港湾局	6	1	江田島市江田島町大須2丁目	198	4.5	6.4	護岸	江田島市江田島町大須	住宅地, 農用地	—	—
			2	江田島市江田島町大須1丁目	456	4.5	6.4	護岸				
江田島海岸（津久茂）	農振局	8	1	江田島市江田島町津久茂	1,060	4.0	5.9	護岸	江田島市江田島町津久茂	住宅地, 農用地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
津久茂港海岸（津久茂）	港湾局	9	1	江田島市江田島町津久茂	809	4.0	5.9	護岸	江田島市江田島町津久茂	住宅地, 農用地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
江田島海岸（江田島津久茂宮之原）	水国局	10	1	江田島市江田島町津久茂～宮ノ原2丁目	388	4.9	6.8	護岸	江田島市江田島町津久茂～宮ノ原	住宅地, 農用地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2	江田島市江田島町宮ノ原2丁目	100	4.9	6.8	護岸				
世上漁港海岸（宮ノ原）	水産庁	11	1	江田島市江田島町宮ノ原2丁目	1,126	3.9	5.8	護岸, 胸壁	江田島市江田島町宮ノ原	住宅地, 農用地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2	江田島市江田島町宮ノ原2丁目	224	3.9	5.8	護岸, 胸壁				
江田島海岸（江田島矢の浦）	水国局	12	1	江田島市江田島町中央4丁目	290	4.6	6.5	護岸	江田島市江田島町中央	住宅地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2	江田島市江田島町鷺部1丁目～2丁目	2,067	4.6	6.5	護岸				
江田島海岸（内海）	農振局	14	1	江田島市大柿町飛渡瀬	1,468	4.8	6.7	護岸	江田島市大柿町飛渡瀬	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
			2		1,484	4.8	6.7	護岸				
			3		63	4.6	6.5	護岸				
			4		612	4.8	6.7	護岸				
中田港海岸（中町）	港湾局	17	1	江田島市能美町中町	221	4.0	5.9	護岸	江田島市能美町中町	住宅地, 商業地, 工業地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2	1,014	4.0	5.9	護岸					

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (8) 施設整備の内容 (江田島・能美島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模 代表堤防高			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						(T.P.m)	(C.D.L.m)					
中田港海岸（高田）	港湾局	18	1	江田島市能美町高田	43	3.7	5.6	胸壁	江田島市能美町高田	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	—	—
			2		30	3.7	5.6	胸壁				
			3		190	3.7	5.6	護岸				
			4		1,250	4.0	5.9	護岸, 胸壁				
			5		192	4.0	5.9	護岸				
			6		180	4.0	5.9	護岸				
江田島海岸（江田島能美遠崎）	水国局	19	1	佐伯郡能美町高田	759	4.7	6.6	護岸	江田島市能美町高田	住宅地, 農用地	—	—
沖美海岸（三吉）	水国局	20	1	江田島市沖美町三吉	750	5.2	7.1	護岸	江田島市沖美町三吉	農用地	—	—
三高港海岸（小島）	港湾局	21	1	江田島市沖美町三吉	747	4.5	6.4	護岸	江田島市沖美町三吉	住宅地, 商業地, 農用地	—	—
三高港海岸（中ノ浜）	港湾局	22	1	江田島市沖美町三吉	420	4.5	6.4	護岸	江田島市沖美町三吉	住宅地, 農用地, 商業地, 工業地	—	—
三高港海岸（高祖）	港湾局	23	1	江田島市沖美町高祖	750	4.4	6.3	胸壁	江田島市沖美町高祖	住宅地, 農用地, 商業地, 工業地	—	—
			2		300	4.5	6.4	護岸				
沖美海岸（高祖）	農振局	24	1	江田島市沖美町高祖	647	4.5	6.4	護岸	江田島市沖美町高祖	住宅地, 農用地	—	—
美能漁港海岸（美能）	水産庁	25	1	佐伯郡沖美町美能	158	4.2	6.1	護岸	江田島市沖美町美能	住宅地, 農用地	—	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための 施設整備
			2		833	4.2	6.1	護岸, 胸壁				
			3		108	4.2	6.1	護岸				
沖美海岸（祖）	農振局	26	1	江田島市沖美町是長	329	4.7	6.6	護岸	江田島市沖美町是長	住宅地, 商業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための 施設整備
畑漁港海岸（是長）	水産庁	29	1	江田島市沖美町畑～沖美町岡大王	275	4.9	6.8	護岸, 胸壁	江田島市沖美町是長	住宅地, 商業地, 農用地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
畑漁港海岸（畑）	水産庁	30	1	江田島市沖美町岡大王	625	4.5	6.4	護岸, 胸壁	江田島市沖美町岡大王	住宅地, 農用地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2		452	4.5	6.4	護岸, 胸壁	江田島市沖美町岡大王	住宅地, 農用地		
沖美海岸（是長）	農振局	31	—	江田島市沖美町是長	130	—	—	離岸堤	江田島市沖美町是長	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための 施設整備
			1		1,400	5.9	7.8	護岸, 消波工	江田島市沖美町是長	住宅地, 農用地		
沖美海岸（大屋）	農振局	32	1	江田島市沖美町岡大王	327	4.7	6.6	護岸	江田島市沖美町岡大王	農用地, 森林	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための 施設整備

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (9) 施設整備の内容 (江田島・能美島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置				施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域	区域	規模				地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
					延長	代表堤防高						
					(m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)					
鹿川港海岸（大矢）	港湾局	35	1	江田島市沖美町岡大王	1,272	4.5	6.4	護岸	江田島市沖美町岡大王	農用地, 森林	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
鹿川港海岸（文久）	港湾局	36	1	江田島市能美町鹿川	145	4.0	5.9	護岸	江田島市能美町鹿川	住宅地, 商業地, 工業地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2		70	4.0	5.9	護岸				
鹿川港海岸（鎌木）	港湾局	37	1	江田島市能美町鹿川	803	4.5	6.4	護岸	江田島市能美町鹿川	住宅地, 商業地, 工業地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
鹿川港海岸（大柿）	港湾局	38	1	江田島市大柿町小古江	139	4.3	6.2	護岸	江田島市大柿町小古江～深江	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2	江田島市大柿町大原	1,197	4.3	6.2	護岸				
			3	江田島市大柿町大原	400	3.5	5.4	護岸				
			4	江田島市大柿町深江	900	3.6	5.5	護岸				
			5	江田島市大柿町深江	49	3.6	5.5	護岸				
深江漁港海岸（深江）	水産庁	39	1	江田島市大柿町深江	1,198	4.0	5.9	護岸	江田島市大柿町深江	住宅地, 商業地, 工業地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
大柿海岸（深江）	農振局	40	1	江田島市大柿町深江	178	3.9	5.8	護岸	江田島市大柿町深江	住宅地, 商業地, 農用地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2		525	3.7	5.6	護岸				
			3		200	3.9	5.8	護岸				
			4		546	4.0	5.9	護岸				
江田島海岸（江田島大柿大君）	水国局	45	1	江田島市大柿町大君	55	4.8	6.7	護岸	江田島市大柿町大君	住宅地, 商業地, 工業地	—	—
大柿港海岸（大君）	港湾局	46	1	江田島市大柿町大君	105	4.2	6.1	護岸	江田島市大柿町大君	住宅地, 商業地, 工業地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2	江田島市大柿町大君～柿浦	1,955	4.2	6.1	護岸	江田島市大柿町大君～柿浦	住宅地, 商業地, 工業地		
柿浦漁港海岸（柿浦）	水産庁	47	1	江田島市大柿町飛渡瀬～柿浦	4,016	4.5	6.4	護岸, 胸壁	江田島市大柿町飛渡瀬～柿浦	住宅地, 商業地, 工業地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (10) 施設整備の内容（呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン）

地区海岸名	所管	番号		配置				施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域	区域	規模				地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
					延長	代表堤防高						
					(m)	(T.P.m)	(C.D.L.m)					
呉海岸（天応）	水国局	1	1	呉市天応大浜3丁目～1丁目	2,413	5.4	7.3	護岸	呉市天応福浦町～天応大浜1丁目	住宅地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	呉市天応大浜3丁目～1丁目	502	5.4	7.3	護岸				
大屋漁港海岸（大屋）	水産庁	2	1	呉市天応大浜3丁目～1丁目	928	5.4	7.3	護岸	呉市天応大浜1丁目	住宅地、その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
呉海岸（吉浦狩留賀）	水国局	3	1	呉市汐見町～吉浦町	750	4.5	6.4	護岸	呉市汐見町～吉浦町	住宅地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
			2	呉市狩留賀町	712	4.5	6.4	護岸				
呉港海岸（吉浦）	港湾局	4	1	呉市吉浦新町1丁目～2丁目、若葉町	1,200	4.2	6.1	護岸	呉市吉浦宮花町～若葉町	住宅地、工業地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	呉市吉浦新町4丁目～3丁目	1,587	4.6	6.5	護岸				
呉港海岸（川原石）	港湾局	5	1	呉市若葉町	1,122	4.5	6.4	護岸	呉市若葉町～築地町	住宅地、商業地、工業地、その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	呉市海岸4丁目～3丁目	3,735	4.5	6.4	胸壁				
				4基	4.0	5.9	門扉					
呉港海岸（宝町）	港湾局	6	1	呉市宝町	1,173	4.9	6.8	護岸、胸壁	呉市宝町	住宅地、工業地、その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
呉海岸（警固屋）	水国局	8	1	呉市警固屋5丁目	134	5.2	7.1	護岸	呉市警固屋6丁目～阿賀南8丁目	住宅地、商業地、工業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
			2		1,143	5.3	7.2	護岸				
			3	呉市警固屋5丁目～8丁目	101	5.2	7.1					
			4		2,426	5.3	7.2					
			5	呉市警固屋9丁目	974	6.0	7.9	護岸				
			6	呉市阿賀南9丁目	657	5.8	7.7	護岸				
呉港海岸（阿賀（大入））	港湾局	9	1	呉市阿賀南～阿賀南8丁目	1,900	5.6	7.5	護岸、潜堤、突堤、養浜	呉市阿賀南8丁目	住宅地、商業地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
呉港海岸（阿賀（延崎））	港湾局	10	1	呉市阿賀南4丁目、5丁目、8丁目、9丁目、阿賀中央3丁目、6丁目、7丁目	1,433	4.5	6.4	護岸	呉市阿賀南、阿賀中央	住宅地、商業地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	呉市阿賀南2丁目	380	4.5	6.4	堤防	呉市阿賀南、阿賀中央	住宅地、商業地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
呉港海岸（広）	港湾局	11	1	呉市広多賀谷1丁目～4丁目、広古新開1丁目	2,191	4.5	6.4	護岸	呉市広多賀谷、広古新開、広末広	住宅地、商業地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	呉市広末広1丁目	647	4.5	6.4	護岸				
呉港海岸（長浜）	港湾局	12	1	呉市広長浜1丁目	1,650	6.0	7.9	護岸、潜堤、突堤、養浜	呉市広長浜1丁目～5丁目	住宅地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
呉港海岸（小坪）	港湾局	13	1	呉市広小坪1丁目	1,200	5.7	7.6	護岸	呉市広小坪	住宅地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
呉海岸（仁方）	水国局	14	1	呉市広小坪2丁目～仁方町戸田	853	5.4	7.3	護岸	呉市広小坪2丁目～仁方町戸田	住宅地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2	呉市広小坪2丁目	750	5.4	7.3	護岸				
呉港海岸（仁方）	港湾局	15	1	呉市仁方皆実町	294	4.3	6.2	護岸	呉市仁方皆実町～仁方町戸浜	住宅地、工業地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2	呉市仁方皆実町～仁方町	3,222	4.3	6.2	護岸				

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (11) 施設整備の内容（呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン）

地区海岸名	所管	番号		配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性		
		海岸	区域	区域	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
					延長	代表堤防高						
					(m)	(T. P. m)						(C. D. L. m)
音戸漁港海岸（鰯浜）	水産庁	17	1	呉市音戸町高須3丁目	1,880	4.8	6.7	護岸	呉市音戸町高須3丁目～鰯浜1丁目	住宅地、商業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
音戸漁港海岸（坪井）	水産庁	19	1	呉市音戸町坪井1丁目～3丁目	1,323	4.8	6.7	護岸	呉市音戸町坪井1丁目～3丁目	住宅地、商業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
音戸海岸（渡子）	水国局	20	1	呉市音戸町渡子1丁目	3,109	5.2	7.1	護岸	呉市音戸町渡子1丁目～田原2丁目	住宅地、工業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
			呉市音戸町渡子3丁目									
			2	呉市音戸町田原1丁目	1,415	5.2	7.1	護岸				
			呉市音戸町田原1丁目～2丁目									
田原漁港海岸（田原）	水産庁	21	1	呉市音戸町田原2丁目	1,300	4.8	6.7	護岸、胸壁	呉市音戸町田原2丁目～3丁目	住宅地、商業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
			呉市音戸町田原2丁目～3丁目									
			呉市音戸町田原3丁目									
			音戸海岸（早瀬）	水国局	22	1	呉市音戸町田原3丁目	851				
		2	呉市音戸町早瀬1丁目	1,499	4.7	6.6	護岸					
釣士田港海岸（早瀬）	港湾局	23	1	呉市音戸町早瀬2丁目	751	4.5	6.3	護岸、胸壁	呉市音戸町早瀬2丁目	住宅地、商業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
釣士田港海岸（藤ノ脇）	港湾局	24	1	呉市音戸町早瀬3丁目	1,700	5.3	7.1	護岸	呉市音戸町早瀬3丁目～藤ノ脇2丁目	住宅地、商業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
釣士田港海岸（釣士田）	港湾局	25	1	呉市倉橋町釣士田	270	4.3	6.1	護岸、胸壁	呉市倉橋町釣士田	住宅地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
			2		209	4.3	6.1					
釣士田港海岸（東字和木）	港湾局	26	1	呉市倉橋町釣士田～字和木	501	5.3	7.1	護岸	呉市倉橋町釣士田～字和木	住宅地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
			2	呉市倉橋町字和木	901	4.8	6.6	護岸				
釣士田港海岸（西字和木）	港湾局	27	1	呉市倉橋町字和木	1,001	4.8	6.6	護岸	呉市倉橋町字和木	住宅地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
釣士田港海岸（鳴滝）	港湾局	29	1	呉市倉橋町瀬字鳴滝	600	4.8	6.6	護岸	呉市倉橋町瀬字鳴滝	住宅地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
釣士田港海岸（重極）	港湾局	30	1	呉市倉橋町重生字重極	460	4.8	6.6	護岸	呉市倉橋町重生字重極	住宅地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (12) 施設整備の内容（呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン）

地区海岸名	所管	番号		配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性			
		海岸	区域	区域	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項		
					延長	代表堤防高							
					(m)	(T. P. m)						(C. D. L. m)	
釣士田港海岸（重生）	港湾局	31	1	呉市倉橋町重生	987	6.6	8.4	護岸	呉市倉橋町重生	住宅地，農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
波多見港海岸（波多見）	港湾局	32	1	呉市音戸町高須3丁目～波多見6丁目	2,905	5.0	6.9	護岸	呉市音戸町高須3丁目～波多見6丁目	住宅地，工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
音戸海岸（波多見）	水国局	33	1	呉市音戸町波多見6丁目 呉市音戸町波多見7丁目	1,337	4.9	6.8	護岸	呉市音戸町波多見6丁目～11丁目	住宅地，工業地，農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
			2	呉市音戸町波多見9丁目～11丁目	1,455	5.3	7.2	護岸，滑堤，突堤，養浜					
			3	呉市音戸町波多見11丁目	762	5.4	7.3	護岸					
			4		678	5.2	7.1	護岸					
奥の内港海岸（奥の内）	港湾局	34	1	呉市音戸町畑1丁目 呉市音戸町畑3丁目～有清1丁目 呉市音戸町畑3丁目～有清1丁目 呉市音戸町有清1丁目～先奥1丁目	3,198	4.7	6.6	護岸	呉市音戸町畑1丁目～先奥3丁目	住宅地，農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進	
長谷漁港海岸（長谷）	水産庁	35	1	呉市倉橋町長谷	300	4.9	6.8	護岸	呉市倉橋町長谷	住宅地，農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
			2		280	4.9	6.8	護岸					
倉橋海岸（寒那）	農振局	36	1	呉市倉橋町字トノブ山	208	5.6	7.5	護岸，消波工	呉市倉橋町字トノブ山～寒那	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
			2		90	5.6	7.5						
			3		呉市倉橋町字寒那	165	5.6						7.5
倉橋海岸（脇田）	農振局	37	1	呉市倉橋町字塩谷	90	5.6	7.5	護岸，消波工	呉市倉橋町字塩谷～宮原	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
			2		211	5.6	7.5						
			3		呉市倉橋町字先田～脇田田之尻	1,206	5.6						7.5
			4		呉市倉橋町字宮原	105	5.6						7.5
袋の内港海岸（袋の内）	港湾局	38	1	呉市倉橋町納 呉市倉橋町洲ノ崎	2,674	5.3	7.2	護岸，胸壁 護岸	呉市倉橋町納～洲ノ崎	住宅地，農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
倉橋海岸（本倉井）	農振局	39	1	呉市倉橋町洲ノ崎 呉市倉橋町洲ノ崎 呉市倉橋町字子尻郷	443	5.5	7.4	護岸，消波工	呉市倉橋町字洲ノ崎～大尻郷	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
			2		715	5.5	7.4						
			3		188	5.5	7.4						
			4		513	5.5	7.4						

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (13) 施設整備の内容(呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性		
		海岸	区域	区域	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
					延長	代表堤防高						
					(m)	(T. P. m)						(C. D. L. m)
倉橋漁港海岸（大向）	水産庁	40	1	呉市倉橋町大向	884	5.4	7.2	離岸堤、 護岸、消波工	呉市倉橋町大向	住宅地、農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
倉橋漁港海岸（西字土）	水産庁	41	1	呉市倉橋町西字土	506	5.1	6.9	護岸、消波工	呉市倉橋町西字土	住宅地、農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
倉橋漁港海岸（須川）	水産庁	42	1	呉市倉橋町須川	794	5.3	7.1	護岸、胸壁	呉市倉橋町須川	住宅地、農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
倉橋漁港海岸（瀬郷）	水産庁	43	1	呉市倉橋町尾曾郷	486	5.4	7.2	護岸、消波工	呉市倉橋町尾曾郷	住宅地、農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
倉橋漁港海岸（本浦）	水産庁	44	1	呉市倉橋町	728	5.0	6.8	護岸、胸壁	呉市倉橋町	住宅地、農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2		332	4.9	6.7	護岸、胸壁				
			3		500	4.9	6.7	胸壁				
倉橋漁港海岸（石持）	水産庁	45	1	呉市倉橋町才ノ木浦字石持	370	5.3	7.1	護岸、消波工	呉市倉橋町才ノ木浦字石持	住宅地、農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
倉橋漁港海岸（尾立）	水産庁	46	1	呉市倉橋町才ノ木浦字伊目木	480	5.3	7.1	護岸、消波工	呉市倉橋町才ノ木浦字伊目木 ～尾立	住宅地、農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2	351	4.9	6.7	護岸、消波工					
			3	380	5.3	7.1	護岸、消波工					
倉橋漁港海岸（室尾）	水産庁	47	1	呉市倉橋町室尾	694	5.4	7.2	護岸、消波工	呉市倉橋町室尾	住宅地、工業地、 農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
倉橋漁港海岸（海越）	水産庁	48	1	呉市倉橋町海越	400	5.3	7.1	護岸、消波工	呉市倉橋町海越	住宅地、農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2	呉市倉橋町海越	760	5.3	7.1	護岸、消波工				
倉橋漁港海岸（鹿老渡北）	水産庁	49	1	呉市倉橋町鹿老渡	200	5.3	7.1	護岸	呉市倉橋町鹿老渡	住宅地、農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2		200	5.3	7.1	護岸				
			3		195	5.3	7.1	護岸				
倉橋漁港海岸（鹿老渡南）	水産庁	50	1	呉市倉橋町鹿老渡	290	5.7	7.5	護岸、消波工	呉市倉橋町鹿老渡	住宅地、農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
倉橋漁港海岸（瀬戸）	水産庁	52	1	呉市倉橋町瀬戸	560	5.3	7.1	護岸	呉市倉橋町瀬戸	住宅地、農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
倉橋漁港海岸（家之元）	水産庁	53	1	呉市倉橋町家之元	172	6.3	8.1	護岸	呉市倉橋町鹿島中	住宅地、農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携
			2	呉市倉橋町畠之元	419	6.3	8.1	護岸				
倉橋漁港海岸（宮ノ口）	水産庁	55	1	呉市倉橋町宮ノ口	483	5.3	7.1	護岸、消波工	呉市倉橋町宮ノ口	住宅地、農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携
倉橋海岸（鹿島）	水産庁	56	1	呉市倉橋町宮ノ口	429	5.1	6.9	護岸	呉市倉橋町宮ノ口	住宅地、農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (14) 施設整備の内容(呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置				施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域	区域	規模				地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
					延長 (m)	代表堤防高						
						(T. P. m)	(C. D. L. m)					
倉橋海岸（唐船）	農振局	57	1	呉市倉橋町字吹上	74	5.5	7.3	護岸、消波工	呉市倉橋町字吹上～上の脇	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
			2	呉市倉橋町字水尻	80	5.5	7.3	護岸、消波工				
			3	呉市倉橋町字平根	58	5.5	7.3	護岸、消波工				
			4	呉市倉橋町字横綱代	84	5.6	7.4	護岸、消波工				
			5	呉市倉橋町字唐船浜	326	5.6	7.4	護岸、消波工				
			6	呉市倉橋町字上の脇	173	5.6	7.4	護岸、消波工				
大迫港海岸（大迫）	港湾局	58	1	呉市倉橋町大迫	682	5.3	7.2	護岸	呉市倉橋町大迫	住宅地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
吉恵港海岸（吉恵）	港湾局	62	1	呉市川尻町小仁方1丁目	323	4.4	6.3	護岸	呉市川尻町小仁方	住宅地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	呉市川尻町小仁方1丁目	459	4.4	6.3	護岸				
蒲刈港海岸（見戸代）	港湾局	63	1	呉市下蒲刈町下島字見戸代 呉市下蒲刈町下島字塩浜新開	991	4.4	6.3	護岸	呉市下蒲刈町下島字白崎～塩浜新開	住宅地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
蒲刈港海岸（丸谷）	港湾局	65	1	呉市下蒲刈町下島字丸谷	1,054	4.4	6.3	護岸 護岸、潜堤、養浜	呉市下蒲刈町下島字塩浜新開～丸谷	住宅地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2		351	4.5	6.4	胸壁				
蒲刈港海岸（三之瀬）	港湾局	66	1 2	呉市下蒲刈町下島字三之瀬	1,163 520	4.6 4.9	6.5 6.8	護岸 護岸	呉市下蒲刈町下島字三之瀬	住宅地、商業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造
大地蔵漁港海岸（大地蔵）	水産庁	68	1	呉市下蒲刈町大地蔵	1,235	5.0	6.9	護岸、胸壁	呉市下蒲刈町	住宅地、商業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
蒲刈港海岸（向（南））	港湾局	69	1	呉市蒲刈町向	640	5.9	7.8	護岸	呉市蒲刈町向	住宅地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
蒲刈港海岸（向（北））	港湾局	70	1	呉市蒲刈町向	726	4.2	6.1	護岸	呉市蒲刈町向	住宅地、商業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
			2	呉市蒲刈町向	774	4.5	6.4	護岸				

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (15) 施設整備の内容（呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン）

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模 代表堤防高 (T. P. m) (C. D. L. m)			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
蒲刈港海岸（田戸）	港湾局	71	1	呉市蒲刈町田戸	532	4.6	6.5	護岸	呉市蒲刈町田戸～宮盛	住宅地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
			2		1,038	4.9	6.1					
			3	呉市蒲刈町宮盛	800	4.9	6.8	護岸	呉市蒲刈町宮盛	住宅地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
蒲刈港海岸（宮盛）	港湾局	72	1	呉市蒲刈町宮盛	1,562	5.0	6.9	護岸	呉市蒲刈町宮盛	住宅地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
蒲刈港海岸（大浦）	港湾局	73	1	呉市蒲刈町大浦	1,971	5.3	7.2	護岸	呉市蒲刈町大浦	住宅地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
蒲刈港海岸（大浦）	農振局	74	1	呉市蒲刈町大浦	200	5.1	7.0	堤防、消波工	呉市蒲刈町大浦	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
川尻港海岸（岩戸）	港湾局	75	1	呉市川尻町西5丁目	924	5.3	7.2	護岸、消波工	呉市川尻町西6丁目～5丁目	住宅地、商業地、工業地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2		815	5.4	7.3					
川尻港海岸（沖田）	港湾局	76	1	呉市川尻町西5丁目～1丁目	940	5.4	7.3	護岸、消波工	呉市川尻町西5丁目～1丁目	住宅地、商業地、工業地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			呉市川尻町西1丁目									
川尻港海岸（森）	港湾局	77	1	呉市川尻町西1丁目	1,500	5.4	7.3	護岸、消波工、胸壁	呉市川尻町西1丁目～2丁目	住宅地、商業地、工業地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
川尻港海岸（久俣）	港湾局	78	1	呉市川尻町東1丁目	900	5.4	7.3	護岸	呉市川尻町東3丁目～東2丁目	住宅地、商業地、工業地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進
			呉市川尻町東1丁目～2丁目									
			呉市川尻町東2丁目									
川尻海岸（大才）	水国局	79	1	呉市川尻町東2丁目	1,417	5.4	7.3	護岸	呉市川尻町東2丁目	工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
小用港海岸（小用）	港湾局	80	1	呉市川尻町小用1丁目～小用2丁目	381	3.9	5.8	護岸	呉市川尻町小用	その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
安浦海岸（日の浦）	水国局	81	1	呉市安浦町大字安登字久多田	150	5.0	7.0	護岸	呉市安浦町大字安登字久多田～三津口字小日之浦	その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2		250	5.0	7.0	護岸				
			3	呉市安浦町大字安登字塩谷	265	5.4	7.4	護岸、養浜				
			4	呉市安浦町三津口字大泊	200	5.2	7.2	護岸、養浜				
安登海岸（久多田）	農振局	82	1	呉市安浦町大字安登字久多田	380	5.0	7.0	護岸	呉市安浦町大字安登字久多田	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (16) 施設整備の内容（呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン）

地区海岸名	所管	番号		配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域	区域	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
					延長	代表堤防高					
安浦海岸（小島）	農振局	83	1	呉市安浦町大字安登字西小島	116	5.0	7.0	護岸	呉市安浦町大字安登字西小島～東小島	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	呉市安浦町大字安登字西小島～東小島	288	5.0	7.0	護岸			
			3	呉市安浦町大字安登字東小島	171	5.0	7.0	護岸			
安浦漁港海岸（水尻）	水産庁	85	1	呉市安浦町三津口字実成新開	198	3.8	5.8	堤防	呉市安浦町三津口字実成新開	住宅地，商業地，工業地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
安浦漁港海岸（実成）	水産庁	86	1	呉市安浦町三津口字実成新開	1,000	5.0	7.0	堤防	呉市安浦町三津口字実成新開	住宅地，商業地，工業地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
安浦漁港海岸（三津口）	水産庁	87	1	呉市安浦町三津口1丁目～2丁目	1,116	4.5	6.5	護岸	呉市安浦町三津口	住宅地，商業地，工業地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
			2	呉市安浦町三津口4丁目	182	4.5	4.5	護岸			
豊浜海岸（豊島）	水国局	91	1	呉市豊浜町大字豊島字代間～豊浜町山崎	2,180	4.6	6.5	護岸，消波工	呉市豊浜町大字豊島字代間～豊浜町山崎	農用地，その他	—
豊島漁港海岸（山崎）	水産庁	93	1	呉市豊浜町山崎	213	4.5	6.5	護岸	呉市豊浜町山崎	住宅地	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2		1,096	4.6	6.6	護岸，植栽，遊歩道			
豊島漁港海岸（内浦）	水産庁	94	1	呉市豊浜町大字豊島字小野浦～金崎 呉市豊浜町大字豊島字金崎～内浦	1,742	4.6	6.6	胸壁 護岸	呉市豊浜町大字豊島字小野浦～内浦	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
豊島漁港海岸（立花）	水産庁	95	1	呉市豊浜町大字大浜字北立花	588	5.8	7.8	消波工	呉市豊浜町大字大浜字北立花～南立花	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	呉市豊浜町大字大浜字北立花	232	5.8	7.8	消波工			
			2	呉市豊浜町大字大浜字南立花	1,110	4.9	6.9	護岸			
豊島漁港海岸（大浜）	水産庁	96	1	呉市豊浜町大字大浜	614	4.8	6.8	護岸	呉市豊浜町大字大浜～字西松山	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2		705	4.6	6.6	護岸，潜堤，養浜，離岸堤			
			3		330	4.6	6.6	護岸，消波工			
			4	呉市豊浜町大字大浜字野賀～西松山	1,400	5.6	7.6	護岸，消波工			
豊島漁港海岸（畜）	水産庁	99	1	呉市豊浜町大字畜	542	4.6	6.6	護岸	呉市豊浜町大字畜	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
御手洗港海岸（三角）	港湾局	102	1	呉市豊町久比	1,136	4.1	6.1	護岸，堤防	呉市豊町久比	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
御手洗港海岸（久比）	港湾局	105	1	呉市豊町久比	1,550	4.5	6.5	護岸	呉市豊町久比	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (17) 施設整備の内容（呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン）

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模 代表堤防高 (T.P.m) (C.D.L.m)			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
御手洗港海岸（小柳）	港湾局	106	1	呉市豊町久比	734	5.1	7.1	離岸堤	呉市豊町久比	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
御手洗港海岸（野坂）	港湾局	107	1	呉市豊町久比	532	4.6	6.6	護岸、潜堤、突堤、養浜	呉市豊町久比	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
御手洗港海岸（平羅）	港湾局	108	1	呉市豊町大長	231	4.1	6.1	護岸	呉市豊町大長	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
			2		100	4.1	6.1	護岸				
御手洗港海岸（大島）	港湾局	109	1	呉市豊町大長	60	4.1	6.1	護岸	呉市豊町大長	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
			2		41	4.1	6.1	護岸				
			3		28	4.1	6.1	護岸				
			4		50	4.0	6.0	護岸				
			5		148	4.0	6.0	護岸				
御手洗港海岸（小島）	港湾局	110	1	呉市豊町大長	36	4.1	6.1	護岸	呉市豊町大長	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
			2		161	4.1	6.1	護岸				
			3		23	4.1	6.1	護岸				
御手洗港海岸（内浜）	港湾局	111	1	呉市豊町大長	186	4.1	6.1	護岸	呉市豊町大長	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	－
			2		717	4.1	6.1	護岸 胸壁				
御手洗港海岸（北堀）	港湾局	112	1	呉市豊町大長	1,140	3.9	5.9	護岸	呉市豊町大長	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
御手洗港海岸（南堀）	港湾局	113	1	呉市豊町大長	1,310	3.9	5.9	護岸	呉市豊町大長	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
御手洗港海岸（蛭子）	港湾局	114	1	呉市豊町御手洗	1,000	5.4	7.4	護岸	呉市豊町御手洗	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
豊島漁港海岸（沖友）	水産庁	117	1	呉市豊町沖友	409	4.8	6.8	護岸、胸壁	呉市豊町沖友	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考えて詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (18) 施設整備の内容 (竹原・大崎上島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置				施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域	区域	規模				地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
					延長	代表堤防高						
						(m)	(T. P. m)					
安芸津海岸（大芝）	水国局	1	1	東広島市安芸津町風早大芝北	336	5.2	7.2	護岸	東広島市安芸津町風早	住宅地、農用地、その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
大芝北漁港海岸（大芝北）	水産庁	3	1	東広島市安芸津町風早大芝西	160	3.9	5.9	護岸	東広島市安芸津町風早	住宅地、工業地、農用地、その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2	東広島市安芸津町風早大芝北	340	3.9	5.9	護岸				
大芝北漁港海岸（小松原）	水産庁	5	1	東広島市安芸津町小松原	981	4.0	6.0	護岸	東広島市安芸津町小松原	住宅地、工業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
							護岸					
			2	東広島市安芸津町小松原新地	350	4.0	6.0	護岸				
安芸津海岸（風早）	水国局	6	1	東広島市安芸津町風早	1,251	5.1	7.1	護岸	東広島市安芸津町風早	住宅地、工業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
安芸津港海岸（風早）	港湾局	7	1	東広島市安芸津町風早灘	3,600	5.0	7.0	胸壁、堤防	東広島市安芸津町風早	住宅地、商業地、工業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
				東広島市安芸津町風早向								
				東広島市安芸津町風早中								
				東広島市安芸津町風早陣帆								
			2	東広島市安芸津町三津榎山	676	4.6	6.6	胸壁	東広島市安芸津町三津			
3	東広島市安芸津町三津榎山	1,450	5.0	7.0	護岸							
安芸津港海岸（雲下）	港湾局	8	1		707	5.1	7.1	護岸	東広島市安芸津町三津	住宅地、商業地、工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	東広島市安芸津町三津昭和町	2,143	4.8	6.8	胸壁				
			3		110	4.8	6.8	護岸				
安芸津港海岸（木谷）	港湾局	9	1	東広島市安芸津町木谷新宮	330	5.1	7.1	護岸	東広島市安芸津町木谷	住宅地、工業地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
					200	4.8	6.8	胸壁				
					800	5.1	7.1	護岸				
					786	5.1	7.1	護岸				
竹原港海岸（沖辺）	港湾局	14	1	竹原市吉名町宗越	841	4.5	6.5	護岸	竹原市吉名町	工業地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・体験学習・学習活動等への活用 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	竹原市吉名町平方	600	4.3	6.3	護岸				
			2	竹原市吉名町沖辺	150	4.6	6.6	護岸				
吉名漁港海岸（吉名）	水産庁	15	1	竹原市吉名町沖辺	700	4.0	6.0	護岸	竹原市吉名町	住宅地、商業地、工業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・体験学習・学習活動等への活用 ・健康に役立つ海岸の創造
			2		163	4.5	6.5	護岸、胸壁				
			3		53	4.6	6.6	潜堤				
			4		35	4.5	6.5	護岸				

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (19) 施設整備の内容 (竹原・大崎上島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模 代表堤防高 (T. P. m) (C. D. L. m)			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
竹原港海岸（築地）	港湾局	16	1	竹原市吉名町毛木	164	4.4	6.4	護岸	竹原市吉名町	農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・体験学習・学習活動等への活用 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	竹原市吉名町毛木～竹原市下野町築地 竹原市吉名町毛木～竹原市下野町築地	896	4.4	6.4	護岸	竹原市下野町			
			3	竹原市下野町築地	120	4.3	6.3	護岸				
竹原海岸（築地）	農振局	17	1	竹原市竹原町築地	348	4.7	6.7	護岸	竹原市竹原町	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・体験学習・学習活動等への活用 ・健康に役立つ海岸の創造
竹原港海岸（明神）	港湾局	18	1	竹原市竹原町明神	1,199	4.0	6.0	胸壁	竹原市竹原町	住宅地，商業地， 工業地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造
				竹原市竹原町北堀～中須				護岸				
			2	竹原市竹原町塩町	535	4.0	6.0	護岸				
			3		1,161	4.0	6.0	胸壁				
竹原港海岸（の場）	港湾局	19	1	竹原市竹原町港町1丁目 竹原市竹原町港町2丁目 竹原市竹原町港町3丁目 竹原市竹原町の場	2,197	4.0	6.0	護岸，胸壁	竹原市竹原町	住宅地，工業地， その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	竹原市高崎町				265	4.0			
竹原港海岸（高崎）	港湾局	20	1	竹原市高崎町大乘	1,900	5.0	7.0	護岸	竹原市高崎町	住宅地，工業地， 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備
竹原港海岸（福田）	港湾局	21	1	竹原市福田町沖条	360	4.2	6.2	護岸	竹原市福田町	住宅地，工業地， 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
			2	竹原市福田町沖条	877	5.1	7.1	護岸				
			3	竹原市忠海長浜2丁目	1,275	5.1	7.1	護岸				
			4	竹原市忠海長浜2丁目	214	4.0	6.0	護岸				
			5	竹原市忠海長浜2丁目	344	4.0	6.0	護岸				
			6	竹原市忠海長浜1丁目	30	4.0	6.0	護岸				
			7	竹原市忠海長浜3丁目	96	4.1	6.1	離岸堤				
			8	竹原市忠海長浜3丁目	37	4.1	6.1	護岸				
長浜漁港海岸（長浜）	水産庁	22	1	竹原市忠海町長浜	47	4.9	6.9	護岸	竹原市忠海町	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
			2		198	4.4	6.4	胸壁，護岸				
			3		116	4.9	6.9	護岸				
			4		100	4.8	6.8	護岸				
竹原海岸（長浜）	水国局	23	1	竹原市忠海町床浦	330	5.7	7.7	護岸，潜堤， 養浜	竹原市忠海町	住宅地，農用地， その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
忠海港海岸（忠海）	港湾局	24	1	竹原市忠海町宮床	188	4.0	6.0	護岸	竹原市忠海町	住宅地，商業地， 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
			2	竹原市忠海町掛場町～栄町	1,165	4.0	6.0	胸壁				
				竹原市忠海町徳浜				護岸				
				竹原市忠海町可寿美町				護岸				
			3	竹原市忠海東町1丁目	76	5.0	7.0	護岸				
			4	竹原市忠海町冠崎	168	5.0	7.0	護岸				
			5	竹原市忠海町山田町	852	4.4	6.4	護岸				
				竹原市忠海町二窓～忠海東5丁目 竹原市忠海東5丁目～1丁目				胸壁 護岸				

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (20) 施設整備の内容 (竹原・大崎上島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性		
		海岸	区域	区域	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
					延長	代表堤防高						
					(m)	(T. P. m)						(C. D. L. m)
竹原海岸（大久野島）	水国局	25	1	竹原市忠海町大久野島	211	5. 2	7. 2	護岸，潜堤，突堤，養浜	竹原市忠海町	住宅地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海迷性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2		190	4. 9	6. 9					
東野海岸（外表）	水国局	26	1	大崎上島町東野鯨髯ヶ浜	2, 502	4. 5	6. 4	護岸，消波工	大崎上島町東野鯨崎	住宅地，工業地，農用地，その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
				大崎上島町東野外表髯ヶ浜～平黒								
				大崎上島町東野外表平黒～森ヶ迫								
				大崎上島町東野外表森ヶ迫								
			2	大崎上島町東野外表味原	1, 460	4. 6	6. 5	護岸，消波工	大崎上島町東野外表			
				大崎上島町東野外表味原～紅石								
大崎上島町東野外表外過迫												
木江港海岸（岩白）	港湾局	27	1	大崎上島町	136	4. 6	6. 5	護岸	大崎上島町	住宅地，工業地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
木江港海岸（大楯）	港湾局	28	1	大崎上島町	130	4. 6	6. 5	護岸	大崎上島町	住宅地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
木江港海岸（木江）	港湾局	29	1	大崎上島町木江字浜	998	4. 1	6. 0	護岸	大崎上島町木江	住宅地，商業地，工業地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
				大崎上島町木江字浜～木江				護岸				
			2	大崎上島町木江	1基	4. 5	6. 4	水門				
				大崎上島町木江				護岸				
			3	大崎上島町木江	716	4. 5	6. 4	護岸				
								護岸				
4	大崎上島町木江	938	4. 1	6. 0	護岸							
木江港海岸（野賀）	港湾局	30	1	大崎上島町木江伊佐岐	2, 159	5. 3	7. 2	護岸	大崎上島町木江	住宅地，工業地，農用地，その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
				護岸								
				大崎上島町木江野賀				護岸				
				大崎上島町木江沖浦				胸壁				
			3	大崎上島町木江沖浦	1, 264	4. 6	6. 5	護岸，消波工				
								護岸				
沖浦漁港海岸（沖浦）	水産庁	32	1	大崎上島町木江明石向浜	2, 154	4. 6	6. 5	護岸，胸壁	大崎上島町木江沖浦	住宅地，商業地，工業地，農用地，森林，その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
			2	大崎上島町木江明石向浜	150	4. 6	6. 5	消波工				
			3	大崎上島町木江明石本浜	1, 264	4. 6	6. 5	護岸，消波工				

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (21) 施設整備の内容 (竹原・大崎上島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置				施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域	区域	規模				地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
					延長	代表堤防高						
					(m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)					
大崎海岸（大串）	水国局	34	1	大崎上島町大崎大串水谷～丸山	250	4.8	6.7	護岸，潜堤，突堤，養浜	大崎上島町大崎大串	住宅地，工業地，農用地，森林，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
大崎海岸（外浜）	農振局	35	1	大崎上島町大崎大串丸山～外浜海岸	720	4.6	6.5	護岸，潜堤，突堤，養浜，離岸堤	大崎上島町大崎大串	住宅地，農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
大西港海岸（瀬井）	港湾局	39	1	大崎上島町大崎瀬井	116	4.6	6.5	堤防	大崎上島町大崎瀬井	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
大西港海岸（長松）	港湾局	40	1	大崎上島町大崎長松谷	143	3.7	5.6	堤防，護岸	大崎上島町大崎瀬井	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
大西港海岸（長江谷）	港湾局	41	1	大崎上島町大崎中野加賀津	540	4.1	6.0	護岸，樋門	大崎上島町大崎中野	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (22) 施設整備の内容 (竹原・大崎上島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置				施設の種類	受益地域		整備の方向性		
		海岸	区域	区域	規模				地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
					延長 (m)	代表堤防高 (T. P. m)	(C. D. L. m)						
大西港海岸（大西）	港湾局	42	1	大崎上島町大崎大西加洲	3,162	4.1	6.0	護岸	大崎上島町大崎大西	住宅地, 商業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
			2		394	4.1	6.0	護岸					
			3		2基	—	—	樋門					
			4		2基	—	—	水門					
大西港海岸（塔之越）	港湾局	45	1	大崎上島町大崎中野塔之越	900	3.8	5.7	護岸	大崎上島町大崎中野	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
大西港海岸（原下）	港湾局	46	1	大崎上島町大崎中野原下	393	3.6	5.5	護岸, 胸壁	大崎上島町大崎中野原下	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
			2		200	3.6	5.5	護岸					
大西港海岸（東原下）	港湾局	47	1	大崎上島町大崎中野東原下	516	4.1	6.0	護岸	大崎上島町大崎中野	住宅地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
大西港海岸（長島東）	港湾局	48	1	大崎上島町大崎中野長島東	863	4.1	6.0	護岸	大崎上島町大崎中野	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
東野海岸（脇の浦）	農振局	53	1	大崎上島町東野鯨崎脇の浦	505	4.1	6.0	護岸	大崎上島町東野鯨崎	農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
鯨崎港海岸（矢弓）	港湾局	56	1	大崎上島町東野鯨崎矢弓	900	4.8	6.7	護岸	大崎上島町東野鯨崎	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
鯨崎港海岸（白水）	港湾局	57	1	大崎上島町東野鯨崎矢弓	55	4.1	6.0	護岸, 消波工	大崎上島町東野白水	住宅地, 商業地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備	
			2	大崎上島町東野白水	1,301	4.1	6.0	護岸, 消波工					
								胸壁					
								護岸					
								胸壁					
鯨崎港海岸（盛谷）	港湾局	58	1	大崎上島町東野古江	2,622	4.1	6.0	胸壁, 護岸	大崎上島町東野古江	住宅地, 工業地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備	
			59	1	大崎上島町東野垂水小琴島	502	4.6	6.5	護岸, 堤防	大崎上島町東野垂水	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
				2	大崎上島町東野垂水大琴島	257	4.1	6.0	護岸				
鯨崎港海岸（鯨崎）	港湾局	60	1	大崎上島町東野垂水大豊広	958	4.3	6.2	護岸	大崎上島町東野垂水	住宅地, 商業地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
				大崎上島町東野鯨崎				護岸	大崎上島町東野鯨崎				

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (23) 施設整備の内容 (竹原・大崎上島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置				施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域	区域	規模				地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
					延長 (m)	代表堤防高						
						(T, P, m)	(C, D, L, m)					
鯨崎港海岸（福浦）	港湾局	63	1	大崎上島町東野生野島福浦	40	4.1	6.0	護岸	大崎上島町東野生野島	その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
鯨崎港海岸（生野）	港湾局	64	1	大崎上島町東野生野島鹿老渡	154	4.0	5.9	護岸	大崎上島町東野生野島	住宅地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2		1,189	4.1	6.0	護岸				
鯨崎港海岸（船島）	港湾局	65	1	大崎上島町東野船島	105	4.1	6.0	護岸	大崎上島町東野船島	農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (24) 施設整備の内容 (尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性			
		海岸	区域		延長 (m)	規模 代表堤防高 (T. P. m) (C. D. L. m)			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項		
三原海岸（久津）	水国局	1	1	三原市幸崎町渡瀬久津	696	5.5	7.4	堤防, 護岸	三原市幸崎町能地	住宅地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保		
三原海岸（大荷）	水国局	2	1	三原市幸崎町渡瀬久津	700	5.6	7.5	護岸 護岸 護岸	三原市幸崎町能地	住宅地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保		
能地漁港海岸（能地）	水産庁	3	1	三原市幸崎能地4丁目～須波1丁目	717	4.8	6.7	護岸, 胸壁	三原市幸崎能地4丁目～須波1丁目	住宅地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保		
			2	三原市幸崎町能地	1,661	4.8	6.7	胸壁 護岸 護岸	三原市幸崎町能地～幸崎町久和喜	住宅地, 農用地, 森林, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保		
			3		420	5.0	6.9	護岸						
			4	三原市須波西町	1,115	5.0	6.9	護岸	三原市幸崎町久和喜～須波町	住宅地, 工業地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造		
2	三原市須波町	1,830	4.6	6.5	胸壁 護岸									
			4		425	5.1	7.0	護岸						
三原海岸（須波）	水国局				820	5.1	7.0	護岸						
須波港海岸（須波）	港湾局	5	1	三原市須波西1丁目	600	4.0	5.9	護岸	三原市須波西1丁目	住宅地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ・パブリックアクセスの確保		
須波漁港海岸（須波）	水産庁	6	1	三原市須波町	238	5.1	7.0	護岸	三原市須波町久登志川	住宅地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備		
尾道糸崎港海岸（貝野）	港湾局	7	1	三原市貝野町	968	4.4	6.3	胸壁, 護岸	三原市須波町～貝野町	住宅地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造		
				三原市貝野町～和田沖町				胸壁						
尾道糸崎港海岸（円一）	港湾局	8	1	三原市円一町2丁目	2,130	4.1	6.0	護岸, 胸壁	三原市円一町	住宅地, 商業地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造		
尾道糸崎港海岸（三原）	港湾局	9	1	三原市港町	4,599	4.2	6.1	胸壁	三原市港町～木原町	住宅地, 商業地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造		
				三原市古浜町				胸壁						
			2	三原市糸崎町	1,960	4.8	6.7	護岸						
			3	三原市糸崎町	436	5.1	7.0	護岸 胸壁 護岸						
			4	三原市糸崎町	1,545	4.8	6.7	護岸						
			5	三原市木原町赤石	776			護岸						
			6	三原市木原町内富	2,330			護岸						

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (25) 施設整備の内容(尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模 代表堤防高			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
尾道糸崎港海岸（福地）	港湾局	10	1	尾道市正徳町	805	4.1	6.0	護岸	尾道市正徳町	住宅地，工業地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
吉和漁港海岸（吉和）	水産庁	11	1	尾道市正徳町	501	4.1	6.0	護岸	尾道市正徳町	住宅地，工業地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2		84	3.7	5.6	胸壁				
			3		1,103	3.8	5.7	護岸，胸壁				
尾道糸崎港海岸（尾道）	港湾局	12	1	尾道市古浜町	3,062	3.9	5.8	胸壁	尾道市古浜町～尾崎本町	住宅地，商業地， その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携
				尾道市新浜2丁目～新浜1丁目				胸壁，植栽				
				尾道市新浜1丁目～西御所				護岸				
				尾道市西御所町				胸壁，植栽				
			2	尾道市土堂1丁目	950	3.8	5.7	護岸，胸壁				
3	尾道市久保3丁目	750	3.7	5.6	護岸							
尾道糸崎港海岸（山波）	港湾局	13	1	尾道市尾崎本町～山波町	2,203	4.2	6.1	護岸	尾道市尾崎本町～山波町	住宅地，工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
				尾道市山波町～東尾道				胸壁				
			2	尾道市東尾道	1,246	4.8	6.7	胸壁				
			3		1,324	4.7	6.6	胸壁，護岸				
尾道糸崎港海岸（向島北）	港湾局	14	1	尾道市向島町	960	3.7	5.6	堤防，護岸	尾道市向島町道越～兼吉	住宅地，工業地， 農用地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携
			2	尾道市向島町有井	679	3.7	5.6	胸壁				
			3		402	3.7	5.6	護岸				
			―	尾道市向島町西富浜	1基	―	―	陸間				
			4		100	3.8	5.7	護岸				
			5	尾道市向島町中富浜	371	3.7	5.6	胸壁				
			6	尾道市向島町中富浜	1,150	3.7	5.6	護岸				
			7	尾道市向島町富浜	189	3.8	5.7	護岸				
			8		453	3.7	5.6	胸壁				
			9	尾道市向島町	373	3.7	5.6	護岸				
10	御調郡向島町兼吉	1,000	3.8	5.7	護岸							
尾道糸崎港海岸（向東）	港湾局	15	1	尾道市向東町箱石	1,363	4.0	5.9	胸壁	尾道市向東町彦ノ上二区～向東町	住宅地，工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	―
				護岸								
			2	尾道市向東町小干浜	607	4.0	5.9	護岸				
				尾道市向東町				護岸				
3	尾道市向東町	3,795	4.0	5.9	護岸，胸壁							
尾道糸崎港海岸（高西）	港湾局	16	1	福山市高西町南	1,440	5.1	7.0	堤防	福山市高西町南～今津町	住宅地，商業地， 農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	福山市南今津	230	5.4	7.3	堤防				
尾道糸崎港海岸（機織）	港湾局	17	1	福山市南松永4丁目	4,457	4.7	6.6	護岸，胸壁	福山市南松永町	住宅地，工業地， その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
				福山市南松永3丁目				堤防				
尾道糸崎港海岸（松永）	港湾局	18	1	福山市松永町6丁目	1,040	4.1	6.0	護岸	福山市南松永町	住宅地，工業地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (26) 施設整備の内容(尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置				施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域	区域	規模				地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
					延長 (m)	代表堤防高						
						(T. P. m)	(C. D. L. m)					
尾道糸崎港海岸（柳津）	港湾局	19	1	福山市柳津町1丁目	1,339	4.2	6.1	護岸	福山市柳津相生島～柳津町安永浜	住宅地、商業地、工業地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備
尾道糸崎港海岸（金江藤江）	港湾局	20	2	福山市柳津町4丁目	940	4.2	6.1	護岸	福山市柳津町慶応浜～藤江町棚頭	住宅地、工業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			1	福山市金江町	280	4.3	6.2	護岸				
			2		146	4.6	6.5	護岸				
			3	福山市金江町金見	390	4.6	6.5	護岸				
			4	福山市金江町金見～藤江町	375	4.1	6.0	護岸				
			5	福山市有丘	584	4.6	6.5	護岸				
			6	福山市藤江町岡組	200	4.2	6.1	護岸				
尾道糸崎港海岸（浦崎）	港湾局	21	7	福山市藤江町池浜	1,100	4.6	6.5	護岸	尾道市浦崎町永田～浦崎町戸崎	住宅地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			1	尾道市浦崎町	671	4.1	6.0	護岸				
			2	尾道市浦崎町	780	4.1	6.0	護岸				
			3	尾道市浦崎町戸崎	370	4.1	6.0	胸壁 護岸				
串浜漁港海岸（串浜）	水産庁	22	4	尾道市浦崎町	240	4.1	6.0	護岸	尾道市浦崎町永田～浦崎町青木	住宅地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備
			1	尾道市浦崎町串浜 尾道市浦崎町高尾～青木	1,962	4.6	6.5	護岸 護岸				
尾道海岸（高松）	水国局	24	1	尾道市浦崎町	20	5.4	7.3	護岸	尾道市浦崎町	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2		120	5.4	7.3	護岸				
尾道海岸（浦崎高松）	農振局	25	1	尾道市浦崎町	58	4.7	6.6	消波工	尾道市浦崎町	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2		110	4.7	6.6	消波工				
尾道海岸（浦崎満越）	農振局	26	1	尾道市浦崎町	204	4.5	6.4	消波工	尾道市浦崎町満越	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
海老漁港海岸（海老）	水産庁	27	1	尾道市浦崎町満越	160	4.3	6.2	護岸	尾道市浦崎町満越	住宅地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2		426	4.1	6.0	護岸				
			3		575	4.6	6.5	胸壁 護岸				

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。
それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。
※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。
※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (27) 施設整備の内容 (尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置				施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域	区域	規模				地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
					延長 (m)	代表堤防高 (T.P.m) (C.D.L.m)						
尾道海岸（浦崎新田）	農振局	28	1	尾道市浦崎町	516	4.4	6.3	護岸	尾道市浦崎町満越～浦崎町関谷	住宅地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2		340	4.4	6.3	消波工				
			3		715	4.4	6.3	消波工				
								消波工				
								消波工				
								消波工				
								消波工				
尾道海岸（浦崎）	水国局	29	1	尾道市浦崎町犬吠	855	4.7	6.6	護岸	尾道市浦崎町犬吠～浦崎町田下	住宅地、工業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2		1,293	4.7	6.6	護岸				
			護岸									
泊漁港海岸（吉ノ浜）	農振局	31	1	尾道市百島町泊	170	5.0	6.9	消波工	尾道市百島町泊	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	－
			2	尾道市百島町泊	62	5.0	6.9	堤防、護岸				
泊漁港海岸（泊）	水産庁	32	1	尾道市百島町泊	500	4.9	6.8	胸壁 護岸 護岸 護岸	尾道市百島町泊	住宅地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	－
尾道海岸（泊）	水国局	33	1	尾道市百島町	300	5.3	7.2	護岸	尾道市百島町泊	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	－
尾道海岸（海老呑）	農振局	35	1	尾道市百島町海老呑	436	5.1	7.0	消波工	尾道市百島町海老呑	住宅地、農用地、森林	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	－
			2		532	5.1	7.0	消波工				

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。
それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (28) 施設整備の内容（尾道・因島ゾーン）

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模 代表堤防高 (T.P.m) (C.D.L.m)			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
福田港海岸（波戸）	港湾局	36	1 2	尾道市百島町福田	170 1,150	4.1 3.8	6.0 5.7	護岸 胸壁	尾道市百島町福田	住宅地，工業地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
福田港海岸（福田）	港湾局	37	1	尾道市百島町	1,435	4.1	6.0	堤防，護岸， 胸壁	尾道市百島町	住宅地，工業地， 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
向東海岸（古江浜）	農振局	39	1	尾道市向東町古江浜	798	5.7	7.6	堤防，消波工， 護岸	尾道市向東町歌～向東町古江 浜	住宅地，農用地， 森林	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
向東海岸（小水）	農振局	40	1	尾道市向東町大水	560	5.5	7.4	護岸	尾道市向東町古江浜～向東町 大水	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
								護岸				
								護岸				
								護岸				
大町漁港海岸（大町）	水産庁	41	1	尾道市向東町大町	352	4.6	6.5	護岸	尾道市向東町大町	住宅地，農用地， その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
尾道海岸（大町）	水国局	42	1	尾道市向東町大町	300	5.8	7.7	護岸	尾道市向東町大町	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
千汐漁港海岸（稲積）	農振局	44	1	尾道市向島町	18	4.0	5.9	護岸	尾道市向島町	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
千汐漁港海岸（千汐）	水産庁	45	1	尾道市向島町	1,380	4.7	6.6	護岸	尾道市向島町	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
向島海岸（立花）	水国局	46	1	尾道市向島町立花沖条	456	6.3	8.2	護岸，潜堤， 養浜	尾道市向島町立花沖条	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための 施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
								護岸				
立花漁港海岸（立花）	水産庁	47	1	尾道市向島町立花沖条	2,420	6.2	8.1	護岸	尾道市向島町沖条～江の浦	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための 施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
				尾道市向島町立花岡条～沖条				護岸				
尾道糸崎港海岸（向島西）	港湾局	49	1	尾道市向島町道越	1,742	4.0	5.9	護岸	尾道市向島町道越	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための 施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
尾道糸崎港海岸（船越）	農振局	51	1	尾道市向島町岩子島下条	932	4.3	6.2	消波工	尾道市向島町岩子島下条	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための 施設整備	

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。
それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (29) 施設整備の内容 (尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置				施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域	区域	規模				地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
					延長	代表堤防高						
						(m)	(T. P. m)					
向島海岸（団子石）	農振局	53	1	尾道市向島町岩子島郷条～毘沙郷	300	5.7	7.6	消波工	尾道市向島町岩子島郷条	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
			2	尾道市向島町岩子島郷条	88	4.7	6.6	消波工				
向島海岸（浜ノ浦）	農振局	54	1	尾道市向島町岩子島郷条	340	4.7	6.6	堤防、突堤、養浜	尾道市向島町岩子島郷条	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
			2		76	4.7	6.6	堤防、突堤、養浜				
因島海岸（深浦大浜）	水国局	55	1	尾道市因島重井町後側	409	4.7	6.6	護岸	尾道市因島重井町後側	住宅地、工業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	尾道市因島大浜町	670	6.3	8.2	護岸				
因島海岸（三池）	農振局	57	1	尾道市因島重井町勘口	443	5.0	6.9	消波工	尾道市因島重井町深浦新開～重井町相川	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
中浜港海岸（大浜）	港湾局	59	1	尾道市因島大浜町	198	4.3	6.2	護岸	尾道市因島大浜町	住宅地、工業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	尾道市因島大浜町	120	4.3	6.2	護岸				
			3	尾道市因島大浜町	499	4.3	6.2	護岸				
中浜港海岸（中庄）	港湾局	60	1	尾道市因島中庄町油屋新開～徳永	1,400	4.2	6.1	護岸	尾道市因島中浜町～外浦町	住宅地、商業地、工業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
中浜港海岸（外浦）	農振局	61	1	尾道市因島中庄町	1,363	3.9	5.8	護岸	尾道市因島中庄町	住宅地、商業地、工業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (30) 施設整備の内容（尾道・因島ゾーン）

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模 代表堤防高			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						(T, P, m)	(C, D, L, m)					
鏡浦漁港海岸（鏡浦）	水産庁	62	1	尾道市因島鏡浦町	325	4.1	6.0	護岸, 胸壁	尾道市因島鏡浦町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
土生港海岸（三庄）	港湾局	64	1	尾道市因島三庄町	1,280	5.3	7.2	消波工	尾道市因島三庄町1区～三庄町4区	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	尾道市因島三庄町	199	5.3	7.2	護岸				
土生港海岸（小用）	港湾局	65	1	尾道市因島三庄町	190	4.2	6.1	護岸	尾道市因島三庄町	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	尾道市因島三庄町	560	4.2	6.1	護岸, 胸壁				
			3	尾道市因島三庄町	904	4.7	6.6	護岸, 胸壁				
重井港海岸（細島）	港湾局	66	1	尾道市因島細島	268	3.8	5.7	護岸, 胸壁	尾道市因島細島	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
因島海岸（細島）	農振局	68	1	尾道市因島細島	185	3.8	5.7	護岸	尾道市因島細島	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
土生港海岸（土生）	港湾局	70	1	尾道市因島土生町	2,254	4.1	6.0	護岸	尾道市因島土生町長崎～田熊町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	尾道市因島田熊町	895	4.1	6.0	消波工				
因島海岸（竹長）	水国局	71	1	尾道市因島田熊町	890	4.7	6.6	護岸	尾道市因島田熊町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
因島海岸（重井）	水国局	72	1	尾道市因島重井町	308	4.7	6.6	護岸	尾道市因島田熊町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	尾道市因島重井町	1,400	4.7	6.6	護岸				
			3	尾道市因島重井町	150	4.7	6.6	護岸				
			4	尾道市因島重井町	2,538	4.7	6.6	護岸				
			5	尾道市因島重井町	160	4.7	6.6	護岸				

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (31) 施設整備の内容 (尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						代表堤防高						
						(T. P. m)	(C. D. L. m)					
重井港海岸（西浜）	港湾局	74	1	尾道市因島重井町	1,678	3.7	5.6	護岸	尾道市因島重井町播摩～北浜	住宅地、商業地、工業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
重井港海岸（伊浜西）	港湾局	75	1	尾道市因島重井町	320	3.9	5.8	護岸	尾道市因島重井町	住宅地、商業地、工業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
重井港海岸（馬神・宮沖）	農振局	76	1	尾道市因島重井町	400	5.0	6.9	消波工	尾道市因島重井町小林	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
重井港海岸（伊浜東）	港湾局	77	1	尾道市因島重井町	2,930	4.2	6.1	護岸	尾道市因島重井町	住宅地、商業地、工業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
瀬戸田港海岸（中野）	港湾局	78	1	尾道市瀬戸田町沢	800	4.0	5.9	護岸	尾道市瀬戸田町中野～沢	住宅地、商業地、工業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	尾道市瀬戸田町沢	136	3.8	5.7	護岸				
			2	尾道市瀬戸田町中野	1基	—	—	排水機場				
			3	尾道市瀬戸田町名荷～瀬戸田町中野	4,462	4.0	5.9	護岸				
瀬戸田海岸(名荷)	水国局	79	1	尾道市瀬戸田町名荷	1,081	4.6	6.5	護岸	尾道市瀬戸田町名荷	住宅地、工業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
瀬戸田海岸（西浦坂田）	水国局	80	1	尾道市瀬戸田町大阪田	400	4.7	6.6	護岸	尾道市瀬戸田町名荷	住宅地、工業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	尾道市瀬戸田町名荷～西来縁	130	4.7	6.6	護岸				
			3	尾道市瀬戸田町西来縁	80	4.7	6.6	護岸				
			4		60	4.7	6.6	護岸				
			5	尾道市瀬戸田町名荷	80	4.7	6.6	護岸				

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (32) 施設整備の内容(尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性		
		海岸	区域	区域	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
					延長	代表堤防高						
					(m)	(T. P. m)						(C. D. L. m)
因島海岸（田嵐）	水国局	81	1	尾道市因島洲江町	1,179	4.7	6.6	護岸	尾道市因島洲江町	住宅地、工業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
生口港海岸（原）	港湾局	82	1	尾道市因島洲江町～因島原町	3,822	3.8	5.7	護岸	尾道市因島洲江町、尾道市因島原町	住宅地、工業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
生口港海岸（波止岡）	港湾局	83	1	尾道市因島原町	78	4.1	6.0	護岸	尾道市因島原町	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	尾道市因島原町	339	4.1	6.0	護岸				
生口港海岸（御寺）	港湾局	84	1	尾道市瀬戸田町御寺	122	4.2	6.1	堤防	尾道市瀬戸田町御寺	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	尾道市瀬戸田町御寺	74	4.2	6.1	堤防				
生口港海岸（宮原）	港湾局	85	1	尾道市瀬戸田町御寺	124	4.1	6.0	堤防	尾道市瀬戸田町御寺	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・体験学習・学習活動等への活用 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	尾道市瀬戸田町宮原	2,318	4.1	6.0	胸壁、護岸				
生口港海岸（泊）	港湾局	86	1	尾道市瀬戸田町荻	622	4.4	6.3	護岸	尾道市瀬戸田町荻	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
生口港海岸（田高根）	港湾局	87	1	尾道市瀬戸田町荻	1,051	4.6	6.5	護岸	尾道市瀬戸田町荻	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・体験学習・学習活動等への活用 ・健康に役立つ海岸の創造

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (33) 施設整備の内容(尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置				施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域	区域	規模				地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
					延長	代表堤防高						
					(m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)					
瀬戸田海岸（垂水早瀬）	農振局	88	1	尾道市瀬戸田町萩田高根	872	5.0	6.9	消波工	尾道市瀬戸田町萩田高根～五本松	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	尾道市瀬戸田町萩五本松	240	5.0	6.9	消波工				
瀬戸田港海岸（垂水）	港湾局	89	1	尾道市瀬戸田町垂水	1,730	4.4	6.3	護岸	尾道市瀬戸田町垂水	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	尾道市瀬戸田町福田～瀬戸田町垂水	2,330	4.4	6.3	護岸	尾道市瀬戸田町福田～瀬戸田町垂水			
瀬戸田海岸（福田）	港湾局	90	1	尾道市瀬戸田町沢～瀬戸田町福田	2,054	4.2	6.1	護岸，胸壁	尾道市瀬戸田町沢～瀬戸田町福田	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
瀬戸田海岸（高根）	港湾局	91	1	尾道市瀬戸田町高根	4,592	4.1	6.0	護岸	尾道市瀬戸田町高根	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
瀬戸田海岸（高根）	農振局	92	1	尾道市瀬戸田町高根	672	5.0	6.9	護岸	尾道市瀬戸田町高根	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
瀬戸田港海岸（向田）	港湾局	95	1	三原市鷺浦町向田野浦	233	3.8	5.7	護岸	三原市鷺浦町向田野浦	住宅地，農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	三原市鷺浦町向田野浦	2,162	3.8	5.7	堤防、護岸				

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (34) 施設整備の内容 (尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置				施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域	区域	規模				地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
					延長	代表堤防高						
					(m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)					
鷺浦海岸（長岩）	農振局	96	1	三原市鷺浦町須波	200	3. 8	5. 7	護岸, 胸壁	三原市鷺浦町須波	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ● <u>景観に配慮した海岸の整備</u> ・ <u>自然景観や海岸景観の保全・創造</u>	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
佐木港海岸（須波）	港湾局	98	1	三原市鷺浦町須波	997	4. 3	6. 2	護岸	三原市鷺浦町須波	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ● <u>景観に配慮した海岸の整備</u> ・ <u>自然景観や海岸景観の保全・創造</u>	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	三原市鷺浦町須波	241	4. 3	6. 2					
佐木港海岸（大野浦）	農振局	99	1	三原市鷺浦町須波	340	4. 4	6. 3	護岸	三原市鷺浦町須波	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ● <u>景観に配慮した海岸の整備</u> ・ <u>自然景観や海岸景観の保全・創造</u>	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
佐木港海岸（小佐木）	港湾局	100	1	三原市鷺浦町須波	534	3. 9	5. 8	護岸	三原市鷺浦町須波	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ● <u>景観に配慮した海岸の整備</u> ・ <u>自然景観や海岸景観の保全・創造</u>	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。
それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (35) 施設整備の内容(福山・内海ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置				施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域	区域	規模				地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
					延長	代表堤防高						
					(m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)					
福山港海岸（野の浜）	港湾局	1	1	福山市鋼管町	359	5.4	6.9	護岸	福山市鋼管町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 ●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	—
福山港海岸（沖浦）	港湾局	2	1	福山市引野町	290	4.0	6.0	護岸, 胸壁	福山市引野町	住宅地, 工業地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 ●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	—
			1基	—	—	樋門	福山市引野町					
			2	福山市引野町～東手城町2丁目	276	4.0	6.0	護岸, 胸壁	福山市引野町～東手城町			
福山港海岸（手城）	港湾局	3	1	福山市東手城町2丁目	217	4.5	6.5	護岸	福山市港町	住宅地, 商業地, 工業地	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (福山芸術文化ホール, 福山ばら祭りなど)
			2	福山市東手城町2丁目～東川口町1丁目	1,749	4.5	6.5	護岸, 胸壁	福山市東手城町～東川口町	住宅地, 商業地, 工業地		
福山港海岸（一文字）	港湾局	4	1	福山市東川口町～箕島町	7,291	5.2	7.2	護岸	福山市曙町～箕沖町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2		5,889	5.2	7.2	護岸, 胸壁				
福山漁港海岸（水呑）	港湾局	5	1	福山市箕島町	428	4.7	6.7	護岸	福山市箕島町	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	福山市水呑町	260	4.7	6.7	堤防, 護岸	福山市水呑町			
福山港海岸（田尻）	港湾局	6	1	福山市田尻町	1,109	6.0	8.0	護岸	福山市田尻町	住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	福山市田尻町	360	5.6	7.6	護岸, 胸壁				
福山漁港海岸(田尻)	水産庁	7	1	福山市田尻町	1,564	6.0	8.0	護岸	福山市田尻町	住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の実情、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (36) 施設整備の内容(福山・内海ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性		
		海岸	区域	区域	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
					延長	代表堤防高						
					(m)	(T. P. m)						(C. D. L. m)
福山港海岸（みゆき）	港湾局	8	1	福山市鞆町後地	1,992	5.0	7.0	護岸, 胸壁	福山市鞆町白茅～鞆町後地	住宅地, 商業地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	福山市鞆町鞆	417	4.0	6.0					
			3	福山市鞆町鞆	160	4.0	6.0					
福山港海岸（江の浦）	港湾局	9	1	福山市鞆町鞆	1,077	4.0	6.0	胸壁、護岸	福山市焚場町	住宅地, 商業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
平漁港海岸（平）	水産庁	10	1	福山市鞆町後地	410	4.0	6.0	護岸, 胸壁	福山市鞆町平	住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
福山海岸（室浜）	水国局	11	1	福山市鞆町後地室浜	190	7.7	9.7	護岸	福山市鞆町後地室浜	住宅地, 商業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2		220	7.7	9.7	護岸				
走漁港海岸（唐船）	水産庁	12	1	福山市走島町唐船	170	4.8	6.8	護岸	福山市走島町唐船	住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
福山海岸（本浦）	水国局	13	1	福山市走島町	85	7.2	9.2	護岸	福山市走島町	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
			2		65	7.2	9.2	護岸				
			3		450	5.8	7.8	護岸				
走漁港海岸（本浦）	水産庁	15	1	福山市走島町本浦	295	4.0	6.0	胸壁	福山市走島町本浦	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (37) 施設整備の内容(福山・内海ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性		
		海岸	区域	区域	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
					延長	代表堤防高						
					(m)	(T. P. m)						(C. D. L. m)
阿伏兎港海岸（能登原）	港湾局	16	1	福山市沼隈町能登原～沼隈町大字能登原	661	4.3	6.3	護岸	福山市沼隈町能登原	住宅地、商業地、 工場地、農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携
			2		887	4.3	6.3					
			3	福山市沼隈町大字能登原	669	4.3	6.3	護岸、胸壁				
千年港海岸（桜）	港湾局	17	1	福山市沼隈町大字能登原	1,045	4.5	6.5	護岸	福山市沼隈町桜	住宅地、農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携
千年港海岸（岩船）	港湾局	18	1	福山市沼隈町大字能登原～沼隈町大字草深	894	4.1	6.1	護岸	福山市沼隈町横引	住宅地、商業地、 工業地、農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携
千年港海岸（草深）	農振局	19	1	福山市沼隈町大字草深	1,030	5.3	7.3	護岸	福山市沼隈町横引	住宅地、農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携
千年港海岸（敷名）	港湾局	20	1	福山市沼隈町常石	1,036	4.1	6.1	護岸	福山市沼隈町敷名	住宅地、工業地、 農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携
			2		654	4.1	6.1					
千年港海岸（常石）	港湾局	21	1	福山市沼隈町常石～沼隈町大字常石	2,147	4.0	6.0	護岸、胸壁	福山市沼隈町常石	住宅地、工業地、 農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携
			2	福山市沼隈町大字常石	219	4.1	6.1					

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (38) 施設整備の内容(福山・内海ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置				施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域	区域	規模				地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
					延長	代表堤防高						
					(m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)					
内海海岸（馬場崎）	水国局	22	1	福山市内海町馬場崎	150	6.9	8.9	護岸	福山市内海町馬場崎	住宅地、農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携
			2		110	6.9	8.9					
箱崎漁港海岸（箱崎）	水産庁	23	1	福山市内海町	870	5.2	7.2	護岸，胸壁	福山市内海町	住宅地，農用地， その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携
箱崎漁港海岸（小用地）	水産庁	24	1	福山市内海町	254	5.0	7.0	胸壁、護岸	福山市内海町	住宅地，農用地， その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携
内海海岸（大畑）	水国局	25	1	福山市内海町高山	928	7.2	9.2	護岸	福山市内海町高山	住宅地，農用地， その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携
横田漁港海岸（南）	水産庁	26	1	福山市内海町南	405	5.1	7.1	護岸	福山市内海町南	住宅地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携
			2	福山市内海町南	840	5.1	7.1	護岸，胸壁				
横田漁港海岸（家廻）	水産庁	27	1	福山市内海町家廻	914	4.5	6.5	護岸，胸壁	福山市内海町家廻	住宅地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携
横田漁港海岸（入双）	水産庁	28	1	福山市内海町入双	471	5.2	7.2	離岸堤	福山市内海町入双	住宅地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。
それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。
※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。
※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (39) 施設整備の内容(福山・内海ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置				施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域	区域	規模				地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
					延長	代表堤防高						
					(m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)					
内海海岸（横山）	農振局	31	1	福山市内海町横山	950	6.1	8.1	護岸	福山市内海町横山	農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
内海海岸（横島）	水国局	32	1	福山市内海町釜戸～小脇	1,210	5.3	7.3	護岸，潜堤，養浜	福山市内海町釜戸～小脇	住宅地，工業地，農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
横田漁港海岸（入双）	水産庁	28	1	福山市内海町入双	471	5.2	7.2	離岸堤	福山市内海町入双	住宅地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
内海海岸（横山）	農振局	31	1	福山市内海町横山	950	6.1	8.1	護岸	福山市内海町横山	農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
内海海岸（横島）	水国局	32	1	福山市内海町釜戸～小脇	1,210	5.3	7.3	護岸，潜堤，養浜	福山市内海町釜戸～小脇	住宅地，工業地，農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
横田港海岸（横島）	港湾局	34	1	福山市内海町	1,095	4.1	6.1	護岸，胸壁	福山市内海町	住宅地，工業地，農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の特徴、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

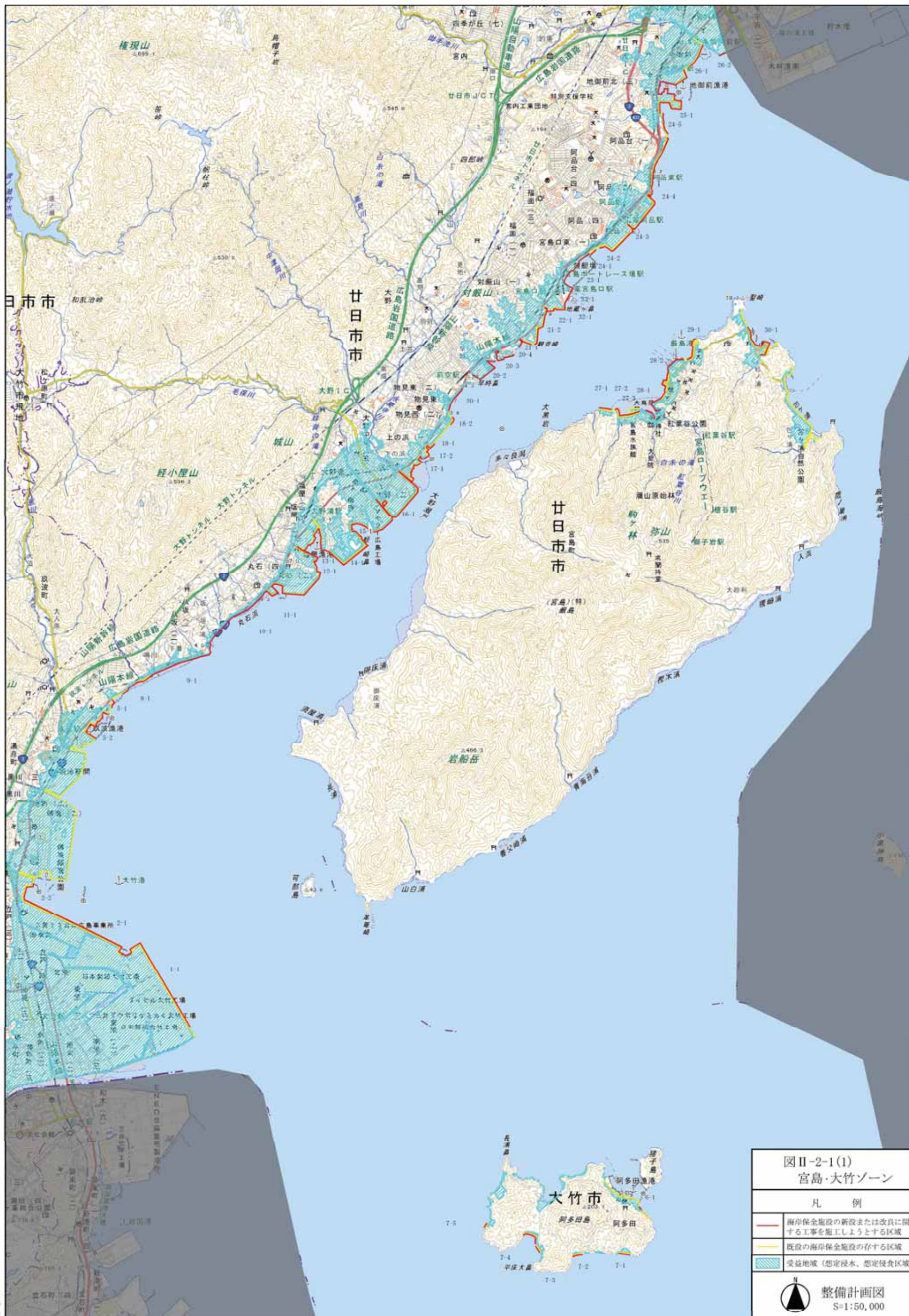
※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

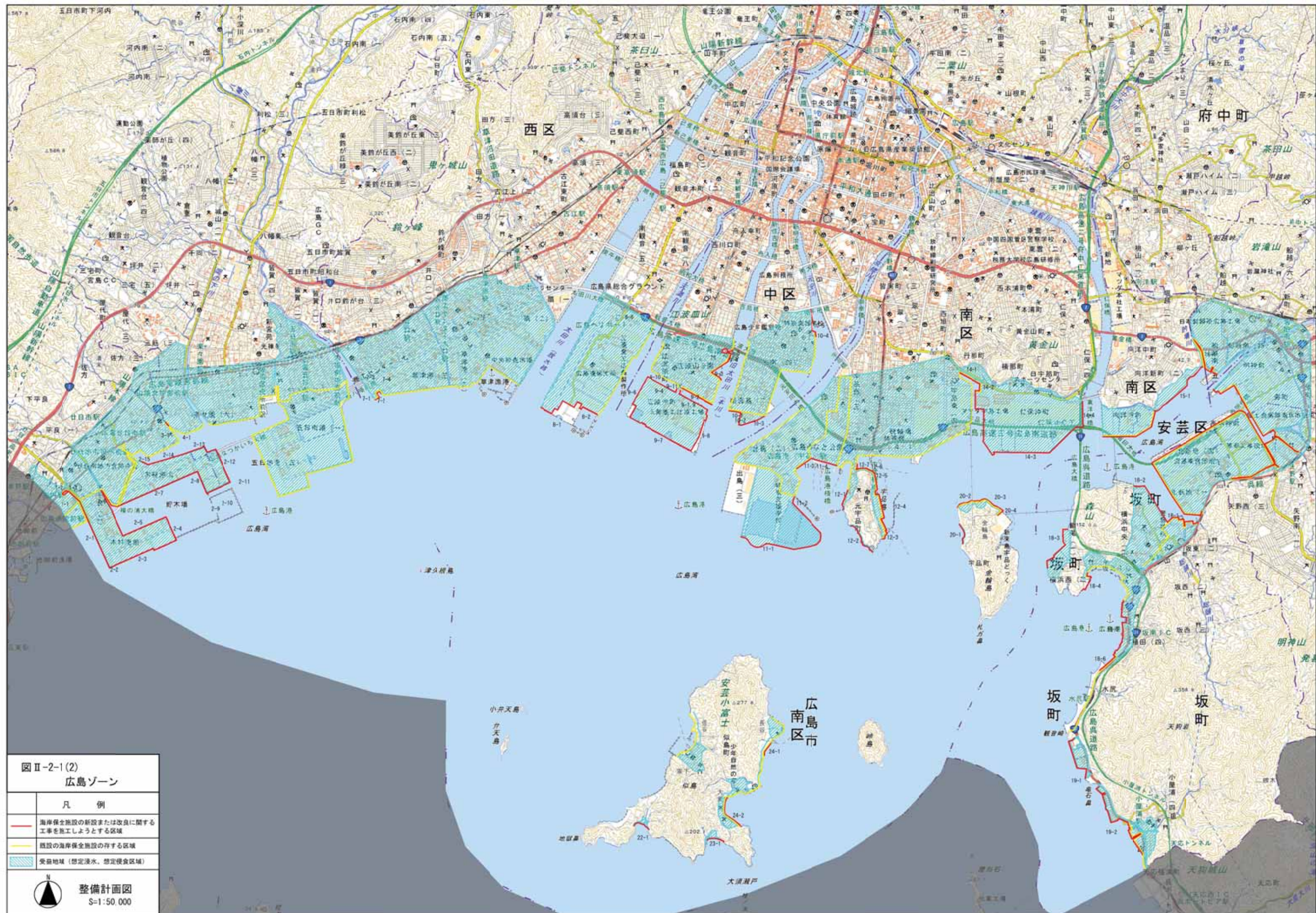
※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1（40） 施設整備の内容（福山・内海ゾーン）

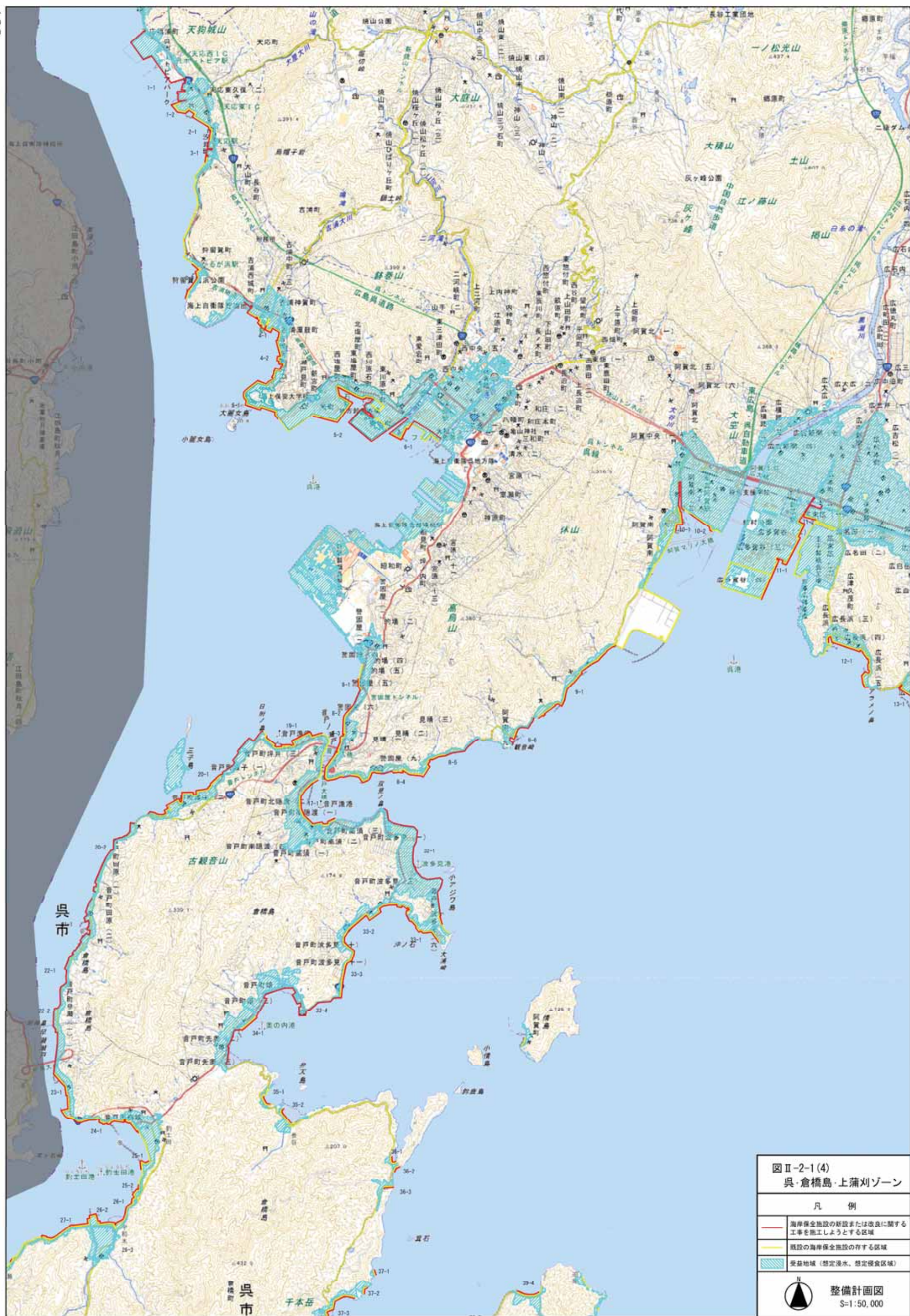
地区海岸名	所管	番号		配置				施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域	区域	規模				地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
					延長	代表堤防高						
					(m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)					
横田港海岸（町）	港湾局	35	1	福山市内海町	90	3.7	5.7	護岸	福山市内海町	住宅地，工業地， 農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための 施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携
箱崎漁港海岸（阿伏兎）	水産庁	40	1	福山市内海町阿伏兎	148	3.8	5.8	護岸	福山市内海町阿伏兎	住宅地，農用地， その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための 施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携

※ 整備の方向性において，下線を引いている配慮事項は，該当地区海岸の現状の環境要素，利用実態等や地域の要請，将来計画等を考慮して示したもので，特に配慮する事項である。
それ以外の配慮事項は，隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので，整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。
※ 整備の実施段階においては，「整備の方向性」を基に，配慮を必要とする項目について検討し，計画・整備を行うこととする。
※ 施設規模や種類については，整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし，計画で示した値と異なってくる場合もある。









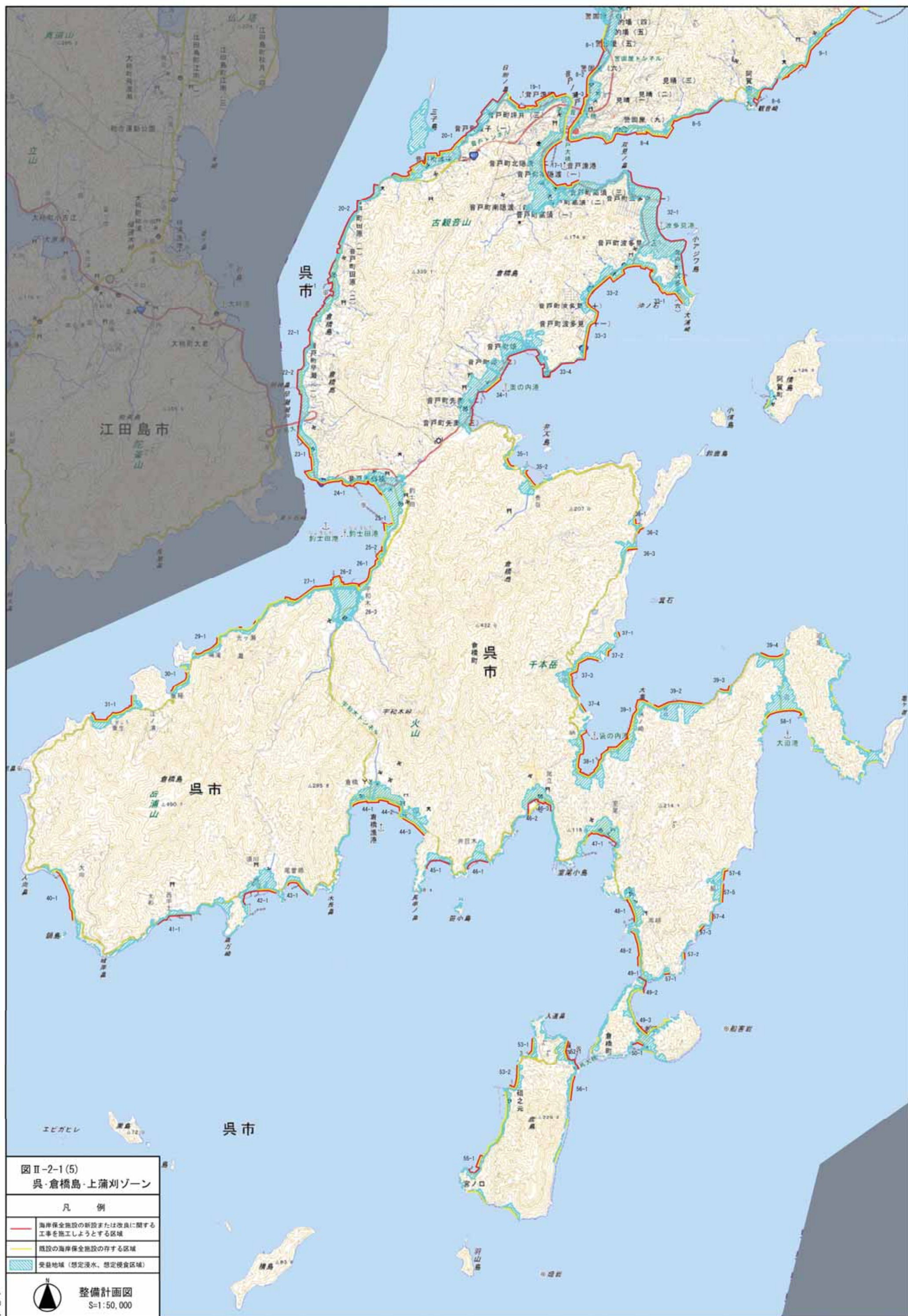
図Ⅱ-2-1(4)
呉・倉橋島・上蒲刈ゾーン

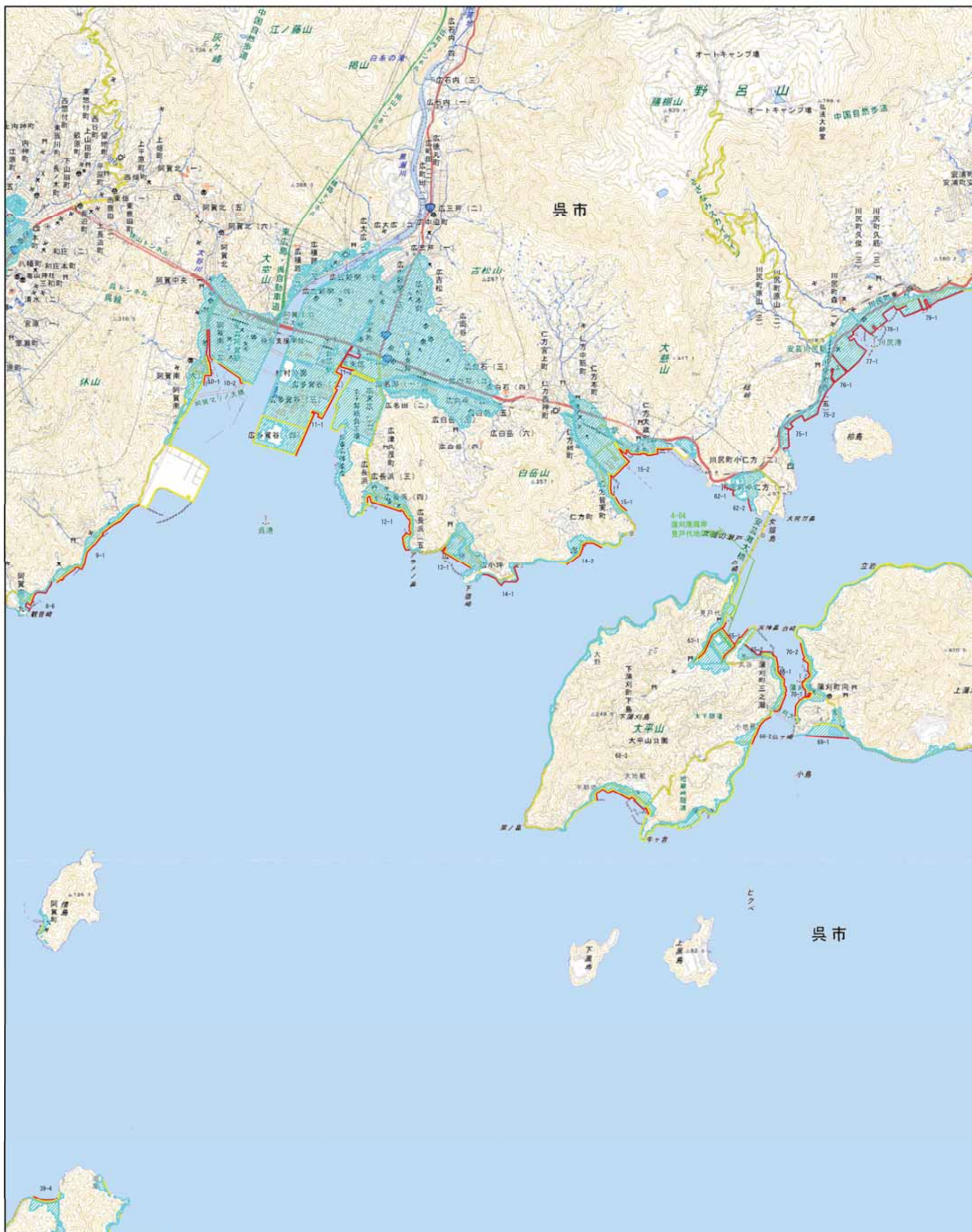
凡 例

—	海岸保全施設の新設または改良に関する 工事を施工しようとする区域
—	既設の海岸保全施設の存する区域
—	受益地域（想定浸水、想定侵食区域）



整備計画図
S=1:50,000





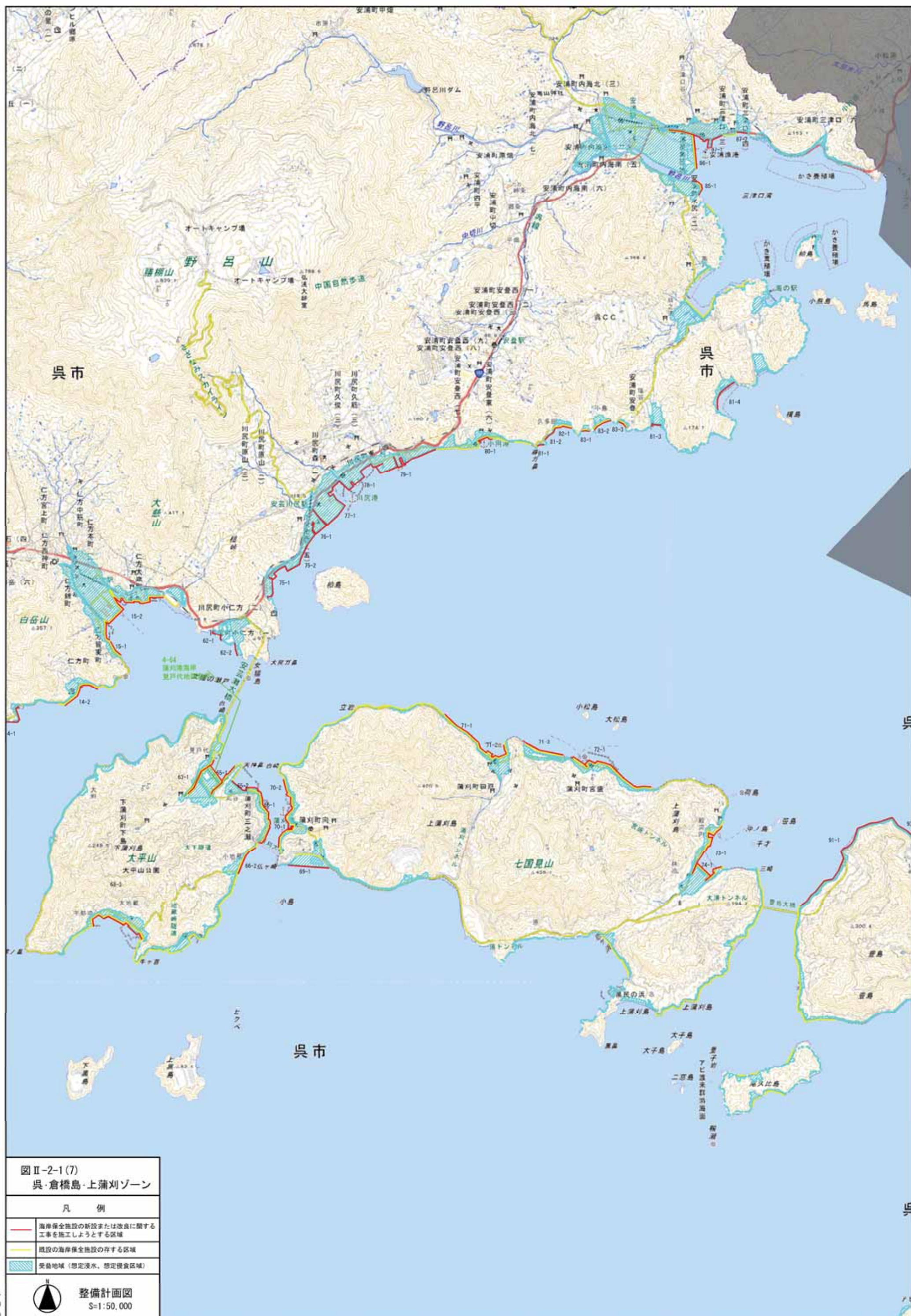
図Ⅱ-2-1(6)
奥・倉橋島・上蒲刈ゾーン

凡 例

—	海岸保全施設の新設または改良に関する工事を施工しようとする区域
—	既設の海岸保全施設の存する区域
 	受益地域（想定浸水、想定侵食区域）



整備計画図
S=1:50,000



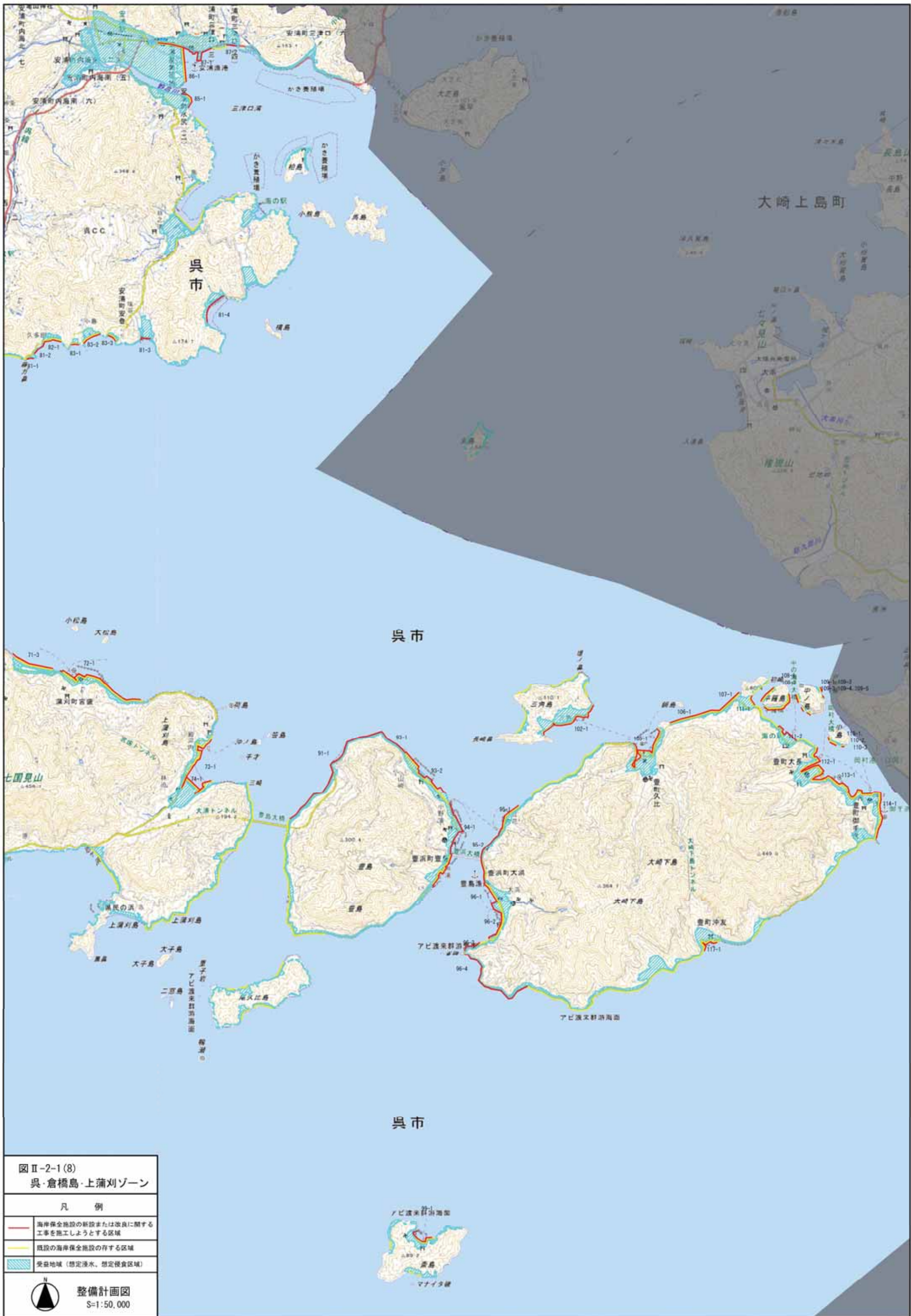
図Ⅱ-2-1(7)
呉・倉橋島・上蒲刈ゾーン

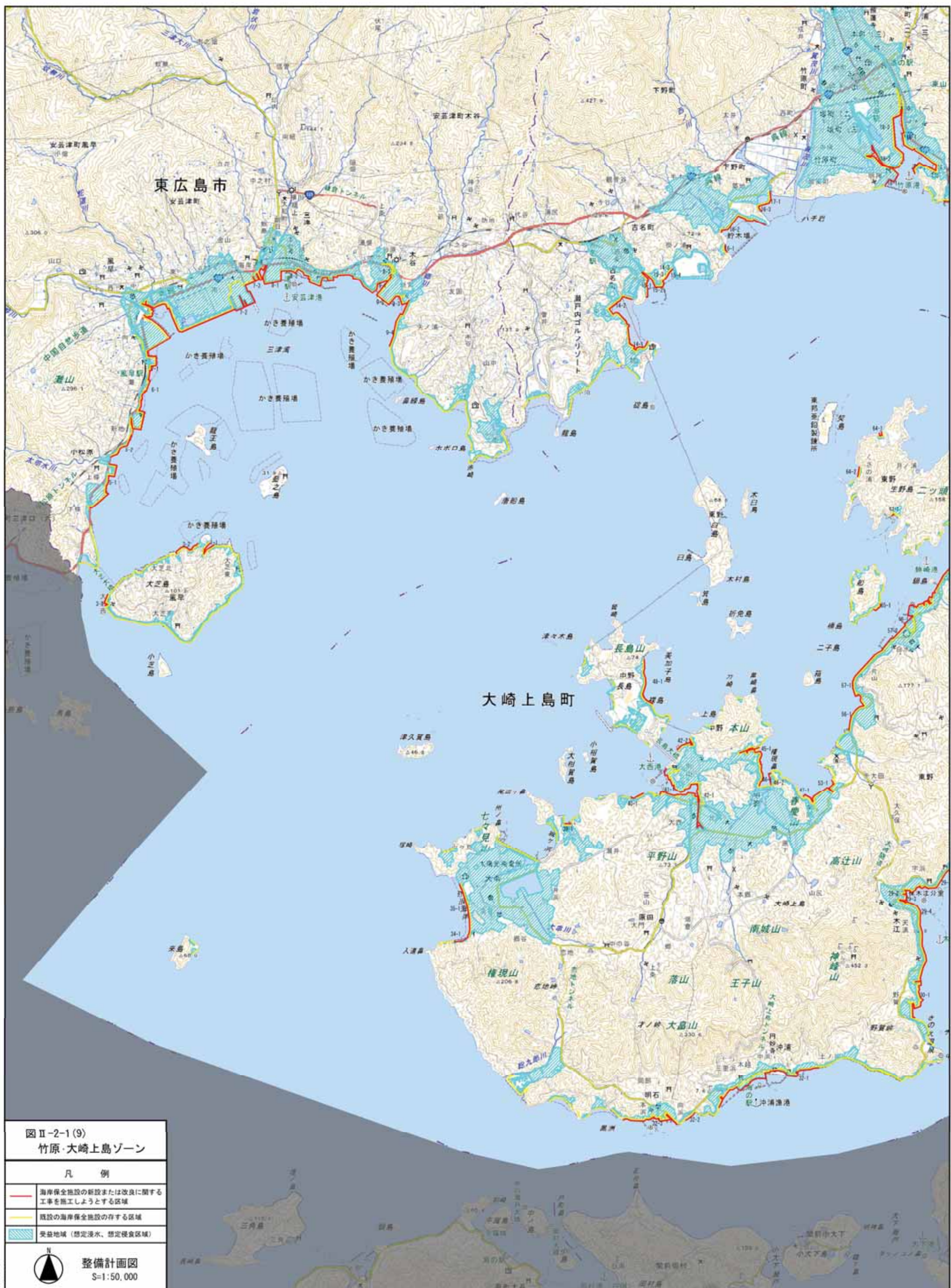
凡 例

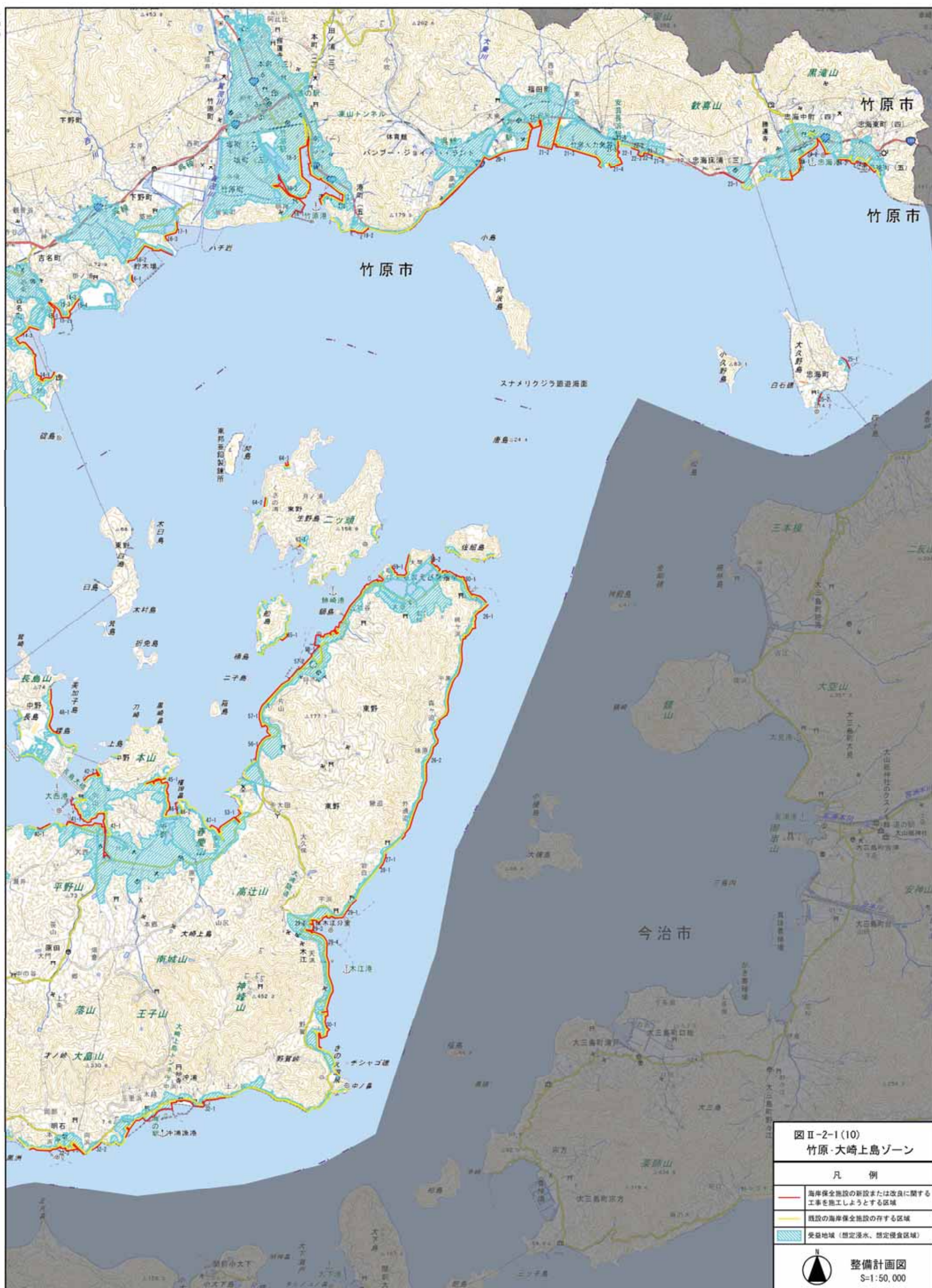
- 海岸保全施設の新設または改良に関する工事を施工しようとする区域
- 既設の海岸保全施設の存する区域
- 受益地域（想定浸水、想定侵食区域）



整備計画図
S=1:50,000

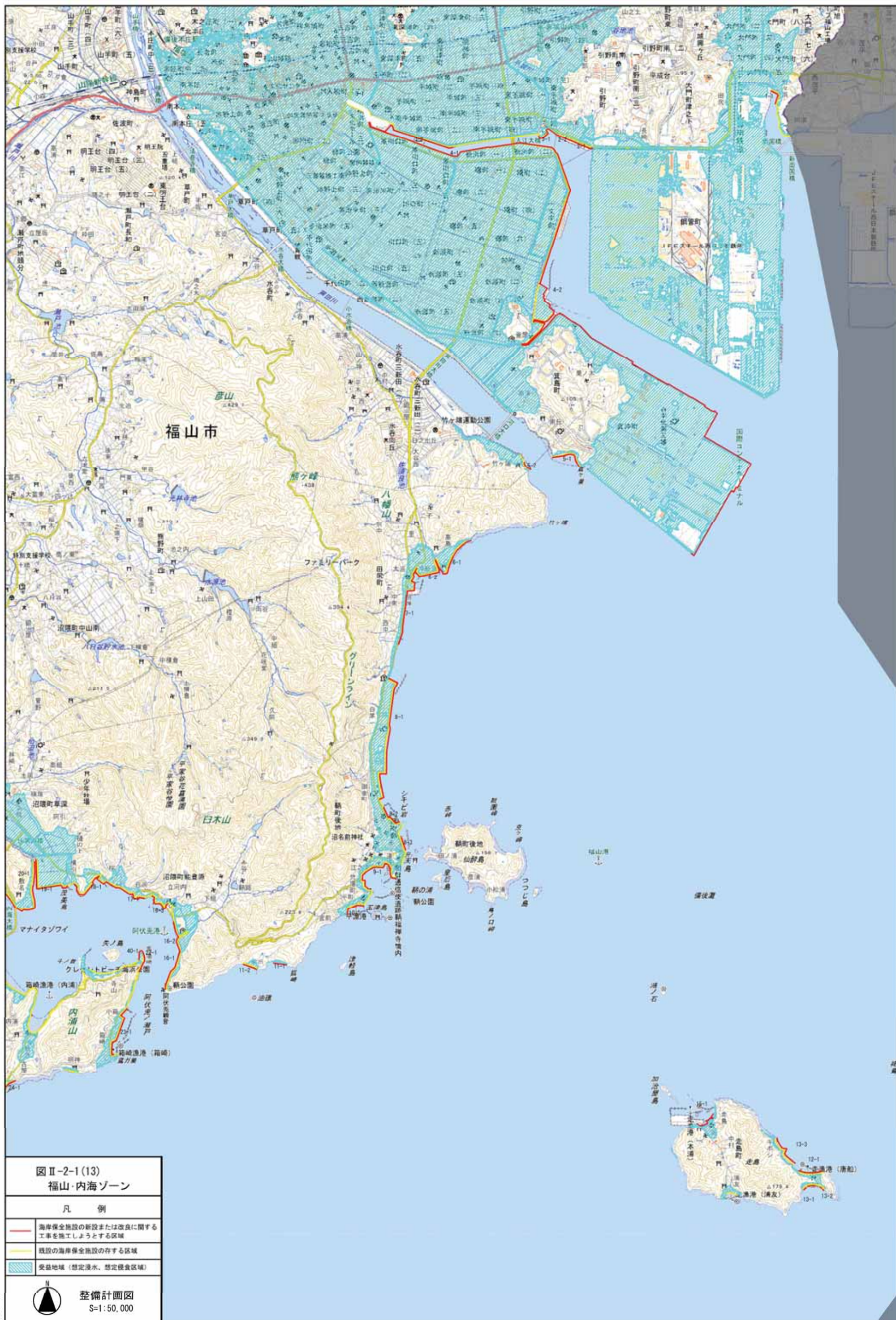










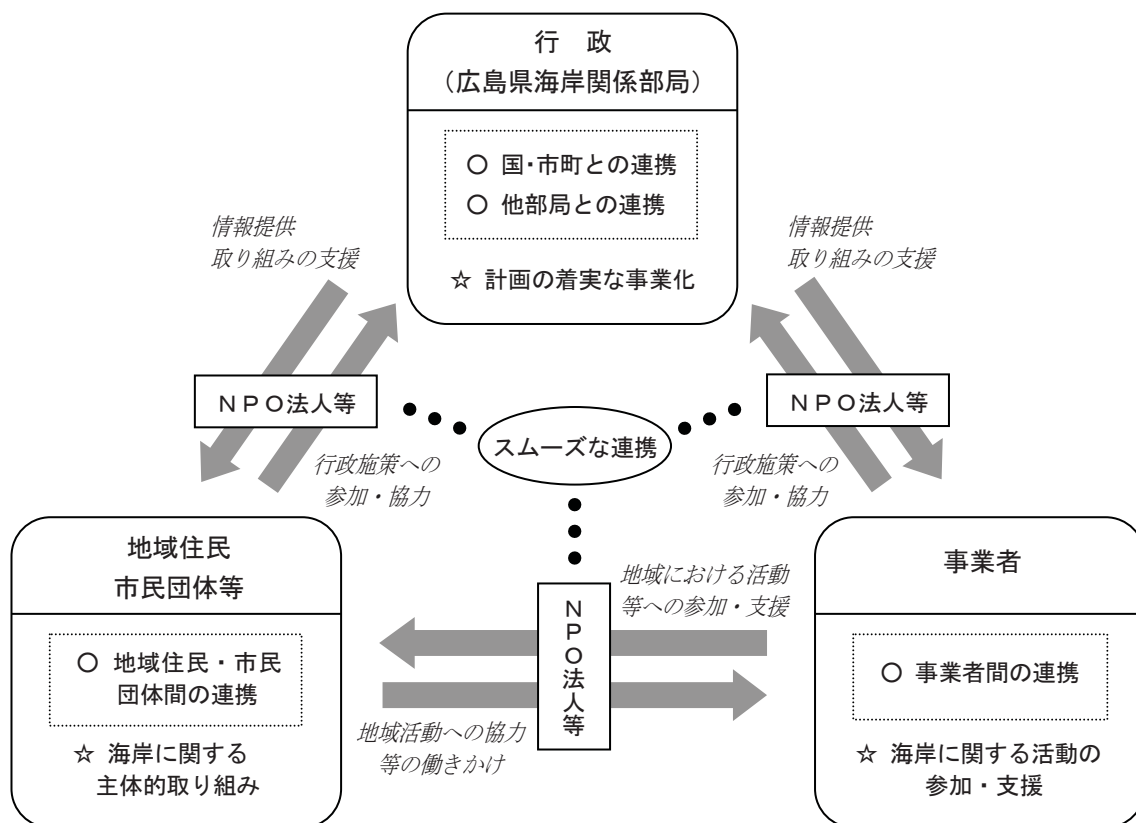


第Ⅲ章 今後の取り組み方針

広島沿岸の海岸保全基本計画策定後の取り組み方針を以下に示す。

地域住民との 合意形成	☆ 地域とともに歩む海岸づくりを目指すため、地域住民との合意形成を得ながら事業を実施していくことが必要である。
海岸関係者の 役割分担と連携	☆ 本計画の実現に向けて、行政と地域住民、事業者との役割分担と連携が必要である。 ☆ 国や市町をはじめ、環境・教育部局等の他部局との連携を図りながら、計画の着実な事業化を推進する。また、市民団体や事業者が、海岸に関する取り組みを主体的に行えるように、情報提供等の支援を行う。 ☆ NPO²¹⁾法人等の協力を得るなど、3者間のスムーズな連携を図るための仕組みづくりを行う。

※ 番号の付いた語句の説明は、巻末用語集参照



図Ⅲ-1-1 海岸関係者の役割分担と連携

計画の見直し

- ☆ 本計画は、地域の状況変化や社会経済状況の変化等に応じ、計画の基本的事項、区域指定及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、必要に応じて見直しを行う。
- ☆ ただし、次のような自然的・社会的状況に著しい変化が生じた場合には適宜対応する。
 - 想定外の災害の発生等により沿岸規模で外力を見直す必要が発生した場合。
 - 気候変動に関する新たな知見や観測データの蓄積により見直す必要が発生した場合。
 - 土地利用の大規模な変更等、社会経済条件の大幅な変化が生じた場合。
 - その他、想定外の要因を考慮する必要が発生した場合。
- ☆ 海岸整備を進めるにあたって、調査・研究の成果として新たな知見が得られた場合は、施設の設計の考え方に研究の成果を活かして施設整備に係る計画を見直すなど、適宜基本計画に反映させる。

参 考 資 料

用 語 集

- 1) **類型（指定）**（p3）〔出典：平成 24 年版 環境白書／山口県：p191〕
水質汚濁及び騒音環境基準については、国において複数の段階に区分した類型ごとに基準値が示されている。これに基づき国及び県が、河川等の水域又は地域ごとに適用する類型を指定している。
- 2) **COD（化学的酸素要求量）**（p3）〔出典：平成 24 年版 環境白書／広島県：p40〕
水中の有機物を酸化剤で酸化する時に消費される酸素の量で、湖沼・海域で環境基準値が定められている。この値が大きいほど、汚濁度の程度も大きい。
- 3) **全窒素・全磷**（p3）〔参考：平成 24 年版 環境白書／広島県：p40「富栄養化」〕
水の交換が少ない閉鎖性水域において、工場排水等により水中の栄養塩類の窒素やりん（磷）などが増え、プランクトン等が増殖しやすい状態となって、富栄養化となる。
- 4) **底質**（p3）〔出典：昭和 60 年 環境科学辞典：p531〕
海洋などの水底を形成する表層土および岩盤の一部とその上の堆積物をあわせたもの。
- 5) **藻場**（p4）〔出典：平成 24 年版 環境白書／広島県：p347〕
沿岸浅海域で、大型の海藻や海草が濃密に繁茂し群落を形成している場所。魚の産卵や生育の場として重要な役割を果たしている。
- 6) **干潟**（p4）〔参考：昭和 60 年 環境科学辞典：p658〕
海洋沿岸の砂質ないし泥質の基底がゆるやかに傾斜していて、干潮時に広く干出している場所。
- 7) **線的防護方式**（p8）〔参考：平成 12 年 海岸保全基本方針／旧建設省河川局他 3 省庁：p4〕
堤防や消波工のみで海岸線を防護する方式。
- 8) **海岸保全施設**（p8）〔参考：海岸法：第一章第二条一項〕
海岸保全区域内にある、海岸を防護するための堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜（海岸管理者が消波等の海岸を防護する機能を維持するために設けたもので、指定したものに限る。）。その他海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設。
- 9) **侵食**（p8）〔参考：昭和 57 年 漂砂と海岸侵食〕
波浪により砂浜の砂が流され、または、ある海域から流出する漂砂量が流入する量より多くなることで、海浜の汀線が後退する現象。
- 10) **海洋療法**（p11）〔出典：平成 13 年 暮らしを海と世界に結ぶみなとビジョン／国土交通省港湾局：p29〕
海水、海の空気、海の気候を組み合わせた保健効果を、治療や保養の目的に利用すること。

※ 〔 〕内の「参考」は、掲載資料の内容を参考にして記述。（「出典」は、資料の中の説明をそのまま掲載）

11) 南海トラフ (p17) [引用：平成 18 年 大辞林 第三版／三省堂]

駿河トラフに続いて遠州灘の沖合から日向灘の沖合に延びる細長い窪地。その北側の斜面には幾段もの急崖が並び、底は堆積物で埋め立てられて平坦。このトラフに沿ってフィリピン海プレートが西南日本の下に沈み込むので、古来、巨大地震が繰り返し発生。

12) 朔望平均満潮位 (p18) [参考：各年・各月の潮汐 解説／気象庁

(<http://www.data.kishou.go.jp/kaiyou/db/tide/gaikyo/explanation.html>)]

朔（新月）および望（満月）の日から前 2 日～後 4 日以内に観測された最高潮位の平均。

13) ゼロメートル地帯 (p19)

[参考：平成 18 年 ゼロメートル地帯の高潮対策検討会]

標高が朔望平均満潮位以下の地域。

14) 液状化（対策） (p19) [出典：液状化現象について／国土交通省

(https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_fr1_000010.html)]

液状化とは、地震が発生して地盤が強い衝撃を受けると、今まで互いに接して支えあっていた土の粒子がバラバラになり、地盤全体がドロドロの液体のような状態になる現象のこと。

15) 面的防護方式 (p19) [参考：海岸管理の変遷から捉えた新しい海岸制度の実践と方向(国

総研資料 第 619 号)／国土交通省国土技術政策総合研究所：p188]

緩傾斜堤防、養浜、離岸堤、人工リーフ等の複数の施設の組み合わせによる防護方式。越波防護だけでなく、侵食対策や利用・景観面の向上も期待される。

16) 湛水（対策） (p19) [参考：平成 16 年 海岸事業の費用便益分析指針（改訂版）（令和 6

年 2 月 一部変更）／農林水産省 農村振興局、農林水産省 水産庁、国土交通省 河川局、国土交通省 港湾局：p33]

高潮による越波等により、海岸背後地に海水等が溜まる状態。

17) アセットマネジメントシステム (p21) [参考：用語解説ページ／国土交通省

(<http://www.mlit.go.jp/yougo/j-a1.html>)]

資産管理（Asset Management）の方法。施設を資産ととらえ、その損傷・劣化等を将来にわたり把握することにより、最も費用対効果の高い維持管理を行うための方法。

18) ユニバーサルデザイン (p27) [出典：ユニバーサルデザインとは／広島県

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/230/ud-sisin.html>)]

年齢や性別、身体的能力、国籍や文化など人々の様々な特性や違いを超えて、すべての人が利用しやすい、すべての人に配慮したまちづくりやものづくり、しくみづくりを行うという

※ [] 内の「参考」は、掲載資料の内容を参考にして記述。（「出典」は、資料の中の説明をそのまま掲載）

- 19) 地区海岸 (p35) 〔出典：海岸の区分及び名称の統一について 昭和 32 年 11 月 25 日／4 省庁通達（収録：海岸関係法令例規集 2006 年版／監修, 国土交通省河川局海岸室：p234）〕
海岸を体系的に大分類、中分類及び小分類とし、必要に応じて小小分類を設ける。大分類に該当する海岸を沿岸といい、以下中分類、小分類及び小小分類になるに従って、それぞれ海岸、地区海岸及び地先海岸という。地区海岸については、原則として、市町村の大字又は字の区域により区分する。
- 20) パブリックアクセス (p72～85) 〔参考：平成 16 年 みなとのパブリックアクセスの向上(政策レビュー結果)／国土交通省：p2〕
一般の人々が海岸へ自由に、安全に、かつ、快適に行き来し、海岸の本来有する魅力を十分に享受する（楽しむ）こと。
- 21) NPO（民間非営利組織） (p143) 〔出典：NPO ホームページ NPO の基礎知識／内閣府 (<https://www.npo-homepage.go.jp/about/npo-kisochishiki/npoi-roha>)〕
「NPO」とは「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO法人）」といいます。

※ 〔 〕内の「参考」は、掲載資料の内容を参考にして記述。（「出典」は、資料の中の説明をそのまま掲載）

参考表-1 整備水準の設定にあたっての適用潮位表（平成 18 年改訂）

観測港名	高潮整備水準 基準潮位			津波整備水準 基準潮位			備 考
	(T. P. m)	(C. D. L. m)	種 別 (観測日)	(T. P. m)	(C. D. L. m)	種 別	
福山	3. 00	4. 96	既往最高潮位 (H16. 8. 30)	1. 91	3. 87	朔望平均満潮位	
横田	2. 95	4. 86	既往最高潮位 (S29. 9. 13)	1. 96	3. 87	朔望平均満潮位	
尾道	3. 02	4. 90	既往最高潮位 (S29. 9. 13)	1. 79	3. 67	朔望平均満潮位	
糸崎	3. 14	5. 03	既往最高潮位 (S29. 9. 13)	1. 79	3. 68	朔望平均満潮位	
土生	3. 12	5. 00	既往最高潮位 (S29. 9. 13)	1. 83	3. 71	朔望平均満潮位	
竹原	2. 97	4. 91	既往最高潮位 (S29. 9. 13)	1. 76	3. 70	朔望平均満潮位	
木江	3. 03	4. 88	既往最高潮位 (S29. 9. 13)	1. 86	3. 71	朔望平均満潮位	
御手洗	3. 03	4. 95	既往最高潮位 (S29. 9. 13)	1. 76	3. 68	朔望平均満潮位	
呉	2. 79	4. 64	既往最高潮位 (H16. 9. 7)	1. 80	3. 65	朔望平均満潮位	
倉橋	2. 89	4. 60	既往最高潮位 (S29. 9. 26)	1. 87	3. 58	朔望平均満潮位	
柿浦	2. 88	4. 75	既往最高潮位 (S29. 9. 26)	1. 88	3. 75	朔望平均満潮位	
広島	2. 92	4. 76	既往最高潮位 (H3. 9. 27)	1. 92	3. 76	朔望平均満潮位	※広島港域の高潮整備水準の設定：朔望平均満潮位を基準潮位とし、モデル台風によって上昇する潮位を地点別に算定する。
大竹	2. 77	4. 68	既往最高潮位 (S30. 9. 30)	1. 74	3. 65	朔望平均満潮位	既往最高潮位は厳島港

参考表-2 (1) 施設の整備水準（宮島・大竹ゾーン）

地区海岸名	所管	番号		施設の防護水準						参考	
		海岸	区域	高潮堤防高		設計津波水位		代表堤防高			
				(T. P. m)	(C. D. L. m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)	最大津波水位(L2) (T. P. m)	(C. D. L. m)
大竹港海岸（小島）	港湾局	1	1	4.7	6.7	2.6	4.5	4.7	6.7	3.3	5.3
大竹港海岸（三菱）	港湾局	2	1	4.7	6.7	2.6	4.5	4.7	6.7	3.3	5.3
			2	4.7	6.7	2.6	4.5	4.7	6.7	3.3	5.3
大竹港海岸（新町）	港湾局	3	1	4.2	6.2	2.6	4.5	4.2	6.2	3.3	5.3
玖波漁港海岸（玖波）	水産庁	5	1	4.1	6.1	2.6	4.5	4.1	6.1	3.4	5.3
			2	4.1	6.1	2.6	4.5	4.1	6.1	3.4	5.3
阿多田漁港海岸（阿多田）	水産庁	6	1	5.5	7.5	2.6	4.5	5.5	7.5	3.1	5.0
大竹海岸（阿多田）	農振局	7	1	6.1	8.1	2.6	4.5	6.1	8.1	3.2	5.1
			2	6.1	8.1	2.6	4.5	6.1	8.1	3.2	5.1
			3	5.5	7.5	2.6	4.5	5.5	7.5	3.2	5.1
			4	5.5	7.5	2.6	4.5	5.5	7.5	3.2	5.1
			5	5.5	7.5	2.6	4.5	5.5	7.5	3.2	5.1
大竹海岸（玖波）	水国局	8	1	5.9	7.9	2.6	4.5	5.9	7.9	3.4	5.3
大野海岸（鳴川）	水国局	9	1	6.0	8.0	2.6	4.5	6.0	8.0	3.4	5.3
大野海岸（宮浜）	水国局	10	1	5.6	7.6	2.6	4.5	5.6	7.6	3.5	5.4
丸石漁港海岸（丸石）	水産庁	11	1	5.2	7.2	2.6	4.5	5.2	7.2	3.5	5.4
大野海岸（丸石）	水国局	12	1	5.4	7.4	2.6	4.5	5.4	7.4	3.5	5.4
塩屋漁港海岸（塩屋）	水産庁	13	1	5.4	7.4	2.6	4.6	5.4	7.4	3.5	5.4
大野海岸（小田島）	水国局	14	1	4.4	6.4	2.7	4.6	4.4	6.4	3.5	5.4
梅原漁港海岸（梅原）	水産庁	15	1	4.5	6.5	2.7	4.6	4.5	6.5	3.5	5.4
大野海岸（大國蛭ヶ崎）	水国局	16	1	5.0	6.4	2.7	4.6	5.0	6.4	3.5	5.4
上ノ浜漁港海岸（上ノ浜）	水産庁	17	1	4.0	6.0	2.7	4.6	4.0	6.0	3.3	5.2
			2	5.0	7.0	2.7	4.6	5.0	7.0	3.3	5.2
大野海岸（上ノ浜）	水国局	18	1	4.3	6.3	2.7	4.6	4.3	6.3	3.3	5.2
			2	4.3	6.3	2.7	4.6	4.3	6.3	3.3	5.2
大野海岸（早時）	水国局	20	1	5.0	7.0	2.7	4.6	5.0	7.0	3.3	5.2
			2	5.0	7.0	2.7	4.6	5.0	7.0	3.3	5.2
			3	5.0	7.0	2.7	4.6	5.0	7.0	3.3	5.2
			4	5.0	7.0	2.7	4.6	5.0	7.0	3.3	5.2
大野海岸（深江）	水国局	21	1	5.0	7.0	2.7	4.6	5.0	7.0	3.3	5.2
			2	5.0	7.0	2.7	4.6	5.0	7.0	3.3	5.2
大野海岸（赤崎）	水国局	22	1	5.0	7.0	2.7	4.6	5.0	7.0	3.3	5.2
大野海岸（柿ノ浦）	水国局	23	1	5.0	7.0	2.7	4.6	5.0	7.0	3.3	5.2
廿日市海岸（阿品）	水国局	24	1	5.2	7.2	2.7	4.6	5.2	7.2	3.3	5.2
			2	5.2	7.2	2.7	4.6	5.2	7.2	3.3	5.2
			3	5.2	7.2	2.7	4.6	5.2	7.2	3.3	5.2
			4	5.2	7.2	2.7	4.6	5.2	7.2	3.3	5.2
			5	5.2	7.2	2.7	4.6	5.2	7.2	3.3	5.2
地御前漁港海岸（地御前）	水産庁	25	1	5.5	7.5	2.7	4.6	5.5	7.5	3.3	5.2
廿日市海岸（扇新開）	水国局	26	1	5.1	7.1	2.7	4.6	5.1	7.1	3.3	5.2
			2	5.1	7.1	2.7	4.6	5.1	7.1	3.3	5.2
厳島港海岸（網ノ浦）	港湾局	27	1	4.3	6.3	2.7	4.7	4.3	6.3	3.3	5.2
			2	4.3	6.3	2.7	4.7	4.3	6.3	3.3	5.2
			3	4.3	6.3	2.7	4.7	4.3	6.3	3.3	5.2
厳島港海岸（有ノ浦）	港湾局	28	1	3.5	5.5	2.8	4.7	3.5	5.5	3.3	5.2
			2	3.5	5.5	2.8	4.7	3.5	5.5	3.3	5.2
厳島港海岸（長浜）	港湾局	29	1	3.5	5.5	2.7	4.7	3.5	5.5	3.3	5.2
厳島港海岸（杉ノ浦）	港湾局	30	1	4.7	6.7	2.7	4.6	4.7	6.7	3.2	5.1
大野海岸（鼓ヶ浜）	水国局	32	1	5.0	7.0	2.7	4.6	5.0	7.0	3.3	5.2
厳島港海岸（赤崎）	港湾局	33	1	5.0	7.0	2.7	4.6	5.0	7.0	3.3	5.2

参考表-2 (2) 施設の整備水準（広島ゾーン）

地区海岸名	所管	番号		施設の防護水準						参考	
		海岸	区域	高潮堤防高		設計津波水位		代表堤防高		最大津波水位(L2)	
				(T.P.m)	(C.D.L.m)	(T.P.m)	(C.D.L.m)	(T.P.m)	(C.D.L.m)	(T.P.m)	(C.D.L.m)
広島港海岸(嘉永)	港湾局	1	1	5.4	7.2	2.9	4.7	5.4	7.2	3.3	5.1
			2	4.4	6.2	2.9	4.7	4.4	6.2	3.3	5.1
			3	5.7	7.5	2.9	4.7	5.7	7.5	3.3	5.1
広島港海岸(廿日市南)	港湾局	2	1	5.7	7.5	2.9	4.7	5.7	7.5	3.4	5.2
			2	6.1	7.9	2.9	4.7	6.1	7.9	3.4	5.2
			3	4.8	6.6	2.9	4.7	4.8	6.6	3.4	5.2
			4	4.5	6.3	2.9	4.7	4.5	6.3	3.4	5.2
			5	5.2	7.0	2.9	4.7	5.2	7.0	3.4	5.2
			6	4.4	6.2	2.9	4.7	4.4	6.2	3.4	5.2
			7	5.6	7.4	2.9	4.7	5.6	7.4	3.4	5.2
			8	5.6	7.4	2.9	4.7	5.6	7.4	3.4	5.2
			9	5.7	7.5	2.9	4.7	5.7	7.5	3.4	5.2
			10	4.7	6.5	2.9	4.7	4.7	6.5	3.4	5.2
			11	4.5	6.3	2.9	4.7	4.5	6.3	3.4	5.2
			12	5.2	7.0	2.9	4.7	5.2	7.0	3.4	5.2
			13	4.3	6.1	2.9	4.7	4.3	6.1	3.4	5.2
			14	4.4	6.2	2.9	4.7	4.4	6.2	3.4	5.2
			15	4.4	6.2	2.9	4.7	4.4	6.2	3.4	5.2
広島港海岸(住吉桜尾)	港湾局	3	1	4.5	6.3	2.9	4.7	4.5	6.3	3.4	5.2
草津漁港海岸(草津)	水産庁	7	1	5.7	7.5	2.9	4.8	5.7	7.5	3.5	5.3
			2	5.6	7.4	2.9	4.8	5.6	7.4	3.5	5.3
			3	5.6	7.4	2.9	4.8	5.6	7.4	3.5	5.3
広島港海岸(南観音)	港湾局	8	1	4.9	6.7	3.0	4.8	4.9	6.7	3.5	5.3
			2	4.6	6.4	3.0	4.8	4.6	6.4	3.5	5.3
広島港海岸(江波)	港湾局	9	1	4.6	6.5	3.0	4.8	4.6	6.5	3.5	5.3
			2	4.6	6.5	3.0	4.8	4.6	6.5	3.5	5.3
			3	4.6	6.5	3.0	4.8	4.6	6.5	3.5	5.3
			4	4.7	6.6	3.0	4.8	4.7	6.6	3.5	5.3
			5	4.7	6.6	3.0	4.8	4.7	6.6	3.5	5.3
			6	5.3	7.2	3.0	4.8	5.3	7.2	3.5	5.3
			7	6.1	8.0	3.0	4.8	6.1	8.0	3.5	5.3
			8	5.1	7.0	3.0	4.8	5.1	7.0	3.5	5.3
			9	4.7	6.5	3.0	4.8	4.7	6.5	3.5	5.3
			10	4.7	6.5	3.0	4.8	4.7	6.5	3.5	5.3
			11	4.6	6.5	3.0	4.8	4.6	6.5	3.5	5.3
広島港海岸(吉島)	港湾局	10	1	5.1	6.9	3.0	4.9	5.1	6.9	3.5	5.3
			2	5.2	7.0	3.0	4.9	5.2	7.0	3.5	5.3
			3	5.2	7.0	3.0	4.9	5.2	7.0	3.5	5.3
			4	4.7	6.5	3.0	4.9	4.7	6.5	3.5	5.3
			5	4.7	6.5	3.0	4.9	4.7	6.5	3.5	5.3
広島港海岸(出島)	港湾局	11	1	5.4	7.2	3.1	4.9	5.4	7.2	3.6	5.4
			2	4.7	6.5	3.1	4.9	4.7	6.5	3.6	5.4
			3	4.7	6.5	3.1	4.9	4.7	6.5	3.6	5.4
			4	4.4	6.2	3.1	4.9	4.4	6.2	3.6	5.4

参考表-2 (3) 施設の整備水準 (広島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		施設の防護水準						参考	
		海岸	区域	高潮堤防高		設計津波水位		代表堤防高		最大津波水位(L2)	
				(T. P. m)	(C. D. L. m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)
広島港海岸 (元宇品)	港湾局	12	1	4.7	6.5	3.1	4.9	4.7	6.5	3.6	5.4
			2	5.4	7.2	3.1	4.9	5.4	7.2	3.6	5.4
			3	5.4	7.2	3.1	4.9	5.4	7.2	3.6	5.4
			4	4.9	6.7	3.1	4.9	4.9	6.7	3.6	5.4
			5	4.6	6.4	3.1	4.9	4.6	6.4	3.6	5.4
			6	4.6	6.4	3.1	4.9	4.6	6.4	3.6	5.4
			7	4.6	6.4	3.1	4.9	4.6	6.4	3.6	5.4
広島港海岸 (丹那)	港湾局	14	1	4.7	6.5	3.1	5.0	4.7	6.5	3.6	5.5
			2	4.7	6.5	3.1	5.0	4.7	6.5	3.6	5.5
			3	4.8	6.6	3.1	5.0	4.8	6.6	3.6	5.5
			4	4.8	6.6	3.1	5.0	4.8	6.6	3.6	5.5
広島港海岸 (向洋)	港湾局	15	1	4.8	6.6	3.2	5.0	4.8	6.6	3.7	5.5
広島港海岸 (船越)	港湾局	16	1	4.8	6.6	3.2	5.0	4.8	6.6	3.7	5.5
広島港海岸 (矢野)	港湾局	17	1	4.8	6.6	3.2	5.0	4.8	6.6	3.7	5.5
広島港海岸 (坂)	港湾局	18	1	4.8	6.6	3.2	5.0	4.8	6.6	3.7	5.5
			2	4.8	6.6	3.2	5.0	4.8	6.6	3.7	5.5
			3	5.0	6.8	3.2	5.0	5.0	6.8	3.7	5.5
			4	5.3	7.1	3.2	5.0	5.3	7.1	3.7	5.5
			5	5.1	6.9	3.2	5.0	5.1	6.9	3.7	5.5
			6	5.2	7.0	3.2	5.0	5.2	7.0	3.7	5.5
坂海岸 (小屋浦)	水国局	19	1	6.5	8.4	3.1	4.9	6.5	8.4	3.6	5.4
			2	6.5	8.4	3.1	4.9	6.5	8.4	3.6	5.4
広島港海岸 (金輪島)	港湾局	20	1	5.2	7.0	3.1	5.0	5.2	7.0	3.6	5.5
			2	4.8	6.6	3.1	5.0	4.8	6.6	3.6	5.5
			3	4.7	6.5	3.1	5.0	4.7	6.5	3.6	5.5
			4	4.7	6.5	3.1	5.0	4.7	6.5	3.6	5.5
広島海岸 (二階)	水国局	22	1	6.5	7.9	3.0	4.8	6.5	7.9	3.5	5.3
広島海岸 (深浦)	水国局	23	1	6.3	7.6	3.0	4.8	6.3	7.6	3.5	5.3
広島港海岸 (似島東)	港湾局	24	1	4.8	6.6	3.1	4.9	4.8	6.6	3.5	5.4
			2	4.8	6.5	3.1	4.9	4.8	6.5	3.5	5.4

参考表-2 (4) 施設の整備水準 (江田島・能美島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		施設の防護水準						参考	
		海岸	区域	高潮堤防高		設計津波水位		代表堤防高		最大津波水位(L2)	
				(T. P. m)	(C. D. L. m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)
江田島海岸 (江田島秋月)	水国局	1	1	4.7	6.6	3.1	5.0	4.7	6.6	3.7	5.6
			2	5.0	6.9	3.1	5.0	5.0	6.9	3.7	5.6
			3	4.7	6.6	3.1	5.0	4.7	6.6	3.7	5.6
小用港海岸 (秋月)	港湾局	2	1	4.2	6.1	3.1	5.0	4.2	6.1	3.6	5.5
小用港海岸 (小用)	港湾局	3	1	3.9	5.8	3.1	5.0	3.9	5.8	3.6	5.5
			2	3.9	5.8	3.1	5.0	3.9	5.8	3.6	5.5
			3	3.9	5.8	3.1	5.0	3.9	5.8	3.6	5.5
小用港海岸 (切串)	港湾局	4	1	4.0	5.9	3.2	5.0	4.0	5.9	3.6	5.5
江田島海岸 (切串・幸浦)	農振局	5	1	3.9	5.8	3.1	4.9	3.9	5.8	3.6	5.4
			2	3.9	5.8	3.1	4.9	3.9	5.8	3.6	5.4
			3	4.9	6.8	3.1	4.9	4.9	6.8	3.6	5.4
大須港海岸 (大須)	港湾局	6	1	4.5	6.4	3.0	4.8	4.5	6.4	3.5	5.4
			2	4.5	6.4	3.0	4.8	4.5	6.4	3.5	5.4
江田島海岸 (津久茂)	農振局	8	1	4.0	5.9	3.0	4.9	4.0	5.9	3.8	5.6
津久茂港海岸 (津久茂)	港湾局	9	1	4.0	5.9	3.0	4.9	4.0	5.9	3.9	5.7
江田島海岸 (江田島津久茂宮之原)	水国局	10	1	4.9	6.8	3.1	4.9	4.9	6.8	3.9	5.7
			2	4.9	6.8	3.1	4.9	4.9	6.8	3.9	5.7
世上漁港海岸 (宮ノ原)	水産庁	11	1	3.9	5.8	3.1	4.9	3.9	5.8	3.9	5.7
			2	3.9	5.8	3.1	4.9	3.9	5.8	3.9	5.7
江田島海岸 (江田島矢の浦)	水国局	12	1	4.6	6.5	3.1	4.9	4.6	6.5	4.0	5.8
			2	4.6	6.5	3.1	4.9	4.6	6.5	4.0	5.8
江田島海岸 (内海)	農振局	14	1	4.8	6.7	3.1	4.9	4.8	6.7	4.0	5.8
			2	4.8	6.7	3.1	4.9	4.8	6.7	4.0	5.8
			3	4.6	6.5	3.1	4.9	4.6	6.5	4.0	5.8
			4	4.8	6.7	3.1	4.9	4.8	6.7	4.0	5.8
中田港海岸 (中町)	港湾局	17	1	4.0	5.9	3.1	4.9	4.0	5.9	3.9	5.7
			2	4.0	5.9	3.1	4.9	4.0	5.9	3.9	5.7
中田港海岸 (高田)	港湾局	18	1	3.7	5.6	3.0	4.9	3.7	5.6	3.8	5.7
			2	3.7	5.6	3.0	4.9	3.7	5.6	3.8	5.7
			3	3.7	5.6	3.0	4.9	3.7	5.6	3.8	5.7
			4	4.0	5.9	3.0	4.9	4.0	5.9	3.8	5.7
			5	4.0	5.9	3.0	4.9	4.0	5.9	3.8	5.7
			6	4.0	5.9	3.0	4.9	4.0	5.9	3.8	5.7
江田島海岸 (江田島能美遠崎)	水国局	19	1	4.7	6.6	3.0	4.8	4.7	6.6	3.7	5.5
沖美海岸 (三吉)	水国局	20	1	5.2	7.1	3.0	4.8	5.2	7.1	3.5	5.4
三高港海岸 (小島)	港湾局	21	1	4.5	6.4	3.0	4.8	4.5	6.4	3.5	5.4
三高港海岸 (中ノ浜)	港湾局	22	1	4.5	6.4	3.0	4.8	4.5	6.4	3.5	5.3
三高港海岸 (高祖)	港湾局	23	1	4.4	6.3	2.9	4.8	4.4	6.3	3.5	5.3
			2	4.5	6.4	2.9	4.8	4.5	6.4	3.5	5.3
沖美海岸 (高祖)	農振局	24	1	4.5	6.4	2.9	4.8	4.5	6.4	3.4	5.3
美能漁港海岸 (美能)	水産庁	25	1	4.2	6.1	2.9	4.8	4.2	6.1	3.4	5.2
			2	4.2	6.1	2.9	4.8	4.2	6.1	3.4	5.2
			3	4.2	6.1	2.9	4.8	4.2	6.1	3.4	5.2
沖美海岸 (砥)	農振局	26	1	4.7	6.6	2.8	4.7	4.7	6.6	3.3	5.1
畑漁港海岸 (是長)	水産庁	29	1	4.9	6.8	2.8	4.7	4.9	6.8	3.2	5.1
畑漁港海岸 (畑)	水産庁	30	1	4.5	6.4	2.8	4.7	4.5	6.4	3.2	5.1
			2	4.5	6.4	2.8	4.7	4.5	6.4	3.2	5.1
沖美海岸 (是長)	農振局	31	1	5.9	7.8	2.8	4.7	5.9	7.8	3.2	5.1
沖美海岸 (大屋)	農振局	32	1	4.7	6.6	2.8	4.7	4.7	6.6	3.2	5.1
鹿川港海岸 (大矢)	港湾局	35	1	4.5	6.4	2.9	4.7	4.5	6.4	3.3	5.2

参考表-2 (5) 施設の整備水準（江田島・能美島ゾーン）

地区海岸名	所管	番号		施設の防護水準						参考	
		海岸	区域	高潮堤防高		設計津波水位		代表堤防高		最大津波水位(L2)	
				(T. P. m)	(C. D. L. m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)
鹿川港海岸（文久）	港湾局	36	1	4.0	5.9	2.9	4.7	4.0	5.9	3.3	5.2
			2	4.0	5.9	2.9	4.7	4.0	5.9	3.3	5.2
鹿川港海岸（鎌木）	港湾局	37	1	4.5	6.4	2.9	4.7	4.5	6.4	3.3	5.2
鹿川港海岸（大柿）	港湾局	38	1	4.3	6.2	2.9	4.8	4.3	6.2	3.4	5.2
			2	4.3	6.2	2.9	4.8	4.3	6.2	3.4	5.2
			3	3.5	5.4	2.9	4.8	3.5	5.4	3.4	5.2
			4	3.6	5.5	2.9	4.8	3.6	5.5	3.4	5.2
			5	3.6	5.5	2.9	4.8	3.6	5.5	3.4	5.2
深江漁港海岸（深江）	水産庁	39	1	4.0	5.9	2.9	4.7	4.0	5.9	3.2	5.1
大柿海岸（深江）	農振局	40	1	3.9	5.8	2.9	4.7	3.9	5.8	3.2	5.1
			2	3.7	5.6	2.9	4.7	3.7	5.6	3.2	5.1
			3	3.9	5.8	2.9	4.7	3.9	5.8	3.2	5.1
			4	4.0	5.9	2.9	4.7	4.0	5.9	3.2	5.1
江田島海岸 （江田島大柿大君）	水国局	45	1	4.8	6.7	3.1	4.9	4.8	6.7	3.7	5.5
大柿港海岸（大君）	港湾局	46	1	4.2	6.1	3.1	4.9	4.2	6.1	3.7	5.6
			2	4.2	6.1	3.1	4.9	4.2	6.1	3.7	5.6
柿浦漁港海岸（柿浦）	水産庁	47	1	4.5	6.4	3.1	4.9	4.5	6.4	3.7	5.6

参考表-2 (6) 施設の整備水準（呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン）

地区海岸名	所管	番号		施設の防護水準						参考	
		海岸	区域	高潮堤防高		設計津波水位		代表堤防高		最大津波水位(L2)	
				(T. P. m)	(C. D. L. m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)
呉海岸（天応）	水国局	1	1	5.4	7.3	3.1	4.9	5.4	7.3	3.6	5.4
			2	5.4	7.3	3.1	4.9	5.4	7.3	3.6	5.4
大屋漁港海岸（大屋）	水産庁	2	1	5.4	7.3	3.1	4.9	5.4	7.3	3.6	5.4
呉海岸（吉浦狩留賀）	水国局	3	1	4.5	6.4	3.1	4.9	4.5	6.4	3.6	5.5
			2	4.5	6.4	3.1	4.9	4.5	6.4	3.6	5.5
呉港海岸（吉浦）	港湾局	4	1	4.2	6.1	3.1	5.0	4.2	6.1	3.7	5.5
			2	4.6	6.5	3.1	5.0	4.6	6.5	3.7	5.5
呉港海岸（川原石）	港湾局	5	1	4.5	6.4	3.1	5.0	4.5	6.4	3.7	5.5
			2	4.5	6.4	3.1	5.0	4.5	6.4	3.7	5.5
				4.0	5.9	3.1	5.0	4.0	5.9	3.7	5.5
呉港海岸（宝町）	港湾局	6	1	4.9	6.8	3.2	5.0	4.9	6.8	3.7	5.5
呉海岸（警固屋）	水国局	8	1	5.2	7.1	3.1	5.0	5.2	7.1	3.7	5.6
			2	5.3	7.2	3.1	5.0	5.3	7.2	3.7	5.6
			3	5.2	7.1	3.1	5.0	5.2	7.1	3.7	5.6
			4	5.3	7.2	3.1	5.0	5.3	7.2	3.7	5.6
			5	6.0	7.9	3.1	5.0	6.0	7.9	3.7	5.6
			6	5.8	7.7	3.1	5.0	5.8	7.7	3.7	5.6
呉港海岸（阿賀（大入））	港湾局	9	1	5.6	7.5	2.9	4.7	5.6	7.5	3.2	5.0
呉港海岸（阿賀（延崎））	港湾局	10	1	4.5	6.4	3.0	4.8	4.5	6.4	3.1	4.9
			2	4.5	6.4	3.0	4.8	4.5	6.4	3.1	4.9
呉港海岸（広）	港湾局	11	1	4.5	6.4	3.0	4.8	4.5	6.4	3.1	5.0
			2	4.5	6.4	3.0	4.8	4.5	6.4	3.1	5.0
呉港海岸（長浜）	港湾局	12	1	6.0	7.9	3.0	4.8	6.0	7.9	3.1	5.0
呉港海岸（小坪）	港湾局	13	1	5.7	7.6	3.0	4.8	5.7	7.6	3.0	4.8
呉海岸（仁方）	水国局	14	1	5.4	7.3	3.0	4.9	5.4	7.3	2.9	4.8
			2	5.4	7.3	3.0	4.9	5.4	7.3	2.9	4.8
呉港海岸（仁方）	港湾局	15	1	4.3	6.2	3.0	4.9	4.3	6.2	2.9	4.8
			2	4.3	6.2	3.0	4.9	4.3	6.2	2.9	4.8
音戸漁港海岸（鰯浜）	水産庁	17	1	4.8	6.7	2.9	4.7	4.8	6.7	3.2	5.1
音戸漁港海岸（坪井）	水産庁	19	1	4.8	6.7	3.1	5.0	4.8	6.7	3.7	5.6
音戸海岸（渡子）	水国局	20	1	5.2	7.1	3.1	4.9	5.2	7.1	3.7	5.6
			2	5.2	7.1	3.1	4.9	5.2	7.1	3.7	5.6
田原漁港海岸（田原）	水産庁	21	1	4.8	6.7	3.0	4.9	4.8	6.7	3.7	5.6
音戸海岸（早瀬）	水国局	22	1	4.8	6.7	3.0	4.9	4.8	6.7	3.7	5.5
			2	4.7	6.6	3.0	4.9	4.7	6.6	3.7	5.5
釣士田港海岸（早瀬）	港湾局	23	1	4.5	6.3	3.0	4.7	4.5	6.3	3.7	5.4
釣士田港海岸（藤ノ脇）	港湾局	24	1	5.3	7.1	3.0	4.7	5.3	7.1	3.3	5.0
釣士田港海岸（釣士田）	港湾局	25	1	4.3	6.1	3.0	4.7	4.3	6.1	3.3	5.0
			2	4.3	6.1	3.0	4.7	4.3	6.1	3.3	5.0
釣士田港海岸（東宇和木）	港湾局	26	1	5.3	7.1	3.0	4.7	5.3	7.1	3.3	5.0
			2	4.8	6.6	3.0	4.7	4.8	6.6	3.3	5.0
釣士田港海岸（西宇和木）	港湾局	27	1	4.8	6.6	3.0	4.7	4.8	6.6	3.3	5.0
釣士田港海岸（鳴滝）	港湾局	29	1	4.8	6.6	2.9	4.6	4.8	6.6	3.2	4.9
釣士田港海岸（重極）	港湾局	30	1	4.8	6.6	2.9	4.6	4.8	6.6	3.2	4.9
釣士田港海岸（重生）	港湾局	31	1	6.6	8.4	2.8	4.6	6.6	8.4	3.2	4.9
波多見港海岸（波多見）	港湾局	32	1	5.0	6.9	2.9	4.7	5.0	6.9	3.2	5.1
音戸海岸（波多見）	水国局	33	1	4.9	6.8	2.9	4.7	4.9	6.8	3.3	5.1
			2	5.3	7.2	2.9	4.7	5.3	7.2	3.3	5.1
			3	5.4	7.3	2.9	4.7	5.4	7.3	3.3	5.1
			4	5.2	7.1	2.9	4.7	5.2	7.1	3.3	5.1

参考表-2 (7) 施設の整備水準（呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン）

地区海岸名	所管	番号		施設の防護水準						参考	
		海岸	区域	高潮堤防高		設計津波水位		代表堤防高		最大津波水位(L2)	
				(T. P. m)	(C. D. L. m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)
奥の内港海岸（奥の内）	港湾局	34	1	4.7	6.6	2.9	4.7	4.7	6.6	3.4	5.2
長谷漁港海岸（長谷）	水産庁	35	1	4.9	6.8	2.9	4.7	4.9	6.8	3.4	5.3
			2	4.9	6.8	2.9	4.7	4.9	6.8	3.4	5.3
倉橋海岸（寒那）	農振局	36	1	5.6	7.5	2.9	4.7	5.6	7.5	3.4	5.2
			2	5.6	7.5	2.9	4.7	5.6	7.5	3.4	5.2
			3	5.6	7.5	2.9	4.7	5.6	7.5	3.4	5.2
倉橋海岸（脇田）	農振局	37	1	5.6	7.5	2.9	4.7	5.6	7.5	3.3	5.2
			2	5.6	7.5	2.9	4.7	5.6	7.5	3.3	5.2
			3	5.6	7.5	2.9	4.7	5.6	7.5	3.3	5.2
			4	5.6	7.5	2.9	4.7	5.6	7.5	3.3	5.2
袋の内港海岸（袋の内）	港湾局	38	1	5.3	7.2	2.9	4.7	5.3	7.2	3.3	5.1
倉橋海岸（本倉井）	農振局	39	1	5.5	7.4	2.9	4.7	5.5	7.4	3.4	5.2
			2	5.5	7.4	2.9	4.7	5.5	7.4	3.4	5.2
			3	5.5	7.4	2.9	4.7	5.5	7.4	3.4	5.2
			4	5.5	7.4	2.9	4.7	5.5	7.4	3.4	5.2
倉橋漁港海岸（大向）	水産庁	40	1	5.4	7.2	2.8	4.5	5.4	7.2	3.3	5.0
倉橋漁港海岸（西宇土）	水産庁	41	1	5.1	6.9	2.8	4.5	5.1	6.9	3.2	4.9
倉橋漁港海岸（須川）	水産庁	42	1	5.3	7.1	2.8	4.5	5.3	7.1	3.2	4.9
倉橋漁港海岸（瀬郷）	水産庁	43	1	5.4	7.2	2.8	4.5	5.4	7.2	3.2	4.9
倉橋漁港海岸（本浦）	水産庁	44	1	5.0	6.8	2.8	4.5	5.0	6.8	3.1	4.9
			2	4.9	6.7	2.8	4.5	4.9	6.7	3.1	4.9
			3	4.9	6.7	2.8	4.5	4.9	6.7	3.1	4.9
倉橋漁港海岸（石持）	水産庁	45	1	5.3	7.1	2.8	4.5	5.3	7.1	3.2	4.9
倉橋漁港海岸（尾立）	水産庁	46	1	5.3	7.1	2.9	4.6	5.3	7.1	3.2	4.9
			2	4.9	6.7	2.9	4.6	4.9	6.7	3.2	4.9
			3	5.3	7.1	2.9	4.6	5.3	7.1	3.2	4.9
倉橋漁港海岸（室尾）	水産庁	47	1	5.4	7.2	2.9	4.6	5.4	7.2	3.2	4.9
倉橋漁港海岸（海越）	水産庁	48	1	5.3	7.1	2.9	4.6	5.3	7.1	3.1	4.9
			2	5.3	7.1	2.9	4.6	5.3	7.1	3.1	4.9
倉橋漁港海岸（鹿老渡北）	水産庁	49	1	5.3	7.1	2.9	4.6	5.3	7.1	3.2	4.9
			2	5.3	7.1	2.9	4.6	5.3	7.1	3.2	4.9
			3	5.3	7.1	2.9	4.6	5.3	7.1	3.2	4.9
倉橋漁港海岸（鹿老渡南）	水産庁	50	1	5.7	7.5	2.9	4.6	5.7	7.5	3.2	4.9
倉橋漁港海岸（瀬戸）	水産庁	52	1	5.3	7.1	2.8	4.5	5.3	7.1	3.1	4.8
倉橋漁港海岸（家之元）	水産庁	53	1	6.3	8.1	2.8	4.5	6.3	8.1	3.1	4.9
			2	6.3	8.1	2.8	4.5	6.3	8.1	3.1	4.9
倉橋漁港海岸（宮ノ口）	水産庁	55	1	5.3	7.1	2.8	4.5	5.3	7.1	3.2	4.9
倉橋海岸（鹿島）	水産庁	56	1	5.1	6.9	2.8	4.5	5.1	6.9	3.1	4.8
倉橋海岸（唐船）	農振局	57	1	5.5	7.3	2.9	4.6	5.5	7.3	3.1	4.8
			2	5.5	7.3	2.9	4.6	5.5	7.3	3.1	4.8
			3	5.5	7.3	2.9	4.6	5.5	7.3	3.1	4.8
			4	5.6	7.4	2.9	4.6	5.6	7.4	3.1	4.8
			5	5.6	7.4	2.9	4.6	5.6	7.4	3.1	4.8
			6	5.6	7.4	2.9	4.6	5.6	7.4	3.1	4.8
大迫港海岸（大迫）	港湾局	58	1	5.3	7.2	2.9	4.7	5.3	7.2	2.9	4.8
吉悪港海岸（吉悪）	港湾局	62	1	4.4	6.3	3.1	4.9	4.4	6.3	2.9	4.8
			2	4.4	6.3	3.1	4.9	4.4	6.3	2.9	4.8
蒲刈港海岸（見戸代）	港湾局	63	1	4.4	6.3	3.1	4.9	4.4	6.3	3.0	4.8
蒲刈港海岸（丸谷）	港湾局	65	1	4.4	6.3	3.1	4.9	4.4	6.3	3.0	4.9
			2	4.5	6.4	3.1	4.9	4.5	6.4	3.0	4.9

参考表-2 (8) 施設の整備水準（呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン）

地区海岸名	所管	番号		施設の防護水準						参考	
		海岸	区域	高潮堤防高		設計津波水位		代表堤防高		最大津波水位(L2)	
				(T. P. m)	(C. D. L. m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)
蒲刈港海岸（三之瀬）	港湾局	66	1	4.6	6.5	3.0	4.9	4.6	6.5	3.0	4.8
			2	4.9	6.8	3.0	4.9	4.9	6.8	3.0	4.8
大地蔵漁港海岸（大地蔵）	水産庁	68	1	5.0	6.9	3.0	4.9	5.0	6.9	2.9	4.8
蒲刈港海岸（向（南））	港湾局	69	1	5.9	7.8	3.0	4.9	5.9	7.8	3.0	4.9
蒲刈港海岸（向（北））	港湾局	70	1	4.2	6.1	3.1	4.9	4.2	6.1	3.0	4.9
			2	4.5	6.4	3.1	4.9	4.5	6.4	3.0	4.9
蒲刈港海岸（田戸）	港湾局	71	1	4.6	6.5	3.1	5.0	4.6	6.5	3.1	5.0
			2	4.9	6.1	3.1	5.0	4.9	6.1	3.1	5.0
			3	4.9	6.8	3.1	5.0	4.9	6.8	3.1	5.0
蒲刈港海岸（宮盛）	港湾局	72	1	5.0	6.9	3.1	5.0	5.0	6.9	3.1	5.0
蒲刈港海岸（大浦）	港湾局	73	1	5.3	7.2	3.1	5.0	5.3	7.2	3.1	5.0
蒲刈港海岸（大浦）	農振局	74	1	5.1	7.0	3.1	5.0	5.1	7.0	3.1	5.0
川尻港海岸（岩戸）	港湾局	75	1	5.3	7.2	3.1	4.9	5.3	7.2	3.0	4.8
			2	5.4	7.3	3.1	4.9	5.4	7.3	3.0	4.8
川尻港海岸（沖田）	港湾局	76	1	5.4	7.3	3.1	4.9	5.4	7.3	3.0	4.8
川尻港海岸（森）	港湾局	77	1	5.4	7.3	3.1	4.9	5.4	7.3	3.0	4.8
川尻港海岸（久俊）	港湾局	78	1	5.4	7.3	3.1	4.9	5.4	7.3	3.0	4.8
川尻海岸（大才）	水国局	79	1	5.4	7.3	3.1	4.9	5.4	7.3	3.0	4.8
小用港海岸（小用）	港湾局	80	1	3.9	5.8	3.1	4.9	3.9	5.8	3.0	4.8
安浦海岸（日の浦）	水国局	81	1	5.0	7.0	3.1	5.0	5.0	7.0	3.1	5.0
			2	5.0	7.0	3.1	5.0	5.0	7.0	3.1	5.0
			3	5.4	7.4	3.1	5.0	5.4	7.4	3.1	5.0
			4	5.2	7.2	3.1	5.0	5.2	7.2	3.1	5.0
安登海岸（久多田）	農振局	82	1	5.0	7.0	3.0	5.0	5.0	7.0	3.0	5.0
安浦海岸（小島）	農振局	83	1	5.0	7.0	3.0	5.0	5.0	7.0	3.0	5.0
			2	5.0	7.0	3.0	5.0	5.0	7.0	3.0	5.0
			3	5.0	7.0	3.0	5.0	5.0	7.0	3.0	5.0
安浦漁港海岸（水尻）	水産庁	85	1	3.8	5.8	3.1	5.0	3.8	5.8	3.0	5.0
安浦漁港海岸（実成）	水産庁	86	1	5.0	7.0	3.1	5.0	5.0	7.0	3.0	5.0
安浦漁港海岸（三津口）	水産庁	87	1	4.5	6.5	3.1	5.0	4.5	6.5	3.1	5.0
			2	4.5	6.5	3.1	5.0	4.5	6.5	3.1	5.0
豊浜海岸（豊島）	水国局	91	1	4.6	6.5	3.0	5.0	4.6	6.5	3.2	5.1
豊島漁港海岸（山崎）	水産庁	93	1	4.5	6.5	3.0	5.0	4.5	6.5	3.2	5.1
			2	4.6	6.6	3.0	5.0	4.6	6.6	3.2	5.1
豊島漁港海岸（内浦）	水産庁	94	1	4.6	6.6	3.0	4.9	4.6	6.6	3.1	5.1
豊島漁港海岸（立花）	水産庁	95	1	5.8	7.8	3.0	4.9	5.8	7.8	3.2	5.1
			2	5.8	7.8	3.0	4.9	5.8	7.8	3.2	5.1
			3	4.9	6.9	3.0	4.9	4.9	6.9	3.2	5.1
豊島漁港海岸（大浜）	水産庁	96	1	4.8	6.8	3.0	4.9	4.8	6.8	3.1	5.1
			2	4.6	6.6	3.0	4.9	4.6	6.6	3.1	5.1
			3	4.6	6.6	3.0	4.9	4.6	6.6	3.1	5.1
			4	5.6	7.6	3.0	4.9	5.6	7.6	3.1	5.1
豊島漁港海岸（斎）	水産庁	99	1	4.6	6.6	3.0	4.9	4.6	6.6	3.2	5.1
御手洗港海岸（三角）	港湾局	102	1	4.1	6.1	3.0	4.9	4.1	6.1	3.2	5.1
御手洗港海岸（久比）	港湾局	105	1	4.5	6.5	3.0	5.0	4.5	6.5	3.2	5.1
御手洗港海岸（小柳）	港湾局	106	1	5.1	7.1	3.0	4.9	5.1	7.1	3.2	5.1
御手洗港海岸（野坂）	港湾局	107	1	4.6	6.6	3.0	4.9	4.6	6.6	3.2	5.1
御手洗港海岸（平羅）	港湾局	108	1	4.1	6.1	2.9	4.9	4.1	6.1	3.2	5.1
			2	4.1	6.1	2.9	4.9	4.1	6.1	3.2	5.1

参考表-2 (9) 施設の整備水準（呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン）

地区海岸名	所管	番号		施設の防護水準						参考	
		海岸	区域	高潮堤防高		設計津波水位		代表堤防高		最大津波水位 (I2)	
				(T. P. m)	(C. D. L. m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)
御手洗港海岸（大島）	港湾局	109	1	4.1	6.1	2.9	4.8	4.1	6.1	3.2	5.1
			2	4.1	6.1	2.9	4.8	4.1	6.1	3.2	5.1
			3	4.1	6.1	2.9	4.8	4.1	6.1	3.2	5.1
			4	4.0	6.0	2.9	4.8	4.0	6.0	3.2	5.1
			5	4.0	6.0	2.9	4.8	4.0	6.0	3.2	5.1
御手洗港海岸（小島）	港湾局	110	1	4.1	6.1	2.9	4.8	4.1	6.1	3.1	5.0
			2	4.1	6.1	2.9	4.8	4.1	6.1	3.1	5.0
			3	4.1	6.1	2.9	4.8	4.1	6.1	3.1	5.0
御手洗港海岸（内浜）	港湾局	111	1	4.1	6.1	3.0	4.9	4.1	6.1	3.2	5.1
			2	4.1	6.1	3.0	4.9	4.1	6.1	3.2	5.1
御手洗港海岸（北堀）	港湾局	112	1	3.9	5.9	2.9	4.8	3.9	5.9	3.1	5.0
御手洗港海岸（南堀）	港湾局	113	1	3.9	5.9	2.9	4.8	3.9	5.9	3.1	5.0
御手洗港海岸（蛭子）	港湾局	114	1	5.4	7.4	2.9	4.8	5.4	7.4	3.1	5.0
豊島漁港海岸（沖友）	水産庁	117	1	4.8	6.8	2.9	4.8	4.8	6.8	3.1	5.1

参考表-2 (10) 施設の整備水準（竹原・大崎上島ゾーン）

地区海岸名	所管	番号		施設の防護水準						参考	
		海岸	区域	高潮堤防高		設計津波水位		代表堤防高			
				(T. P. m)	(C. D. L. m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)
安芸津海岸（大芝）	水国局	1	1	5.2	7.2	3.1	5.0	5.2	7.2	3.1	5.0
大芝北漁港海岸（大芝北）	水産庁	3	1	3.9	5.9	3.1	5.0	3.9	5.9	3.1	5.0
			2	3.9	5.9	3.1	5.0	3.9	5.9	3.1	5.0
大芝北漁港海岸（小松原）	水産庁	5	1	4.0	6.0	3.1	5.0	4.0	6.0	3.1	5.0
			2	4.0	6.0	3.1	5.0	4.0	6.0	3.1	5.0
安芸津海岸（風早）	水国局	6	1	5.1	7.1	3.1	5.0	5.1	7.1	3.1	5.0
安芸津港海岸（風早）	港湾局	7	1	5.0	7.0	3.1	5.0	5.0	7.0	3.1	5.0
			2	4.6	6.6	3.1	5.0	4.6	6.6	3.1	5.0
			3	5.0	7.0	3.1	5.0	5.0	7.0	3.1	5.0
安芸津港海岸（雲下）	港湾局	8	1	5.1	7.1	3.0	5.0	5.1	7.1	3.1	5.0
			2	4.8	6.8	3.0	5.0	4.8	6.8	3.1	5.0
			3	4.8	6.8	3.0	5.0	4.8	6.8	3.1	5.0
安芸津港海岸（木谷）	港湾局	9	1	5.1	7.1	2.9	4.9	5.1	7.1	3.1	5.0
			2	4.8	6.8	2.9	4.9	4.8	6.8	3.1	5.0
			3	5.1	7.1	2.9	4.9	5.1	7.1	3.1	5.0
			4	5.1	7.1	2.9	4.9	5.1	7.1	3.1	5.0
竹原港海岸（沖辺）	港湾局	14	1	4.5	6.5	3.1	5.0	4.5	6.5	3.3	5.2
			2	4.3	6.3	3.1	5.0	4.3	6.3	3.3	5.2
			3	4.6	6.6	3.1	5.0	4.6	6.6	3.3	5.2
吉名漁港海岸（吉名）	水産庁	15	1	4.0	6.0	3.0	5.0	4.0	6.0	3.3	5.2
			2	4.5	6.5	3.0	5.0	4.5	6.5	3.3	5.2
			3	4.6	6.6	3.0	5.0	4.6	6.6	3.3	5.2
			4	4.5	6.5	3.0	5.0	4.5	6.5	3.3	5.2
竹原港海岸（築地）	港湾局	16	1	4.4	6.4	2.9	4.8	4.4	6.4	3.1	5.0
			2	4.4	6.4	2.9	4.8	4.4	6.4	3.1	5.0
			3	4.3	6.3	2.9	4.8	4.3	6.3	3.1	5.0
竹原海岸（築地）	農振局	17	1	4.7	6.7	2.9	4.8	4.7	6.7	3.1	5.0
竹原港海岸（明神）	港湾局	18	1	4.0	6.0	2.9	4.8	4.0	6.0	3.0	5.0
			2	4.0	6.0	2.9	4.8	4.0	6.0	3.0	5.0
			3	4.0	6.0	2.9	4.8	4.0	6.0	3.0	5.0
竹原港海岸（的場）	港湾局	19	1	4.0	6.0	2.8	4.8	4.0	6.0	3.0	5.0
			2	4.0	6.0	2.8	4.8	4.0	6.0	3.0	5.0
竹原港海岸（高崎）	港湾局	20	1	5.0	7.0	2.8	4.7	5.0	7.0	3.0	5.0
竹原港海岸（福田）	港湾局	21	1	4.2	6.2	2.9	4.8	4.2	6.2	3.0	5.0
			2	5.1	7.1	2.9	4.8	5.1	7.1	3.0	5.0
			3	5.1	7.1	2.9	4.8	5.1	7.1	3.0	5.0
			4	4.0	6.0	2.9	4.8	4.0	6.0	3.0	5.0
			5	4.0	6.0	2.9	4.8	4.0	6.0	3.0	5.0
			6	4.0	6.0	2.9	4.8	4.0	6.0	3.0	5.0
			7	4.1	6.1	2.9	4.8	4.1	6.1	3.0	5.0
			8	4.1	6.1	2.9	4.8	4.1	6.1	3.0	5.0
長浜漁港海岸（長浜）	水産庁	22	1	4.9	6.9	2.7	4.7	4.9	6.9	3.0	5.0
			2	4.4	6.4	2.7	4.7	4.4	6.4	3.0	5.0
			3	4.9	6.9	2.7	4.7	4.9	6.9	3.0	5.0
			4	4.8	6.8	2.7	4.7	4.8	6.8	3.0	5.0
竹原海岸（長浜）	水国局	23	1	5.7	7.7	2.7	4.6	5.7	7.7	3.1	5.0

参考表-2 (11) 施設の整備水準（竹原・大崎上島ゾーン）

地区海岸名	所管	番号		施設の防護水準						参考	
		海岸	区域	高潮堤防高		設計津波水位		代表堤防高		最大津波水位 (I2)	
				(T. P. m)	(C. D. L. m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)
忠海港海岸（忠海）	港湾局	24	1	4.0	6.0	2.7	4.6	4.0	6.0	3.1	5.0
			2	4.0	6.0	2.7	4.6	4.0	6.0	3.1	5.0
			3	5.0	7.0	2.7	4.6	5.0	7.0	3.1	5.0
			4	5.0	7.0	2.7	4.6	5.0	7.0	3.1	5.0
			5	4.4	6.4	2.7	4.6	4.4	6.4	3.1	5.0
竹原海岸（大久野島）	水国局	25	1	5.2	7.2	2.7	4.6	5.2	7.2	3.3	5.2
			2	4.9	6.9	2.7	4.6	4.9	6.9	3.3	5.2
東野海岸（外表）	水国局	26	1	4.5	6.4	2.9	4.7	4.5	6.4	3.1	5.0
			2	4.6	6.5	2.9	4.7	4.6	6.5	3.1	5.0
木江港海岸（岩白）	港湾局	27	1	4.6	6.5	2.9	4.7	4.6	6.5	3.2	5.0
木江港海岸（大楡）	港湾局	28	1	4.6	6.5	2.9	4.7	4.6	6.5	3.2	5.0
木江港海岸（木江）	港湾局	29	1	4.0	5.9	2.9	4.8	4.0	5.9	3.2	5.0
			2	4.5	6.4	2.9	4.8	4.5	6.4	3.2	5.0
			3	4.5	6.4	2.9	4.8	4.5	6.4	3.2	5.0
			4	4.1	6.0	2.9	4.8	4.1	6.0	3.2	5.0
木江港海岸（野賀）	港湾局	30	1	5.3	7.2	2.9	4.8	5.3	7.2	3.2	5.0
沖浦漁港海岸（沖浦）	水産庁	32	1	4.6	6.5	3.1	4.9	4.6	6.5	3.3	5.1
			2	4.6	6.5	3.1	4.9	4.6	6.5	3.3	5.1
			3	4.6	6.5	3.1	4.9	4.6	6.5	3.3	5.1
大崎海岸（大串）	水国局	34	1	4.8	6.7	3.0	4.9	4.8	6.7	3.1	5.0
大崎海岸（外浜）	農振局	35	1	4.6	6.5	3.1	5.0	4.6	6.5	3.3	5.1
大西港海岸（瀬井）	港湾局	39	1	4.6	6.5	3.1	5.0	4.6	6.5	3.3	5.1
大西港海岸（長松）	港湾局	40	1	3.7	5.6	3.1	4.9	3.7	5.6	3.3	5.1
大西港海岸（長江谷）	港湾局	41	1	4.1	6.0	3.0	4.9	4.1	6.0	3.3	5.1
大西港海岸（大西）	港湾局	42	1	4.1	6.0	3.1	4.9	4.1	6.0	3.3	5.1
			2	4.1	6.0	3.1	4.9	4.1	6.0	3.3	5.1
大西港海岸（塔之越）	港湾局	45	1	3.8	5.7	3.0	4.9	3.8	5.7	3.3	5.2
大西港海岸（原下）	港湾局	46	1	3.6	5.5	3.1	4.9	3.6	5.5	3.4	5.2
			2	3.6	5.5	3.1	4.9	3.6	5.5	3.4	5.2
大西港海岸（東原下）	港湾局	47	1	4.1	6.0	3.0	4.9	4.1	6.0	3.3	5.2
大西港海岸（長島東）	港湾局	48	1	4.1	6.0	3.1	4.9	4.1	6.0	3.3	5.1
東野海岸（脇の浦）	農振局	53	1	4.1	6.0	3.0	4.9	4.1	6.0	3.3	5.2
鯨崎港海岸（矢弓）	港湾局	56	1	4.8	6.7	3.0	4.8	4.8	6.7	3.3	5.2
鯨崎港海岸（白水）	港湾局	57	1	4.1	6.0	3.0	4.8	4.1	6.0	3.3	5.1
			2	4.1	6.0	3.0	4.8	4.1	6.0	3.3	5.1
鯨崎港海岸（盛谷）	港湾局	58	1	4.1	6.0	2.9	4.8	4.1	6.0	3.3	5.1
鯨崎港海岸（大琴）	港湾局	59	1	4.6	6.5	2.9	4.8	4.6	6.5	3.2	5.1
			2	4.1	6.0	2.9	4.8	4.1	6.0	3.2	5.1
鯨崎港海岸（鯨崎）	港湾局	60	1	4.3	6.2	2.9	4.7	4.3	6.2	3.2	5.0
鯨崎港海岸（福浦）	港湾局	63	1	4.1	6.0	3.0	4.8	4.1	6.0	3.3	5.1
鯨崎港海岸（生野）	港湾局	64	1	4.0	5.9	3.0	4.8	4.0	5.9	3.3	5.1
			2	4.1	6.0	3.0	4.8	4.1	6.0	3.3	5.1
鯨崎港海岸（船島）	港湾局	65	1	4.1	6.0	3.0	4.8	4.1	6.0	3.3	5.1

参考表-2 (12) 施設の整備水準 (尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		施設の防護水準						参考	
		海岸	区域	高潮堤防高		設計津波水位		代表堤防高			
				(T. P. m)	(C. D. L. m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)
三原海岸（久津）	水国局	1	1	5.5	7.4	2.8	4.7	5.5	7.4	3.1	5.0
三原海岸（大荷）	水国局	2	1	5.6	7.5	2.8	4.7	5.6	7.5	3.1	5.0
能地漁港海岸（能地）	水産庁	3	1	4.8	6.7	2.8	4.7	4.8	6.7	3.1	5.0
			2	4.8	6.7	2.8	4.7	4.8	6.7	3.1	5.0
			3	5.0	6.9	2.8	4.7	5.0	6.9	3.1	5.0
三原海岸（須波）	水国局	4	1	5.0	6.9	2.8	4.7	5.0	6.9	3.2	5.0
			2	4.6	6.5	2.8	4.7	4.6	6.5	3.2	5.0
			3	5.1	7.0	2.8	4.7	5.1	7.0	3.2	5.0
			4	5.1	7.0	2.8	4.7	5.1	7.0	3.2	5.0
須波港海岸（須波）	港湾局	5	1	4.0	5.9	2.8	4.7	4.0	5.9	3.1	5.0
須波漁港海岸（須波）	水産庁	6	1	5.1	7.0	2.8	4.7	5.1	7.0	3.1	5.0
尾道糸崎港海岸（貝野）	港湾局	7	1	4.4	6.3	2.8	4.7	4.4	6.3	3.1	5.0
尾道糸崎港海岸（円一）	港湾局	8	1	4.1	6.0	2.8	4.7	4.1	6.0	3.2	5.0
尾道糸崎港海岸（三原）	港湾局	9	1	4.2	6.1	2.8	4.7	4.2	6.1	3.2	5.1
			2	4.8	6.7	2.8	4.7	4.8	6.7	3.2	5.1
			3	5.1	7.0	2.8	4.7	5.1	7.0	3.2	5.1
			4	4.8	6.7	2.8	4.7	4.8	6.7	3.2	5.1
			5	4.8	6.7	2.8	4.7	4.8	6.7	3.2	5.1
			6	4.8	6.7	2.8	4.7	4.8	6.7	3.2	5.1
尾道糸崎港海岸（福地）	港湾局	10	1	4.1	6.0	2.8	4.7	4.1	6.0	3.0	4.9
吉和漁港海岸（吉和）	水産庁	11	1	4.1	6.0	2.8	4.7	4.1	6.0	3.0	4.9
			2	3.7	5.6	2.8	4.7	3.7	5.6	3.0	4.9
			3	3.8	5.7	2.8	4.7	3.8	5.7	3.0	4.9
尾道糸崎港海岸（尾道）	港湾局	12	1	3.9	5.8	2.8	4.7	3.9	5.8	3.1	5.0
			2	3.8	5.7	2.8	4.7	3.8	5.7	3.1	5.0
			3	3.7	5.6	2.8	4.7	3.7	5.6	3.1	5.0
尾道糸崎港海岸（山波）	港湾局	13	1	4.2	6.1	2.8	4.7	4.2	6.1	3.3	5.2
			2	4.8	6.7	2.8	4.7	4.8	6.7	3.3	5.2
			3	4.7	6.6	2.8	4.7	4.7	6.6	3.3	5.2
尾道糸崎港海岸（向島北）	港湾局	14	1	3.7	5.6	2.8	4.7	3.7	5.6	3.1	5.0
			2	3.7	5.6	2.8	4.7	3.7	5.6	3.1	5.0
			3	3.7	5.6	2.8	4.7	3.7	5.6	3.1	5.0
			4	3.8	5.7	2.8	4.7	3.8	5.7	3.1	5.0
			5	3.7	5.6	2.8	4.7	3.7	5.6	3.1	5.0
			6	3.7	5.6	2.8	4.7	3.7	5.6	3.1	5.0
			7	3.8	5.7	2.8	4.7	3.8	5.7	3.1	5.0
			8	3.7	5.6	2.8	4.7	3.7	5.6	3.1	5.0
			9	3.7	5.6	2.8	4.7	3.7	5.6	3.1	5.0
			10	3.8	5.7	2.8	4.7	3.8	5.7	3.1	5.0
尾道糸崎港海岸（向東）	港湾局	15	1	4.0	5.9	2.8	4.7	4.0	5.9	3.2	5.1
			2	4.0	5.9	2.8	4.7	4.0	5.9	3.2	5.1
			3	4.0	5.9	2.8	4.7	4.0	5.9	3.2	5.1
尾道糸崎港海岸（高西）	港湾局	16	1	5.1	7.0	3.0	4.9	5.1	7.0	3.3	5.2
			2	5.4	7.3	3.0	4.9	5.4	7.3	3.3	5.2
尾道糸崎港海岸（機織）	港湾局	17	1	4.7	6.6	3.0	4.9	4.7	6.6	3.4	5.3
尾道糸崎港海岸（松永）	港湾局	18	1	4.1	6.0	3.0	4.9	4.1	6.0	3.4	5.3
尾道糸崎港海岸（柳津）	港湾局	19	1	4.2	6.1	3.0	4.9	4.2	6.1	3.4	5.3
			2	4.2	6.1	3.0	4.9	4.2	6.1	3.4	5.3

参考表-2 (13) 施設の整備水準 (尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		施設の防護水準						参考	
		海岸	区域	高潮堤防高		設計津波水位		代表堤防高		最大津波水位 (I.2)	
				(T. P. m)	(C. D. L. m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)
尾道糸崎港海岸 (金江藤江)	港湾局	20	1	4.3	6.2	3.0	4.9	4.3	6.2	3.4	5.3
			2	4.6	6.5	3.0	4.9	4.6	6.5	3.4	5.3
			3	4.6	6.5	3.0	4.9	4.6	6.5	3.4	5.3
			4	4.1	6.0	3.0	4.9	4.1	6.0	3.4	5.3
			5	4.6	6.5	3.0	4.9	4.6	6.5	3.4	5.3
			6	4.2	6.1	3.0	4.9	4.2	6.1	3.4	5.3
			7	4.6	6.5	3.0	4.9	4.6	6.5	3.4	5.3
尾道糸崎港海岸 (浦崎)	港湾局	21	1	4.1	6.0	3.0	4.9	4.1	6.0	3.4	5.2
			2	4.1	6.0	3.0	4.9	4.1	6.0	3.4	5.2
			3	4.1	6.0	3.0	4.9	4.1	6.0	3.4	5.2
			4	4.1	6.0	3.0	4.9	4.1	6.0	3.4	5.2
串浜漁港海岸 (串浜)	水産庁	22	1	4.6	6.5	3.0	4.9	4.6	6.5	3.4	5.2
尾道海岸 (高松)	水国局	24	1	5.4	7.3	2.6	4.4	5.4	7.3	3.1	5.0
			2	5.4	7.3	2.6	4.4	5.4	7.3	3.1	5.0
尾道海岸 (浦崎高松)	農振局	25	1	4.7	6.6	2.6	4.4	4.7	6.6	3.1	5.0
			2	4.7	6.6	2.6	4.4	4.7	6.6	3.1	5.0
尾道海岸 (浦崎満越)	農振局	26	1	4.5	6.4	2.6	4.4	4.5	6.4	3.1	5.0
海老漁港海岸 (海老)	水産庁	27	1	4.3	6.2	2.6	4.4	4.3	6.2	3.2	5.1
			2	4.1	6.0	2.6	4.4	4.1	6.0	3.2	5.1
			3	4.6	6.5	2.6	4.4	4.6	6.5	3.2	5.1
尾道海岸 (浦崎新田)	農振局	28	1	4.4	6.3	2.6	4.4	4.4	6.3	3.2	5.1
			2	4.4	6.3	2.6	4.4	4.4	6.3	3.2	5.1
			3	4.4	6.3	2.6	4.4	4.4	6.3	3.2	5.1
尾道海岸 (浦崎)	水国局	29	1	4.7	6.6	2.6	4.4	4.7	6.6	3.2	5.1
			2	4.7	6.6	2.6	4.4	4.7	6.6	3.2	5.1
泊漁港海岸 (吉ノ浜)	農振局	31	1	5.0	6.9	2.5	4.4	5.0	6.9	3.2	5.1
			2	5.0	6.9	2.5	4.4	5.0	6.9	3.2	5.1
泊漁港海岸 (泊)	水産庁	32	1	4.9	6.8	2.5	4.4	4.9	6.8	3.2	5.1
尾道海岸 (泊)	水国局	33	1	5.3	7.2	2.5	4.4	5.3	7.2	3.2	5.1
尾道海岸 (海老呑)	農振局	35	1	5.1	7.0	2.5	4.4	5.1	7.0	3.1	5.0
			2	5.1	7.0	2.5	4.4	5.1	7.0	3.1	5.0
福田港海岸 (波戸)	港湾局	36	1	4.1	6.0	2.6	4.4	4.1	6.0	3.2	5.1
			2	3.8	5.7	2.6	4.4	3.8	5.7	3.2	5.1
福田港海岸 (福田)	港湾局	37	1	4.1	6.0	2.6	4.4	4.1	6.0	3.2	5.1
向東海岸 (古江浜)	農振局	39	1	5.7	7.6	2.6	4.4	5.7	7.6	3.2	5.0
向東海岸 (小水)	農振局	40	1	5.5	7.4	2.6	4.4	5.5	7.4	3.1	5.0
大町漁港海岸 (大町)	水産庁	41	1	4.6	6.5	2.5	4.4	4.6	6.5	3.0	4.9
尾道海岸 (大町)	水国局	42	1	5.8	7.7	2.5	4.4	5.8	7.7	3.0	4.9
干汐漁港海岸 (稲積)	農振局	44	1	4.0	5.9	2.5	4.4	4.0	5.9	3.0	4.9
干汐漁港海岸 (干汐)	水産庁	45	1	4.7	6.6	2.7	4.5	4.7	6.6	3.1	4.9
向島海岸 (立花)	水国局	46	1	6.3	8.2	2.6	4.5	6.3	8.2	3.0	4.9
立花漁港海岸 (立花)	水産庁	47	1	6.2	8.1	2.5	4.4	6.2	8.1	3.0	4.9
尾道糸崎港海岸 (向島西)	港湾局	49	1	4.0	5.9	2.8	4.7	4.0	5.9	3.0	4.9
尾道糸崎港海岸 (船越)	農振局	51	1	4.3	6.2	2.8	4.7	4.3	6.2	3.0	4.9
向島海岸 (団子石)	農振局	53	1	5.7	7.6	2.8	4.7	5.7	7.6	3.0	4.9
			2	4.7	6.6	2.8	4.7	4.7	6.6	3.0	4.9
向島海岸 (浜ノ浦)	農振局	54	1	4.7	6.6	2.8	4.7	4.7	6.6	3.0	4.9
			2	4.7	6.6	2.8	4.7	4.7	6.6	3.0	4.9
因島海岸 (深浦大浜)	水国局	55	1	4.7	6.6	2.8	4.7	4.7	6.6	3.0	4.9
			2	6.3	8.2	2.8	4.7	6.3	8.2	3.0	4.9

参考表-2 (14) 施設の整備水準 (尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		施設の防護水準						参考	
		海岸	区域	高潮堤防高		設計津波水位		代表堤防高			
				(T. P. m)	(C. D. L. m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)
因島海岸（三池）	農振局	57	1	5.0	6.9	2.8	4.7	5.0	6.9	3.0	4.9
中浜港海岸（大浜）	港湾局	59	1	4.3	6.2	2.6	4.5	4.3	6.2	3.0	4.9
			2	4.3	6.2	2.6	4.5	4.3	6.2	3.0	4.9
			3	4.3	6.2	2.6	4.5	4.3	6.2	3.0	4.9
中浜港海岸（中庄）	港湾局	60	1	4.2	6.1	2.6	4.5	4.2	6.1	3.0	4.9
中浜港海岸（外浦）	農振局	61	1	3.9	5.8	2.6	4.5	3.9	5.8	3.0	4.9
鏡浦漁港海岸（鏡浦）	水産庁	62	1	4.1	6.0	2.6	4.5	4.1	6.0	3.0	4.9
土生港海岸（三庄）	港湾局	64	1	5.3	7.2	2.6	4.5	5.3	7.2	3.1	5.0
			2	5.3	7.2	2.6	4.5	5.3	7.2	3.1	5.0
土生港海岸（小用）	港湾局	65	1	4.2	6.1	2.6	4.5	4.2	6.1	3.1	4.9
			2	4.2	6.1	2.6	4.5	4.2	6.1	3.1	4.9
			3	4.7	6.6	2.6	4.5	4.7	6.6	3.1	4.9
重井港海岸（細島）	港湾局	66	1	3.8	5.7	2.8	4.7	3.8	5.7	3.1	5.0
因島海岸（細島）	農振局	68	1	3.8	5.7	2.8	4.7	3.8	5.7	3.0	4.9
土生港海岸（土生）	港湾局	70	1	4.1	6.0	2.6	4.5	4.1	6.0	3.1	4.9
			2	4.1	6.0	2.6	4.5	4.1	6.0	3.1	4.9
因島海岸（竹長）	水国局	71	1	4.7	6.6	2.8	4.7	4.7	6.6	3.0	4.9
因島海岸（重井）	水国局	72	1	4.7	6.6	2.8	4.7	4.7	6.6	3.2	5.1
			2	4.7	6.6	2.8	4.7	4.7	6.6	3.2	5.1
			3	4.7	6.6	2.8	4.7	4.7	6.6	3.2	5.1
			4	4.7	6.6	2.8	4.7	4.7	6.6	3.2	5.1
			5	4.7	6.6	2.8	4.7	4.7	6.6	3.2	5.1
重井港海岸（西浜）	港湾局	74	1	3.7	5.6	2.8	4.7	3.7	5.6	3.2	5.0
重井港海岸（伊浜西）	港湾局	75	1	3.9	5.8	2.8	4.7	3.9	5.8	3.1	5.0
重井港海岸（馬神・宮沖）	農振局	76	1	5.0	6.9	2.8	4.7	5.0	6.9	3.1	5.0
重井港海岸（伊浜東）	港湾局	77	1	4.2	6.1	2.8	4.7	4.2	6.1	3.1	5.0
瀬戸田港海岸（中野）	港湾局	78	1	4.0	5.9	2.8	4.7	4.0	5.9	3.3	5.2
			2	3.8	5.7	2.8	4.7	3.8	5.7	3.3	5.2
			3	4.0	5.9	2.8	4.7	4.0	5.9	3.3	5.2
瀬戸田海岸（名荷）	水国局	79	1	4.6	6.5	2.8	4.7	4.6	6.5	3.2	5.1
瀬戸田海岸（西浦坂田）	水国局	80	1	4.7	6.6	2.8	4.7	4.7	6.6	3.2	5.1
			2	4.7	6.6	2.8	4.7	4.7	6.6	3.2	5.1
			3	4.7	6.6	2.8	4.7	4.7	6.6	3.2	5.1
			4	4.7	6.6	2.8	4.7	4.7	6.6	3.2	5.1
			5	4.7	6.6	2.8	4.7	4.7	6.6	3.2	5.1
因島海岸（田嵐）	水国局	81	1	4.7	6.6	2.8	4.7	4.7	6.6	3.0	4.9
生口港海岸（原）	港湾局	82	1	3.8	5.7	2.8	4.7	3.8	5.7	3.0	4.9
生口港海岸（波止岡）	港湾局	83	1	4.1	6.0	2.6	4.5	4.1	6.0	3.0	4.9
			2	4.1	6.0	2.6	4.5	4.1	6.0	3.0	4.9
生口港海岸（御寺）	港湾局	84	1	4.2	6.1	2.6	4.5	4.2	6.1	3.0	4.9
			2	4.2	6.1	2.6	4.5	4.2	6.1	3.0	4.9
生口港海岸（宮原）	港湾局	85	1	4.1	6.0	2.6	4.5	4.1	6.0	3.0	4.9
			2	4.1	6.0	2.6	4.5	4.1	6.0	3.0	4.9
生口港海岸（泊）	港湾局	86	1	4.4	6.3	2.6	4.5	4.4	6.3	3.0	4.9
生口港海岸（田高根）	港湾局	87	1	4.6	6.5	2.6	4.5	4.6	6.5	3.0	4.9
瀬戸田海岸（垂水早瀬）	農振局	88	1	5.0	6.9	2.7	4.6	5.0	6.9	3.1	5.0
			2	5.0	6.9	2.7	4.6	5.0	6.9	3.1	5.0
瀬戸田港海岸（垂水）	港湾局	89	1	4.4	6.3	2.7	4.6	4.4	6.3	3.2	5.1
			2	4.4	6.3	2.7	4.6	4.4	6.3	3.2	5.1
瀬戸田海岸（福田）	港湾局	90	1	4.2	6.1	2.7	4.6	4.2	6.1	3.3	5.1

参考表-2 (15) 施設の整備水準 (尾道・因島ゾーン)

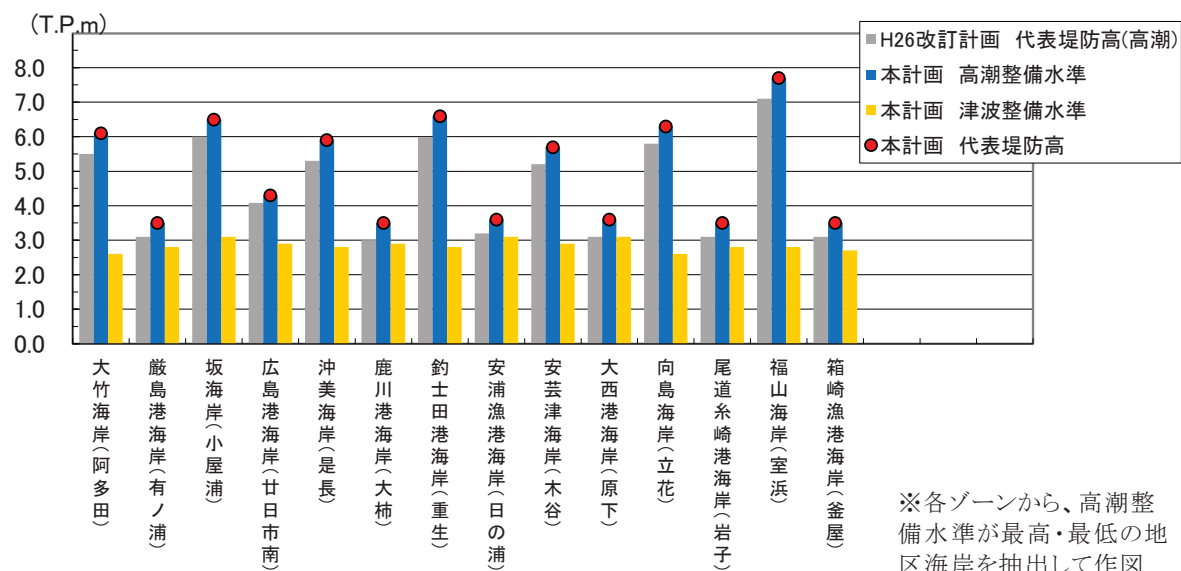
地区海岸名	所管	番号		施設の防護水準						参考	
		海岸	区域	高潮堤防高		設計津波水位		代表堤防高		最大津波水位 (L2)	
				(T. P. m)	(C. D. L. m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)
瀬戸田港海岸 (高根)	港湾局	91	1	4.1	6.0	2.7	4.6	4.1	6.0	3.3	5.1
瀬戸田海岸 (高根)	農振局	92	1	5.0	6.9	2.7	4.5	5.0	6.9	3.2	5.1
佐木港海岸 (須ノ上)	港湾局	93	1	3.8	5.7	2.8	4.7	3.8	5.7	3.2	5.1
			2	3.8	5.7	2.8	4.7	3.8	5.7	3.2	5.1
鷺浦海岸 (黒浜)	農振局	94	1	3.7	5.6	2.8	4.7	3.7	5.6	3.2	5.1
瀬戸田港海岸 (向田)	港湾局	95	1	3.8	5.7	2.8	4.7	3.8	5.7	3.3	5.2
			2	3.8	5.7	2.8	4.7	3.8	5.7	3.3	5.2
鷺浦海岸 (長岩)	農振局	96	1	3.8	5.7	2.8	4.7	3.8	5.7	3.2	5.1
佐木港海岸 (須波)	港湾局	98	1	4.3	6.2	2.8	4.7	4.3	6.2	3.1	5.0
			2	4.3	6.2	2.8	4.7	4.3	6.2	3.1	5.0
佐木港海岸 (大野浦)	農振局	99	1	4.4	6.3	2.8	4.7	4.4	6.3	3.1	5.0
佐木港海岸 (小佐木)	港湾局	100	1	3.9	5.8	2.8	4.7	3.9	5.8	3.1	5.0

参考表-2 (16) 施設の整備水準 (福山・内海ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		施設の防護水準						参考	
		海岸	区域	高潮堤防高		設計津波水位		代表堤防高		最大津波水位 (I.2)	
				(T. P. m)	(C. D. L. m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)
福山港海岸 (野の浜)	港湾局	1	1	5.4	7.3	3.4	5.4	5.4	7.3	3.3	5.3
福山港海岸 (沖浦)	港湾局	2	1	4.0	6.0	3.4	5.4	4.0	6.0	3.2	5.2
			2	4.0	6.0	3.4	5.4	4.0	6.0	3.2	5.2
福山港海岸 (手城)	港湾局	3	1	4.5	6.5	3.4	5.4	4.5	6.5	3.1	5.1
			2	4.5	6.5	3.4	5.4	4.5	6.5	3.1	5.1
福山港海岸 (一文字)	港湾局	4	1	5.2	7.2	3.4	5.4	5.2	7.2	3.3	5.2
			2	5.2	7.2	3.4	5.4	5.2	7.2	3.3	5.2
福山漁港海岸 (水呑)	水産庁	5	1	4.7	6.7	3.0	5.0	4.7	6.7	3.3	5.2
福山港海岸 (田尻)	港湾局	6	1	6.0	8.0	3.0	5.0	6.0	8.0	3.3	5.2
			2	5.6	7.6	3.0	5.0	5.6	7.6	3.3	5.2
福山漁港海岸 (田尻)	水産庁	7	1	6.0	8.0	3.0	5.0	6.0	8.0	3.3	5.2
福山港海岸 (みゆき)	港湾局	8	1	5.0	7.0	2.8	4.7	5.0	7.0	3.2	5.2
			2	4.0	6.0	2.8	4.7	4.0	6.0	3.2	5.2
			3	4.0	6.0	2.8	4.7	4.0	6.0	3.2	5.2
福山港海岸 (江の浦)	港湾局	9	1	4.0	6.0	2.8	4.7	4.0	6.0	3.0	5.0
平漁港海岸 (平)	水産庁	10	1	4.0	6.0	2.8	4.7	4.0	6.0	3.0	5.0
福山海岸 (室浜)	水国局	11	1	7.7	9.7	2.8	4.7	7.7	9.7	3.1	5.0
			2	7.7	9.7	2.8	4.7	7.7	9.7	3.1	5.0
走漁港海岸 (唐船)	水産庁	12	1	4.8	6.8	2.8	4.7	4.8	6.8	3.1	5.0
福山海岸 (本浦)	水国局	13	1	7.2	9.2	2.8	4.7	7.2	9.2	3.1	5.0
			2	7.2	9.2	2.8	4.7	7.2	9.2	3.1	5.0
			3	5.8	7.8	2.8	4.7	5.8	7.8	3.1	5.0
走漁港海岸 (本浦)	水産庁	15	1	4.0	6.0	2.8	4.7	4.0	6.0	3.1	5.1
阿伏兎港海岸 (能登原)	港湾局	16	1	4.3	6.3	2.7	4.6	4.3	6.3	3.1	5.0
			2	4.3	6.3	2.7	4.6	4.3	6.3	3.1	5.0
			3	4.3	6.3	2.7	4.6	4.3	6.3	3.1	5.0
千年港海岸 (桜)	港湾局	17	1	4.5	6.5	2.7	4.6	4.5	6.5	3.1	5.0
千年港海岸 (岩船)	港湾局	18	1	4.1	6.1	2.7	4.6	4.1	6.1	3.2	5.1
千年港海岸 (草深)	農振局	19	1	5.3	7.3	2.7	4.6	5.3	7.3	3.2	5.1
千年港海岸 (敷名)	港湾局	20	1	4.1	6.1	2.7	4.6	4.1	6.1	3.2	5.1
			2	4.1	6.1	2.7	4.6	4.1	6.1	3.2	5.1
千年港海岸 (常石)	港湾局	21	1	4.0	6.0	2.7	4.6	4.0	6.0	3.2	5.1
			2	4.1	6.1	2.7	4.6	4.1	6.1	3.2	5.1
内海海岸 (馬場崎)	水国局	22	1	6.9	8.9	2.7	4.6	6.9	8.9	3.1	5.0
			2	6.9	8.9	2.7	4.6	6.9	8.9	3.1	5.0
箱崎漁港海岸 (箱崎)	水産庁	23	1	5.2	7.2	2.7	4.6	5.2	7.2	3.1	5.0
箱崎漁港海岸 (小用地)	水産庁	24	1	5.0	7.0	2.7	4.6	5.0	7.0	3.1	5.0
内海海岸 (大畑)	水国局	25	1	7.2	9.2	2.7	4.6	7.2	9.2	3.1	5.0
横田漁港海岸 (南)	水産庁	26	1	5.1	7.1	2.7	4.6	5.1	7.1	3.1	5.0
			2	5.1	7.1	2.7	4.6	5.1	7.1	3.1	5.0
横田漁港海岸 (家廻)	水産庁	27	1	4.5	6.5	2.7	4.6	4.5	6.5	3.1	5.0
横田漁港海岸 (入双)	水産庁	28	1	5.2	7.2	2.7	4.6	5.2	7.2	3.1	5.0
内海海岸 (横山)	農振局	31	1	6.1	8.1	2.7	4.6	6.1	8.1	3.1	5.0
内海海岸 (横島)	水国局	32	1	5.3	7.3	2.7	4.6	5.3	7.3	3.1	5.0
横田港海岸 (横島)	港湾局	34	1	4.1	6.1	2.7	4.6	4.1	6.1	3.2	5.1
横田港海岸 (町)	港湾局	35	1	3.7	5.7	2.7	4.6	3.7	5.7	3.2	5.1
箱崎漁港海岸 (阿伏兎)	水産庁	40	1	3.8	5.8	2.7	4.6	3.8	5.8	3.1	5.0

H26 改訂計画と本計画（高潮・津波整備水準、代表堤防高）の比較

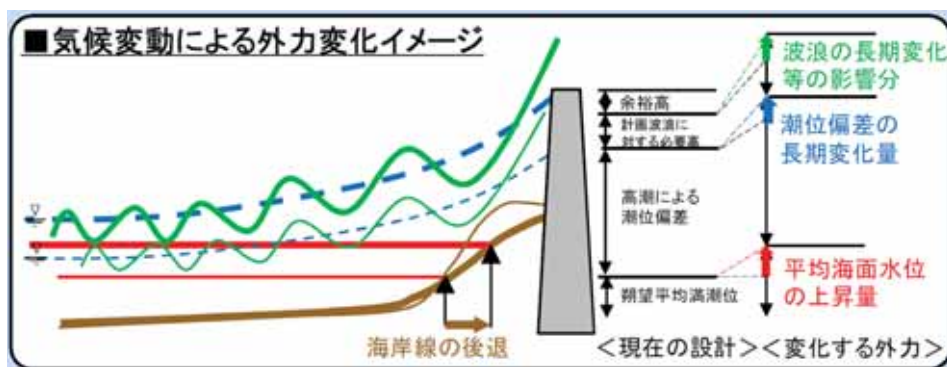
高潮整備水準と設計津波の水位(津波整備水準)との差は 1m～6m 程度で、大きく開いており、広島沿岸における代表堤防高は、すべての地区海岸において高潮整備水準によって決定されることが特徴である。



ゾーン	1	2	3	4	5	6	7
	宮島・大竹	広島	江田島 能美島	呉・倉橋島 上蒲刈島	竹原 大崎上島	尾道・因島	福山・内海

気候変動を踏まえた将来の海岸外力について

令和2年7月に国の委員会による「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」の提言において、海岸保全を過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換する必要があることが示されました。同提言を踏まえ同年11月に「海岸保全基本方針」が変更され、気候変動の影響による外力の長期変化量を適切に推算し、所要の安全を確保する防護水準を定めることとされたことから、海岸外力の見直しを実施しました。気候変動の影響による外力の長期変化量の推算方法と推算結果の概要は以下のとおりです。



出典：気候変動を踏まえた海岸保全のあり方 提言

図 気候変動による外力の変化のイメージ

1. 想定している将来の気温上昇シナリオ

RCP2.6 のシナリオより、21 世紀末の平均気温が産業革命前（1850～1900 年）と比較して 2℃ 上昇相当となる将来を想定して気候変動による外力変化を算定しています。

2. 気候変動による外力変化の設定の考え方

(1) 平均海水面の上昇

「日本の気候変動 2020」より、21 世紀末までに日本沿岸で予測される平均海水面の上昇量は日本沿岸を 4 領域（領域Ⅰ～Ⅳ）に分割して領域別に設定されています。広島沿岸が含まれる領域Ⅲでは 21 世紀末までに 0.39m の平均海水面の上昇が予測されています。

(2) 潮位偏差

気候変動による台風への影響については、実際に発生した台風と d4PDF（地球温暖化対策に資するアンサンブル気候予測データベース）の台風についてそれぞれ統計情報を作成し、発生確率が同程度の台風の中心気圧が気候変動時にどのように変化するかを調べています。

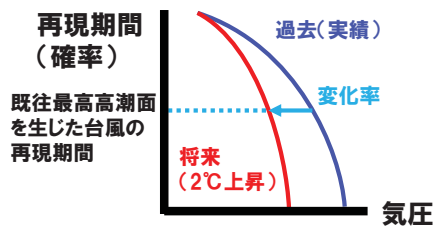


図 気候変動による台風中心気圧の
変化率

各港で既往最高高潮面 MXHWL を生じた台風について、気候変動により台風の中心気圧は 1～4hPa 程度減少し、潮位偏差としては 0.01～0.07m 増大すると予測されています。



図 気候変動による潮位偏差増大量

表 気候変動による潮位偏差増大量

観測適用港	大竹	広島	柿浦	倉橋	呉阿賀	御手洗	木江	竹原	糸崎	土生	尾道	横田	福山
気候変動による潮位偏差の増大量[m]	0.01	0.05	0.03	0.02	0.07	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.04
対象台風	T5522	T9119	T5415	T5415	T0418	T5412	T5412	T5412	T5412	T5412	T5412	T5412	T0416
気候変動前（実際）の中心気圧[hPa]	968	945	965	965	946	965	965	965	965	965	965	965	965
気候変動時の中心気圧の想定値[hPa]	967	941	964	964	942	964	964	964	964	964	964	964	964
中心気圧の低下量[hPa]	1	4	1	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1

(3) 波浪（風速）

広島沿岸の波浪条件は 30 年確率風速（「中瀬戸海域沖波推算調査沖波推算マニュアル」より）を基に算出されます。

気候変動による風速への影響については、台風の中心気圧と同様に、実際に発生した風速の年最大風速と d4PDF の年最大風速についてそれぞれ統計情報を作成し、再現期間が 30 年となる発生確率での風速値が気候変動時にどのように変化するかを調べています。

30 年確率風速が設定されている海域別の気候変動による風速変化率は、1.04 又は 1.05 倍となり、気候変動による風速の増大量は 1～1.7m/s と予測されています。

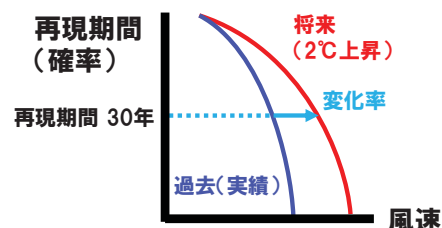


図 気候変動による海上風速の変化率

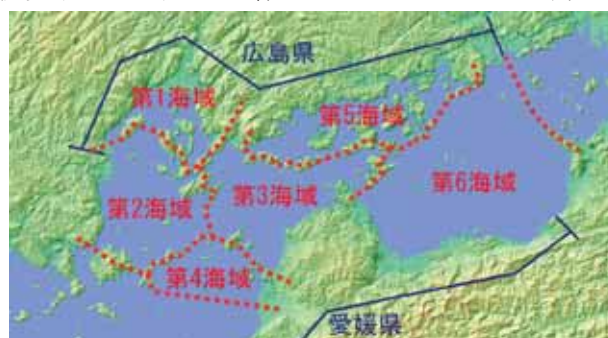


図 海域の区分（広島沿岸：第 1～3、5、6 海域）

	風速変化率
第1海域	1.04
第2海域	
第3海域	1.05
第5海域	
第6海域	

※広島港域における防護水準は、現行計画（伊勢湾台風規模・ルース台風経路の想定台風）の方が、既往最高潮位に気候変動を考慮した必要高よりも高いことを踏まえ、今回の変更においては見直しを行わないこととしています。

広島沿岸海岸保全基本計画

広島県 農林水産局 ため池・農地防災担当
 土木建築局 河 川 課
 土木建築局 港湾漁港整備課

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

TEL : 082 (228) 2111 (代表)

URL : <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/>